

# 学校における著作権教育アンケート調査

## 報 告 書

平成16年12月

企 画 (社)著作権情報センター

実 施 (社)日本教育工学振興会

協 力 文化庁長官官房著作権課

# も く じ

アンケート調査実施と報告について	3
<b>1 . 基本項目</b>	
問 1	4
問 2	5
問 2 - 2	6
<b>2 . 教員の意識</b>	
問 3	8
問 4	10
問 5	11
<b>3 . 教育指導</b>	
問 6	13
問 6 - 2	14
問 6 - 3	15
問 7	16
問 8	23
問 9	25
問 9 - 2	27
問 9 - 3	28
<b>4 . 学校運営</b>	
問 1 0	29
問 10 - 2	30
問 10 - 3	32
問 1 1	34
問 1 2	36
問 12 - 2	37
問 12 - 3	38
<b>5 . 教員研修</b>	
問 1 3	39

問 13 - 2	41
問 1 4	43
問 1 5	44

## 6 . 文化庁の情報

問 1 6	45
問 16 - 2	46
問 16 - 3	47
問 1 7	48
問 17 - 2	49
問 17 - 3	50

## 7 . その他のクロス集計

## 8 . 自由記述

# アンケート調査の実施と報告

## I. 「著作権教育アンケート調査」の目的

平成 14・15 年度から実施された新学習指導要領において、中学校・高等学校の教育内容に著作権の保護が盛り込まれました。また、平成 15 年 7 月には知的財産戦略本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が取りまとめられ、知的財産教育に関する児童・生徒向け教育を推進することとされています。

(社)著作権情報センター(CRIC)では、著作権思想の普及啓発活動为目标に、著作権に関する書籍の発行・セミナーの開催・著作権相談室の開催等を行っていますが、学校現場における著作権全般に対する認識、指導・運営面での実態を把握し、今後の著作権思想の普及啓発活動に反映させるため、文化庁の協力により「学校における著作権教育アンケート調査」を実施することいたしました。

### 1. 調査の内容

「教員の意識」、「教育指導」、「学校運営」、「教員研修」、「文化庁の情報」の 5 つのカテゴリに分類して調査を行いました。

### 2. 調査の対象と方法

無作為抽出による、全国国立・公立・私立の小・中・高等学校・特殊教育諸学校約 4,000 校へ「アンケート協力」を依頼し、あらかじめ JAPET 内のサーバに用意したアンケートページに回答する Web 回答方式としました。

### 3. 調査年月日

平成 16 年 6 月 20 日～7 月 30 日

## II. 集計と報告書

### 1. 回答状況(回答数/アンケート配布数/回収率)

全体	1,760/4,052/43.4%
小学校	894/2,340/38.2%
中学校	527/1,147/51.6%
高等学校・中等学校	312/ 523/59.7%
特殊教育諸学校	27/ 42/64.2%

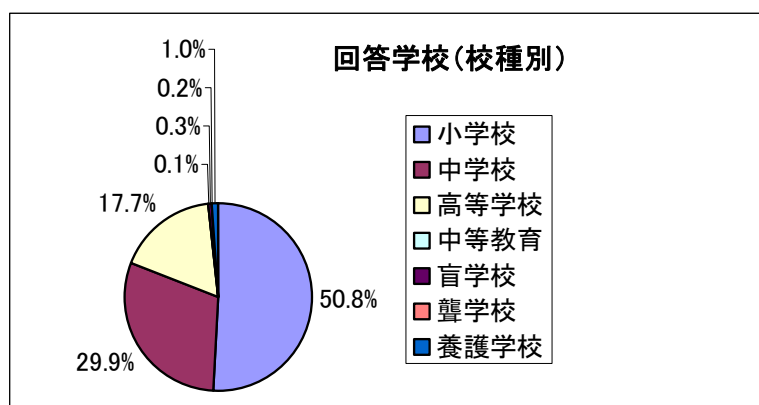
アンケート依頼を郵送後、休・廃校・統合などにより返送された分は、配布数から除いた。

## 【基本項目】

問1

回答学校数（校種・立別）

	回答内容(選択肢)	全体		公立		私立		国立	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
①	小学校	894	50.8%	889	54.0%	4	3.8%	1	10.0%
②	中学校	527	29.9%	490	29.8%	32	30.5%	5	50.0%
③	高等学校	311	17.7%	244	14.8%	66	62.9%	1	10.0%
④	中等教育	1	0.1%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%
⑤	盲学校	5	0.3%	3	0.2%	1	1.0%	1	10.0%
⑥	聾学校	4	0.2%	3	0.2%	0	0.0%	1	10.0%
⑦	養護学校	18	1.0%	16	1.0%	1	1.0%	1	10.0%
	合計	1,760	100.0%	1,645	100.0%	105	100.0%	10	100.0%
	立別比率		100.0%		93.5%		6.0%		0.6%



問1 あなたの所属する学校についてお答えください。

区分ごとに該当するものをえらんでください。

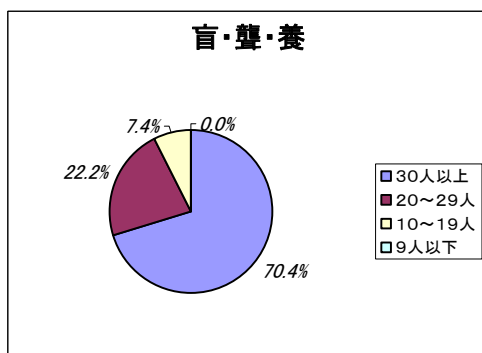
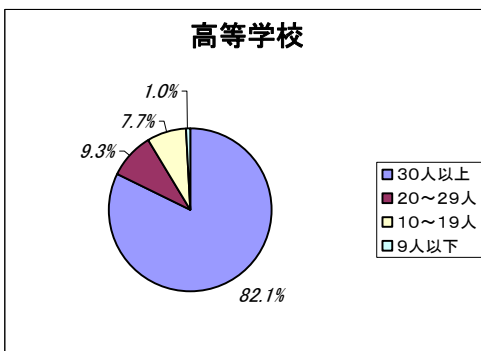
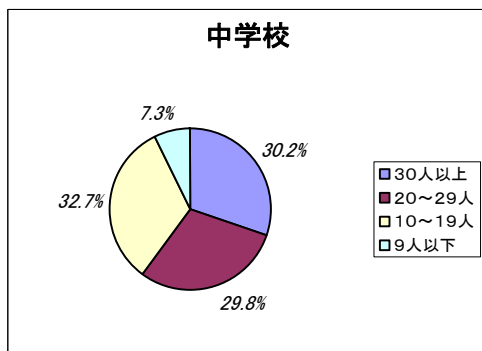
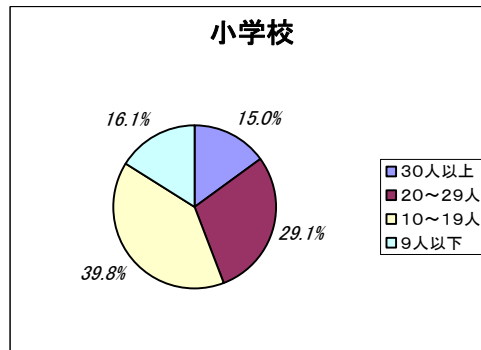
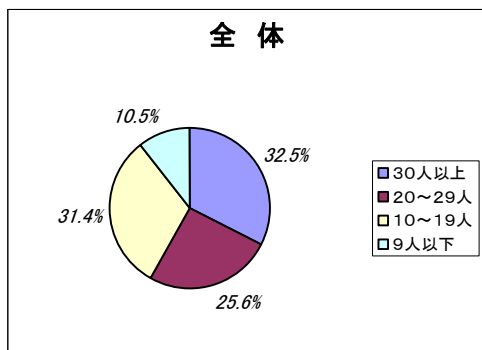
回答をいただいた学校は、小学校が約半数を占める 50.8%、続いて中学校 29.9%、高等学校（中等学校含む）17.8%、特殊教育（盲・聾・養護）学校 1.5%となっている。義務教育課程で約 80%を占める結果となった。

また立別の比較では、公立で 93.5%、私立で 6%を占めている。

問2

教員数（校長、教頭を除き、非常勤の教員を含む。）

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	30人以上	572 32.5%	134 15.0%	158 30.2%	257 82.1%	4 100.0%	19 70.4%
②	20～29人	451 25.6%	260 29.1%	156 29.8%	29 9.3%	0 0.0%	6 22.2%
③	10～19人	552 31.4%	355 39.8%	171 32.7%	24 7.7%	0 0.0%	2 7.4%
④	9人以下	185 10.5%	144 16.1%	38 7.3%	3 1.0%	0 0.0%	0 0.0%
	合計	1,760 100.0%	893 100.0%	523 100.0%	313 100.0%	4 100.0%	27 100.0%
	校種別比率	100.0%	50.7%	29.7%	17.8%	0.2%	1.5%



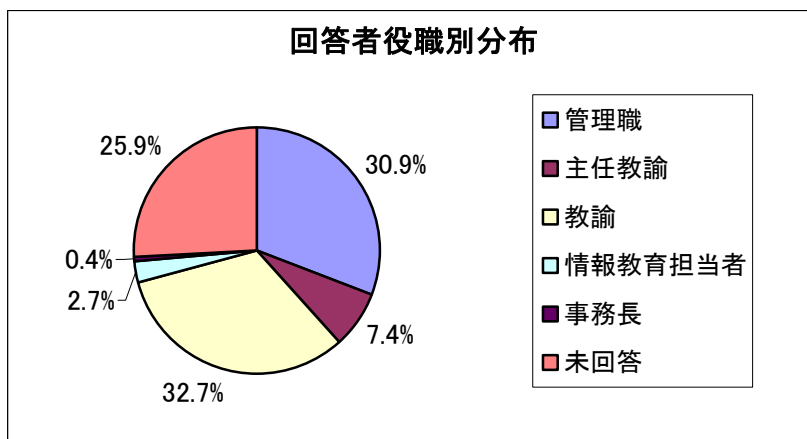
**問2 教員数(校長、教頭を除き、非常勤の教員を含む)**

全体では、30人以上 32.5%、20～29人 25.6%、10～19人 31.4%、9人以下 10.5%という分布となった。校種別では、小学校では10～19人、20～29人に合計で68.9%と集中、中学校では10～19人、20～29人、30人以上にそれぞれ1/3づつ分布、高等学校では30人以上に82.1%が集中するなど、それぞれ校種ごとに顕著な傾向が表れた。

問2-2

回答者プロフィール（記述のあった回答のみ）  
あなたの役職は何ですか

役職	人数	構成比
管理職	543	30.9%
主任教諭	130	7.4%
教諭	576	32.7%
情報教育担当者	48	2.7%
事務長	7	0.4%
未回答	456	25.9%
計	1,760	



**問2-2 回答者の役職**

自由記述としたために、未回答も約 25%あったが、約 80 通りの名称の回答が寄せられた。（ 1 参照）それを「管理職」、「主任教諭」、「教諭」、「情報教育担当者」、「事務長」の 5 つのカテゴリに分類して集計をした。

その結果、「教諭」が 32.7%を占め、次いで校長・教頭など「管理職」が 30.9%と続いている。

1 「**管理職**」： 学校長、校長、教頭、校務部長、総務部長、附属中学校長、副校長、副教頭

「**主任教諭**」： 学年主任、教務、教務課長、教務主任、教務担当教諭、教務部、教務部長、教務副部長、教務副主任、教諭（教務主任）、教諭（農場長）、研究主任、研修主任、工務主任、校務主任、社会科主任、主幹、主査、主事、主任、主任主査、進路指導主事、図書研修主任、生徒指導主事

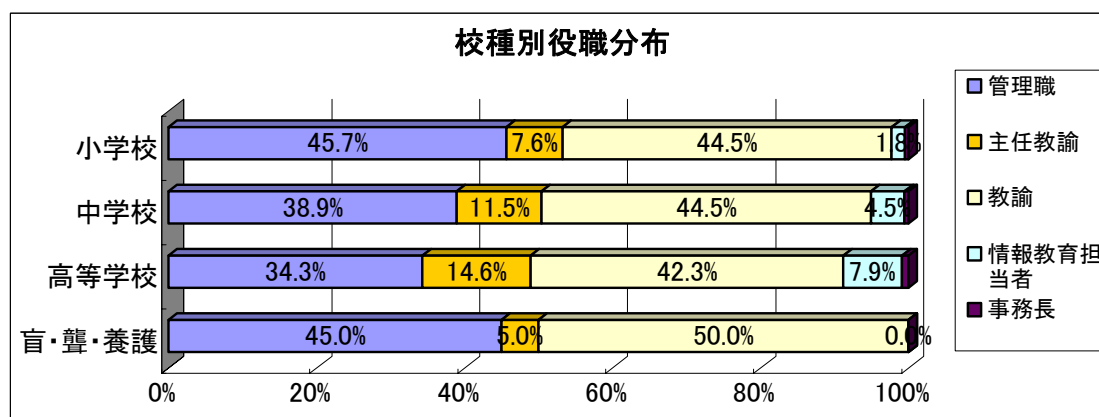
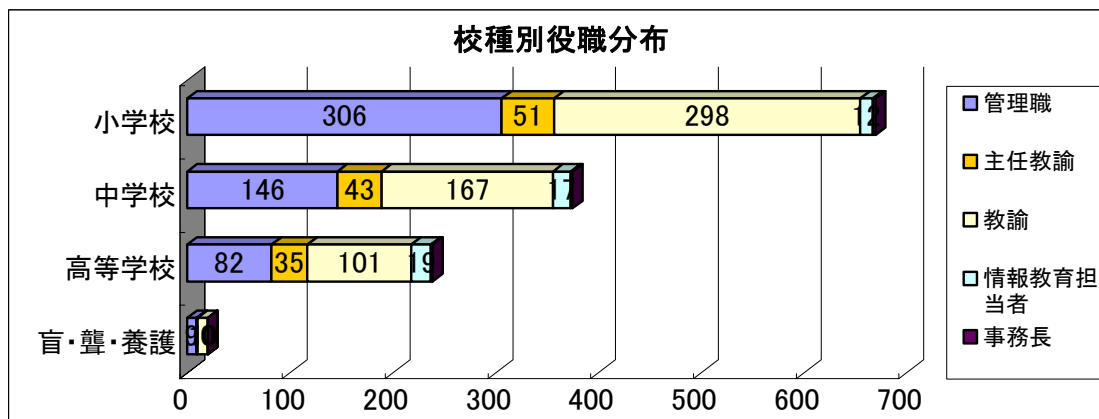
「**教諭**」： 教師、教諭、講師、一般教諭、英語科教諭、期限付き教諭、実習教諭、実習助手

「**情報教育担当者**」： CP 委員長、IT 視聴覚主任、PC 活用担当、PC 担当、技術科担当、教育情報部主任、教科情報代表、教務（情報教育担当）、教諭（情報教育担当）、司書、司書教諭、視聴覚、視聴覚課長、視聴覚主任、視聴覚部主任、情報化教育委員、情報科、情報化主任、情報化担当、情報管理者、情報管理主任、情報教育、情報教育係、情報教育室室長、情報教育主任、情報教育担当教諭、情報教育部主任、情報係、情報主任、情報処理部長、情報担当、情報入試部副主任、中高部 IT センター長

「**事務長**」： 事務長、事務主事、事務主任、事務職員、事務室課長心得

問2-3 校種別役職分布

	小学校		中学校		高等学校		盲・聾・養護		合計	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
管理職	306	45.7%	146	38.9%	82	34.3%	9	45.0%	543	41.5%
主任教諭	51	7.6%	43	11.5%	35	14.6%	1	5.0%	130	9.9%
教諭	298	44.5%	167	44.5%	101	42.3%	10	50.0%	576	44.1%
情報教育担当者	12	1.8%	17	4.5%	19	7.9%	0	0.0%	48	3.7%
事務長	3	0.4%	2	0.5%	2	0.8%	0	0.0%	7	0.5%
	670	100.0%	375	100.0%	239	100.0%	20	100.0%	1,307	100.0%



問2-3 校種別役職分布

校種別に役職の分布を見たが、「情報教育担当者」の比率が学歴が上がるに連れて高くなる他は、顕著な傾向は見当たらない。

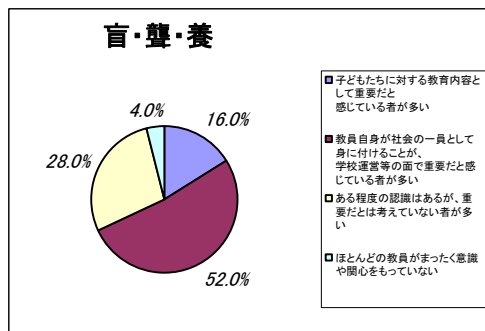
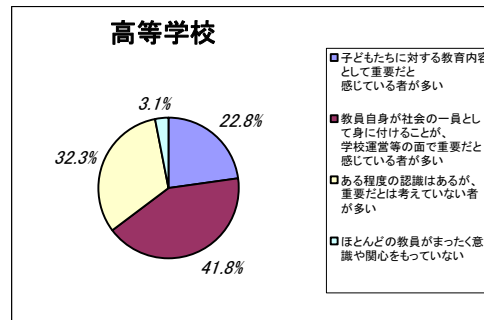
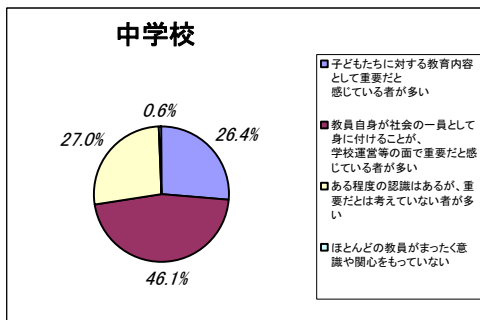
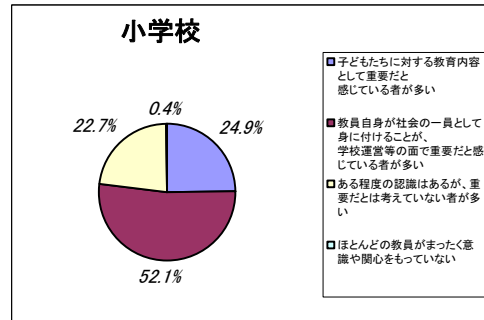
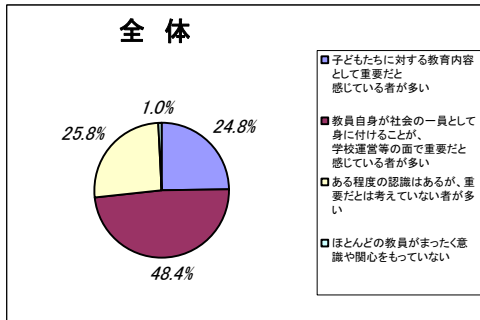


## 【教員の意識】

問3

あなたの学校の教員は、著作権についてどのような意識や関心をもっていますか。  
全体的な傾向として最も近いと思うものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)	全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
① 子どもたちに対する教育内容として重要だと感じている者が多い	412	24.8%	210	24.9%	131	26.4%	67	22.8%	0	0.0%	4	16.0%
② 教員自身が社会の一員として身に付けることが、学校運営等の面で重要だと感じている者が多い	805	48.4%	440	52.1%	229	46.1%	123	41.8%	0	0.0%	13	52.0%
③ ある程度の認識はあるが、重要だとは考えていない者が多い	429	25.8%	192	22.7%	134	27.0%	95	32.3%	1	100.0%	7	28.0%
④ ほとんどの教員がまったく意識や関心をもっていない	16	1.0%	3	0.4%	3	0.6%	9	3.1%	0	0.0%	1	4.0%
有効回答	1,662	100.0%	845	100.0%	497	100.0%	294	100.0%	1	100.0%	25	100.0%
未回答	9		4		3		1		0		1	
合計	1,671		849		500		295		1		26	



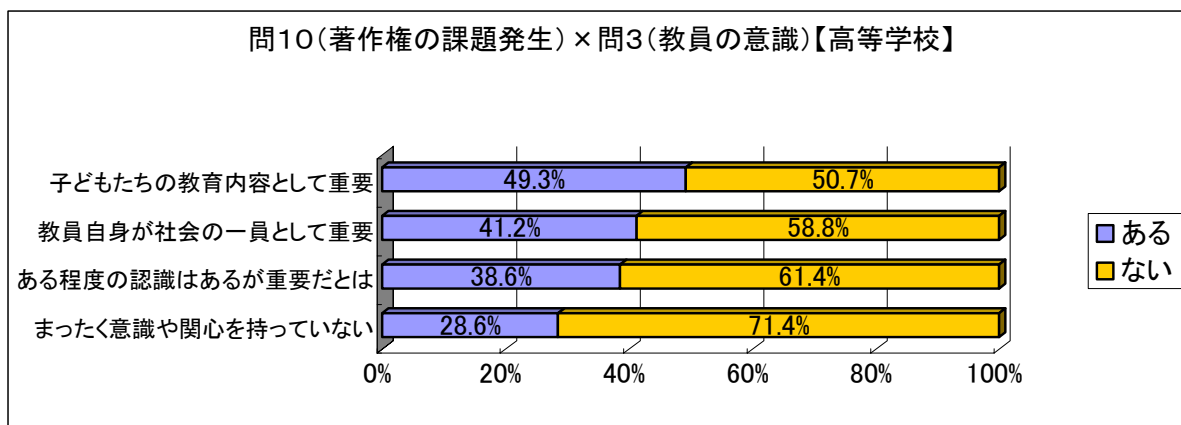
## 【教員の意識】

問3 あなたの学校の教員は、著作権についてどのような意識や関心を持っていますか。

全体の約50%の学校で、「教員自身が社会の一員として」著作権を知ることが重要だという意識をもつとともに、約26%が「子どもたちに対する教育内容として重要」と答えており、約4分の3が著作権に対する意識を持っていることになる。しかし、著作権の重要性を認識していない教員も4分の1以上いるのも現実で、教員研修の充実が必要と考えられる。

### クロス(問3×問10)

問3	問10 課題が発生したことが	
	ある	ない
子どもたちの教育内容として重要	49.3%	50.7%
教員自身が社会の一員として重要	41.2%	58.8%
ある程度の認識はあるが重要だとは	38.6%	61.4%
まったく意識や関心を持っていない	28.6%	71.4%



### 問3×問10のクロス集計について

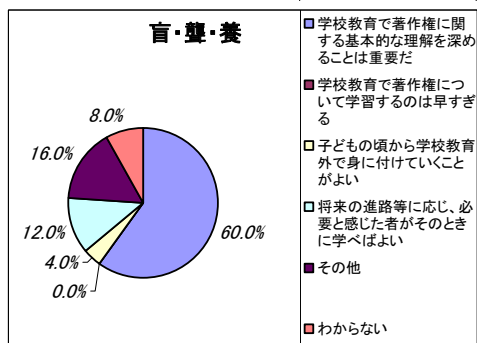
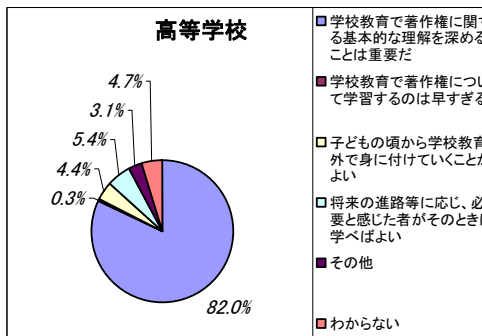
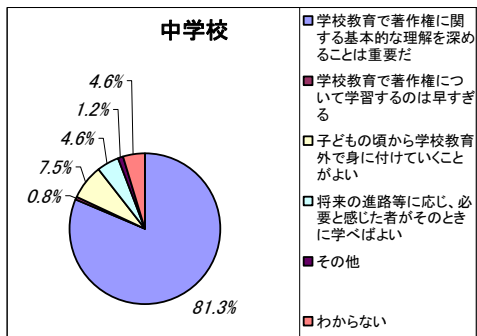
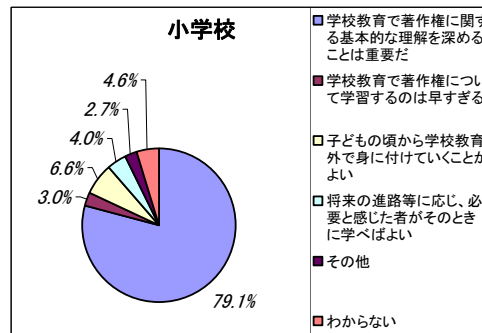
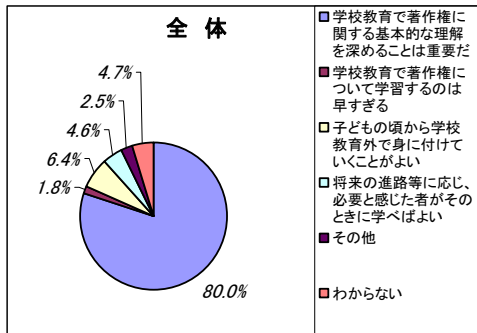
高等学校においては、「ある程度の知識はあるが、重要だと考えていない」教職員が32%強いが、問10「課題が発生した」学校は40%弱と非常に高い比率をしめている。このことから、計画的に教員研修を実施し、しっかりとした知識のもとに著作権教育を充実していく必要があるといえる。

特に、ファイル交換ソフトやネットワークゲーム等、学齢期が高くなるにつれて関心が高くなっていくことから、その学齢期にあった職員研修が重要である。

問4

あなたの学校では、その学校種別において子どもたちに対して著作権教育を行うことについて、どのように考えられていますか。 全体的な傾向として最も近いと思うものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 学校教育で著作権に関する基本的な理解を深めることは重要だ	1,330 80.0%	669 79.1%	403 81.3%	242 82.0%	1 100.0%	15 60.0%
② 学校教育で著作権について学習するのは早すぎる	30 1.8%	25 3.0%	4 0.8%	1 0.3%	0 0.0%	0 0.0%
③ 子どもの頃から学校教育外で身に付けていくことがよい	107 6.4%	56 6.6%	37 7.5%	13 4.4%	0 0.0%	1 4.0%
④ 将来の進路等に応じ、必要と感じた者がそのときに学べばよい	76 4.6%	34 4.0%	23 4.6%	16 5.4%	0 0.0%	3 12.0%
⑤ その他	42 2.5%	23 2.7%	6 1.2%	9 3.1%	0 0.0%	4 16.0%
⑥ わからない	78 4.7%	39 4.6%	23 4.6%	14 4.7%	0 0.0%	2 8.0%
有効回答	1,663 100.0%	846 100.0%	496 100.0%	295 100.0%	1 100.0%	25 100.0%
未回答	7	3	4	0	0	0
合計	1,670	849	500	295	1	25



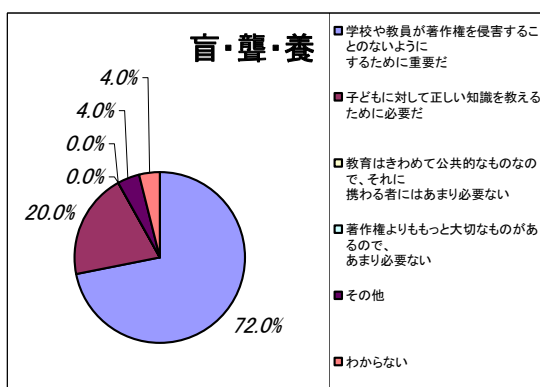
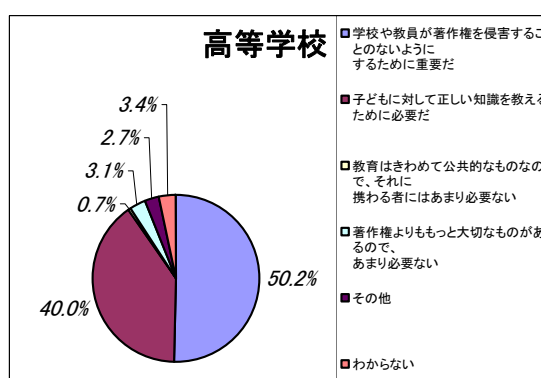
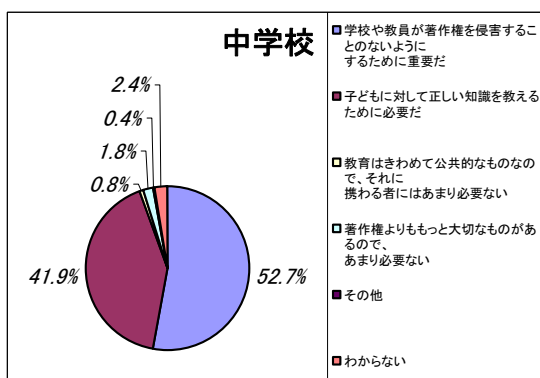
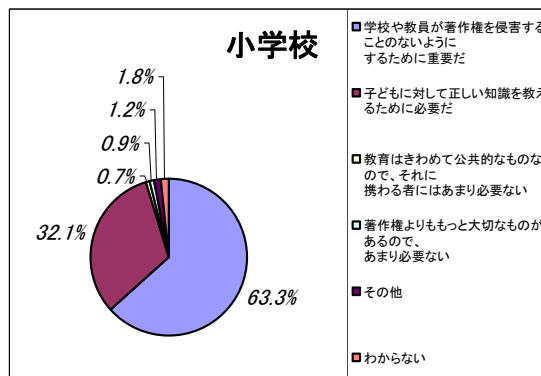
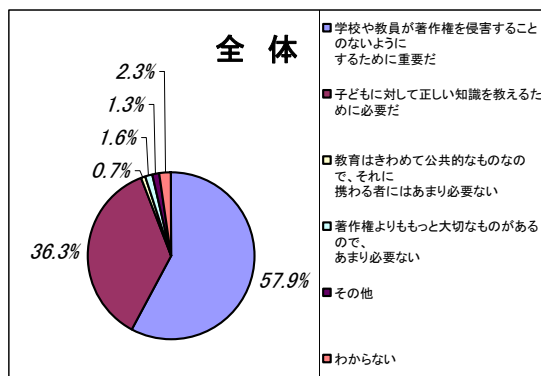
問4 あなたの学校では、その学校種別において子どもたちに対する著作権教育を行うことについて、どのように考えますか。

全体の80%が「著作権に関する基本的な理解」が重要と考えており、小学校よりも中学校、高等学校と年齢が進むにつれてその傾向が強くなっている。

問5

あなたの学校では、教員自身が著作権に関する知識を身に付けることについて、どのように考えられていますか。全体的な傾向として最も近いと思うものをひとつ選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	学校や教員が著作権を侵害することのないようにするために重要だ	963 57.9%	535 63.3%	262 52.7%	148 50.2%	0 0.0%	18 72.0%
②	子どもに対して正しい知識を教えるために必要だ	603 36.3%	271 32.1%	208 41.9%	118 40.0%	1 100.0%	5 20.0%
③	教育はきわめて公共的なものなので、それに携わる者にはあまり必要ない	12 0.7%	6 0.7%	4 0.8%	2 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
④	著作権よりももっと大切なものがあるので、あまり必要ない	26 1.6%	8 0.9%	9 1.8%	9 3.1%	0 0.0%	0 0.0%
⑤	その他	21 1.3%	10 1.2%	2 0.4%	8 2.7%	0 0.0%	1 4.0%
⑥	わからない	38 2.3%	15 1.8%	12 2.4%	10 3.4%	0 0.0%	1 4.0%
	有効回答	1,663 100.0%	845 100.0%	497 100.0%	295 100.0%	1 100.0%	25 100.0%
	未回答	8	4	3	0	0	1
	合計	1,671	849	500	295	1	26



問5 あなたの学校では、教員自身が著作権に関する知識を身に付けることについて、どのように考えていますか。

全体の約95%は、「著作権を侵害することのないようにするために必要( + )」であり「子どもに対して正しい知識を教えるために必要」と答えており、「教員自身が著作権を知ること」について、その重要性は認識されている。

サンプル数が少ないため一概に言えないが、盲・聾・養護学校では、「侵害することがないよ

うにするために必要」と答えている学校の比率が72%と高く、関心が非常に高いことから、今後この校種での研修の充実が必要であると考えられる。

全体的に「重要性」「必要性」を感じてはいるが、問13によれば全体の55%強は実際に1人も研修を受けていないのが現実である。

研修そのものの開催を知らない場合や、時間の確保が難しい場合など、その理由は様々考えられるため、文化庁ホームページやNICE R等で情報を一元的に周知していく手だてを講じることも必要と考える。

文化庁ホームページ：(<http://www.bunka.go.jp/>)

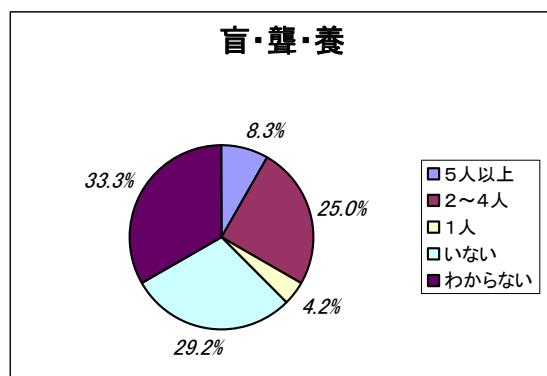
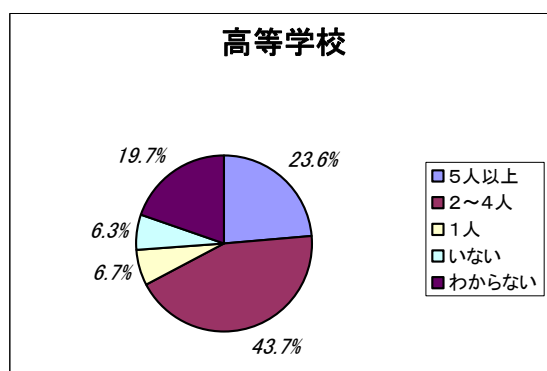
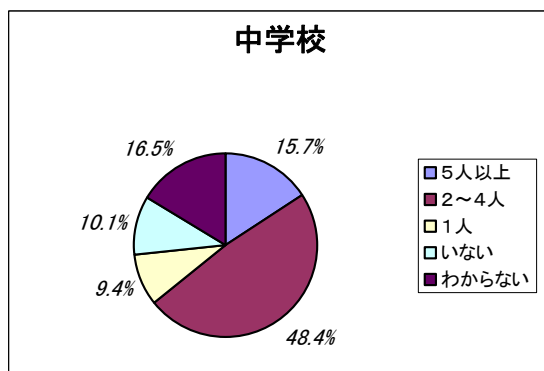
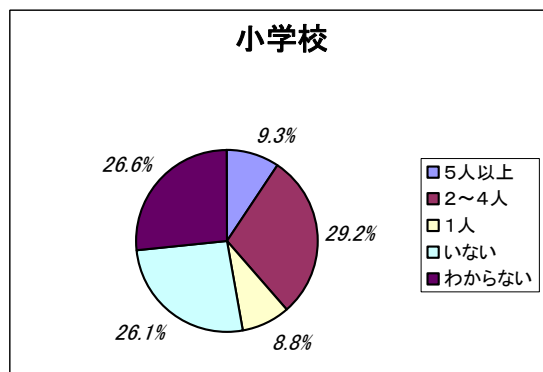
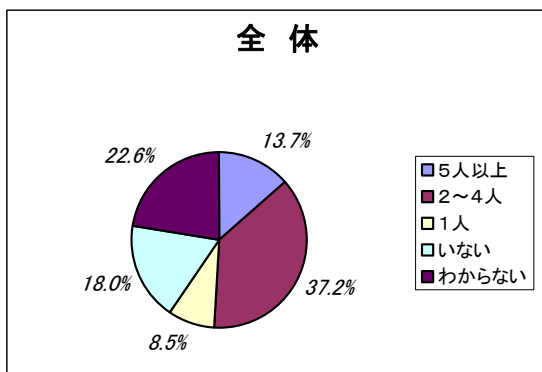
NICE Rホームページ：(<http://www.nicer.go.jp/>)

## 【教育指導】

問6

あなたの学校には、著作権を取り上げた授業(各教科での調べ学習の際に著作権の留意点を説明する場合や外部人材から著作権に関する話を聞く場合なども含みます。また、取り扱う時間数は問いません。)を行ったことがある教員は何人くらいいますか。過去3年間であなたが把握している範囲で結構です。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	5人以上	192	13.7%	68	9.3%	62	15.7%	60	23.6%	0	0.0%	2	8.3%
②	2～4人	521	37.2%	213	29.2%	191	48.4%	111	43.7%	0	0.0%	6	25.0%
③	1人	119	8.5%	64	8.8%	37	9.4%	17	6.7%	0	0.0%	1	4.2%
④	いない	253	18.0%	190	26.1%	40	10.1%	16	6.3%	0	0.0%	7	29.2%
⑤	わからない	317	22.6%	194	26.6%	65	16.5%	50	19.7%	0	0.0%	8	33.3%
有効回答		1,402	100.0%	729	100.0%	395	100.0%	254	100.0%	0	0.0%	24	100.0%
未回答		2		1		1		0		0	0.0%	0	
合計		1,404		730		396		254		0	0.0%	24	



## 【教育指導】

問6 あなたの学校には、著作権を取り上げた授業を行ったことがある教員は何人くらいいますか。

全体では、約60% ( + + )が「著作権を取り上げた授業」を実施している。

小学校では、47%が実施しているが、中学校、高等学校では約75%が実施している。これは、中学校では「技術家庭科」、高等学校では「教科情報」において、情報教育が必修となっていること

が原因と考える。

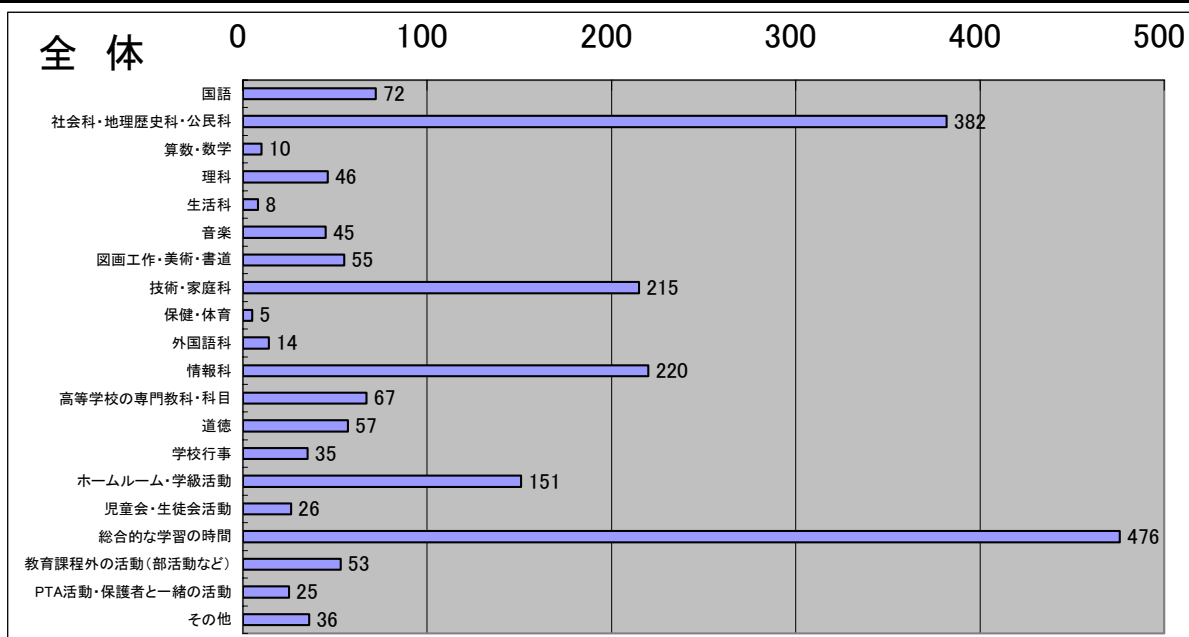
問12によれば「資料がない」と答えているのが15%であり、ほとんどの学校では何らかの資料を保有していると考えられるが、その割には「著作権を取り上げた授業」の実施率が低いように思われる。しかし、学校内において資料の存在が認知されているかは不明であり、学校への啓発活動が必要と思われる。

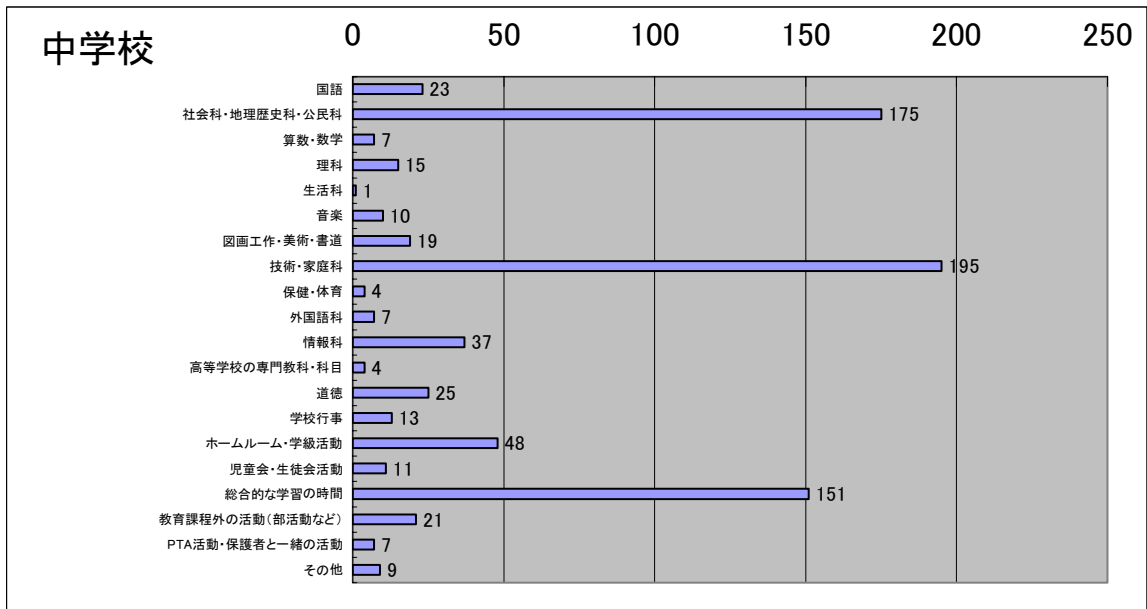
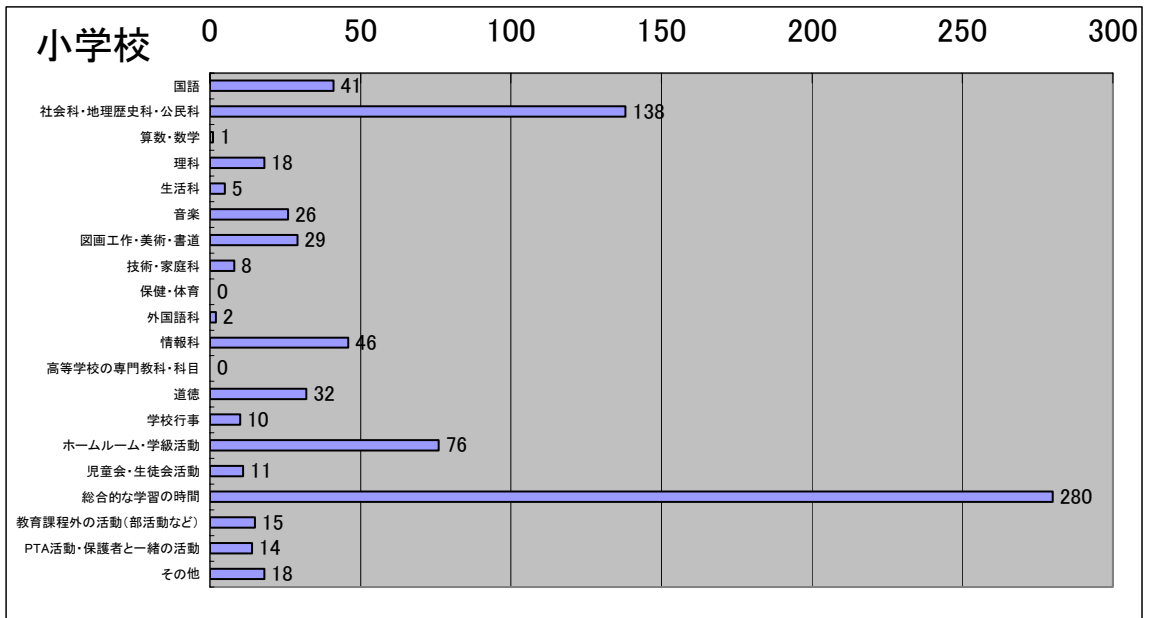
問6-2

問6で①、②又は③を選んだ方に伺います。

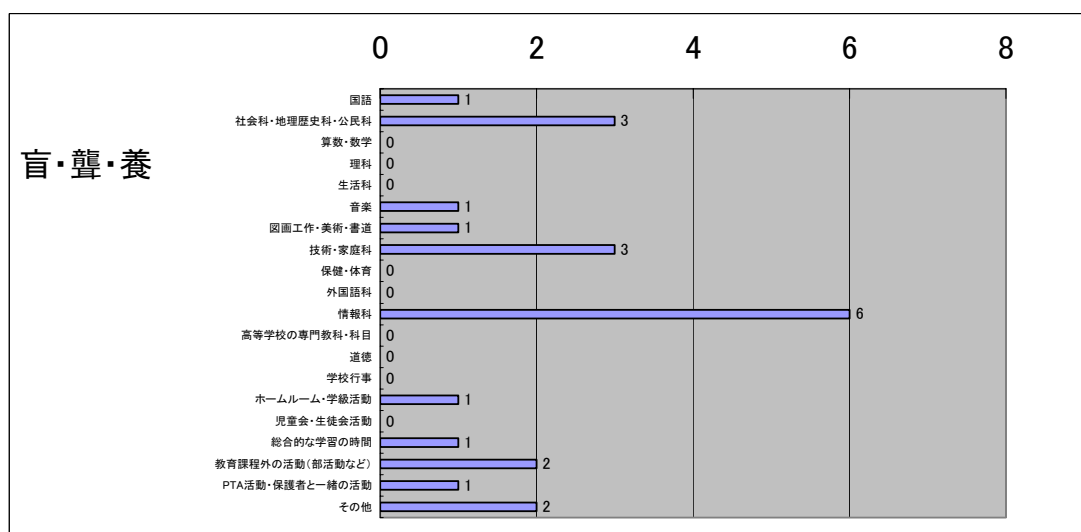
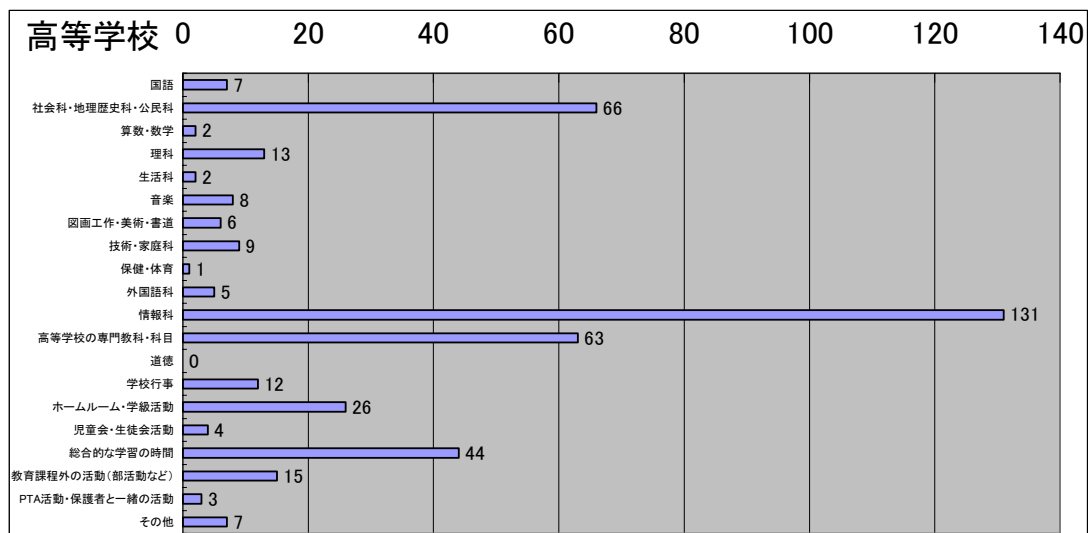
それはどのような教育活動ですか。当てはまるものをいくつでも選んでください。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 国語	72 8.7%	41 11.9%	23 7.9%	7 3.7%	0 0.0%	1 11.1%
② 社会科・地理歴史科・公民科	382 45.9%	138 40.0%	175 60.3%	66 35.1%	0 0.0%	3 33.3%
③ 算数・数学	10 1.2%	1 0.3%	7 2.4%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%
④ 理科	46 5.5%	18 5.2%	15 5.2%	13 6.9%	0 0.0%	0 0.0%
⑤ 生活科	8 1.0%	5 1.4%	1 0.3%	2 1.1%	0 0.0%	0 0.0%
⑥ 音楽	45 5.4%	26 7.5%	10 3.4%	8 4.3%	0 0.0%	1 11.1%
⑦ 図画工作・美術・書道	55 6.6%	29 8.4%	19 6.6%	6 3.2%	0 0.0%	1 11.1%
⑧ 技術・家庭科	215 25.8%	8 2.3%	195 67.2%	9 4.8%	0 0.0%	3 33.3%
⑨ 保健・体育	5 0.6%	0 0.0%	4 1.4%	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
⑩ 外国語科	14 1.7%	2 0.6%	7 2.4%	5 2.7%	0 0.0%	0 0.0%
⑪ 情報科	220 26.4%	46 13.3%	37 12.8%	131 69.7%	0 0.0%	6 66.7%
⑫ 高等学校の専門教科・科目	67 8.1%	0 0.0%	4 1.4%	63 33.5%	0 0.0%	0 0.0%
⑬ 道徳	57 6.9%	32 9.3%	25 8.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
⑭ 学校行事	35 4.2%	10 2.9%	13 4.5%	12 6.4%	0 0.0%	0 0.0%
⑮ ホームルーム・学級活動	151 18.1%	76 22.0%	48 16.6%	26 13.8%	0 0.0%	1 11.1%
⑯ 児童会・生徒会活動	26 3.1%	11 3.2%	11 3.8%	4 2.1%	0 0.0%	0 0.0%
⑰ 総合的な学習の時間	476 57.2%	280 81.2%	151 52.1%	44 23.4%	0 0.0%	1 11.1%
⑱ 教育課程外の活動(部活動など)	53 6.4%	15 4.3%	21 7.2%	15 8.0%	0 0.0%	2 22.2%
⑲ PTA活動・保護者と一緒に活動	25 3.0%	14 4.1%	7 2.4%	3 1.6%	0 0.0%	1 11.1%
⑳ その他	36 4.3%	18 5.2%	9 3.1%	7 3.7%	0 0.0%	2 22.2%
有効回答	1,998 240.1%	770 223.2%	782 269.7%	424 225.5%	0 0.0%	22 244.4%
回答者数	832	345	290	188	0	9









問6-2 問6で①、②又は③を選んだ方に伺います。それはどのような教育活動ですか。

小学校では「総合的な学習の時間」、中学校では「技術家庭科」と「総合的な学習の時間」、高等学校では「教科情報」において、著作権教育を実施することが多い。これは、教育課程で、情報教育を扱わなければならないか、扱うことができる教科等であるためである。

このことから、情報教育のカリキュラムの一部として、著作権教育を義務化（カリキュラム化）することで、すべての校種において実施率を高めることができるものとする。

さらに、どの校種でも「社会科、地理歴史科、公民科」で実施することが多いことから、資料や事例集を充実することが急務であると言える。

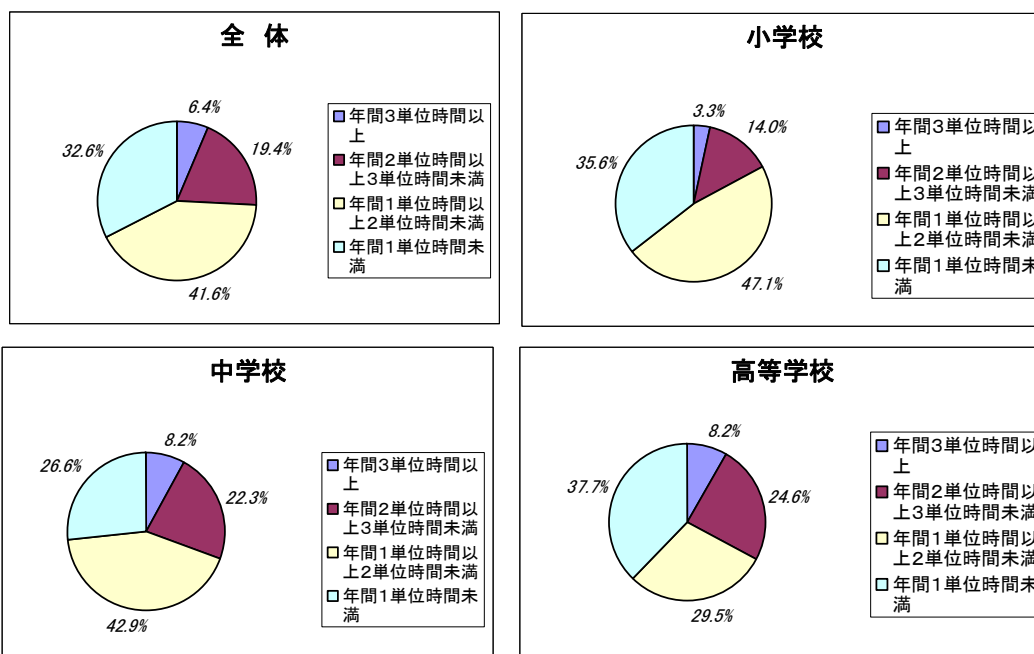
また、多少ではあるが、文化庁が提唱している「教科指導内での著作権教育の実施」が行われていることから、今後も「場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方」等の教材・事例を周知していくことで実施率が高められると考える。

問6-3

問6-2で①～⑦を選んだ方に伺います。

著作権について取り扱う場合、どれくらいの時間をかけていますか(すべての教育活動の合計ではなく、上記①～⑦の別に区分して最も多い場合で選んでください。)

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	年間3単位時間以上	51	6.4%	11	3.3%	23	8.2%	15	8.2%	0	0.0%	2	22.2%
②	年間2単位時間以上3単位時間未満	156	19.4%	46	14.0%	63	22.3%	45	24.6%	0	0.0%	2	22.2%
③	年間1単位時間以上2単位時間未満	334	41.6%	155	47.1%	121	42.9%	54	29.5%	0	0.0%	4	44.4%
④	年間1単位時間未満	262	32.6%	117	35.6%	75	26.6%	69	37.7%	0	0.0%	1	11.1%
有効回答		803	100.0%	329	100.0%	282	100.0%	183	100.0%	0	0.0%	9	100.0%
未回答		7		3		1		3		0		0	
合計		810		332		283		186		0		9	



問6-3 問6-2で①～⑦を選んだ方に伺います。著作権教育について取り扱う場合、どれくらいの時間をかけていますか。

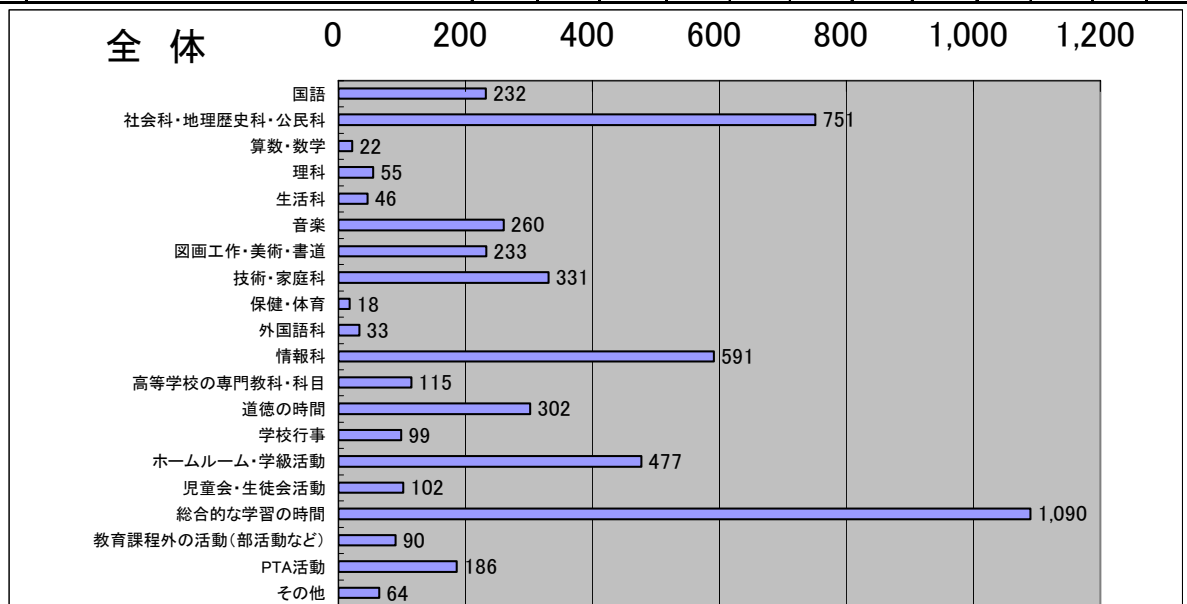
学校種により、扱う時間はまちまちである。このことから、画一的なカリキュラムが存在せず、指導教員個々の計画で実施されていることが伺える。

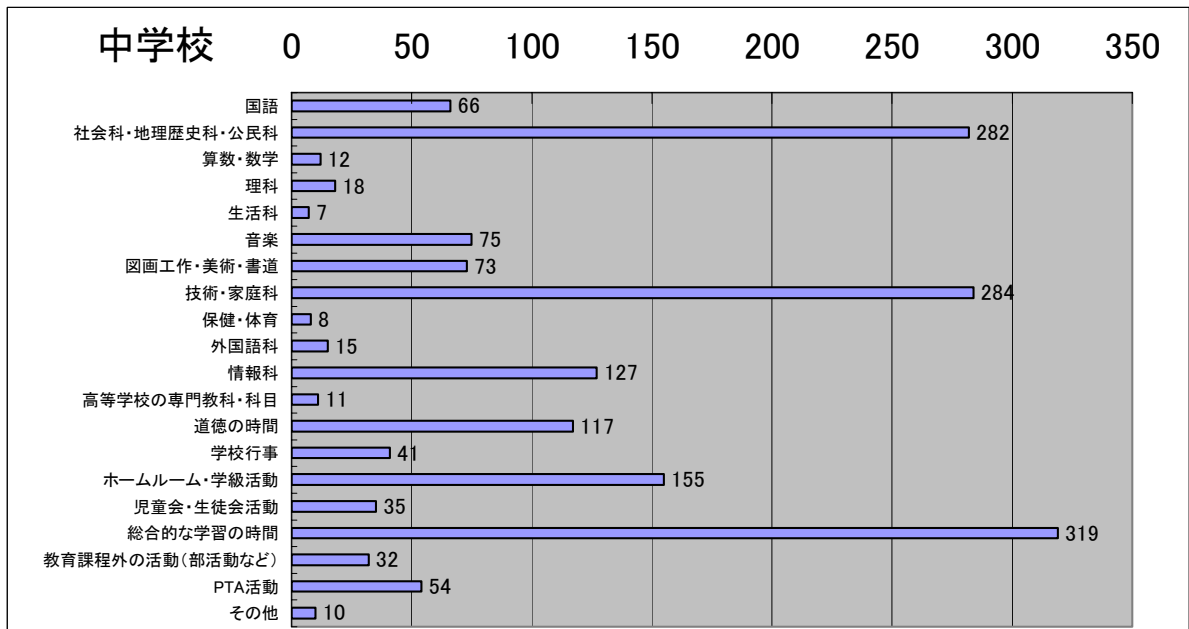
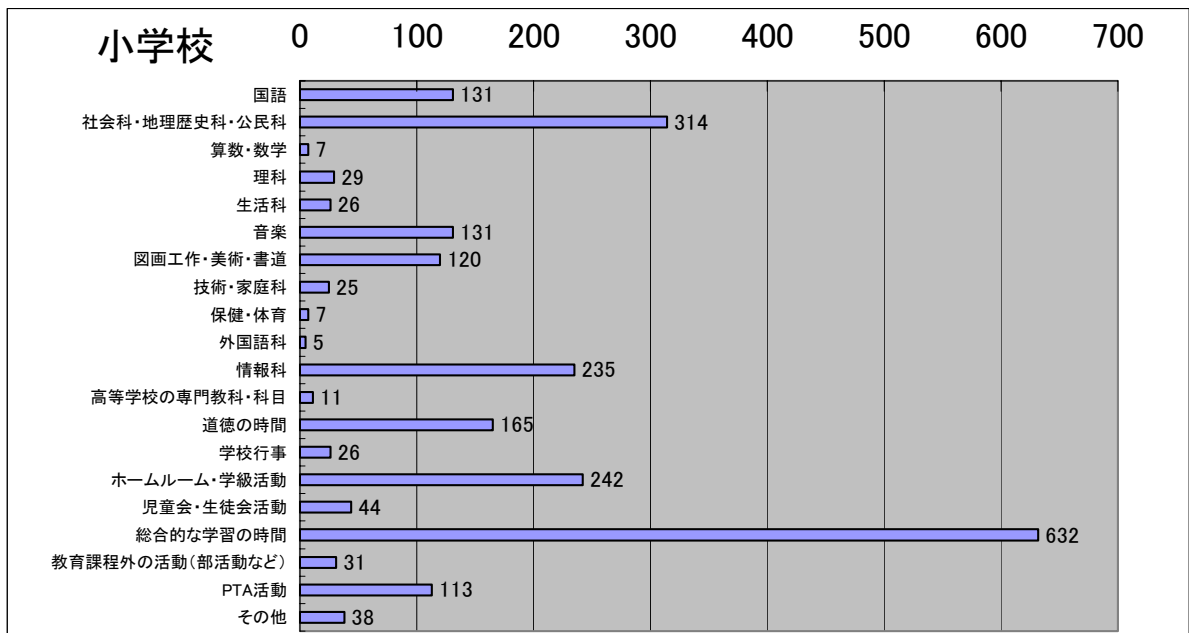
カリキュラムを整備し、資料や事例を周知することが重要である。

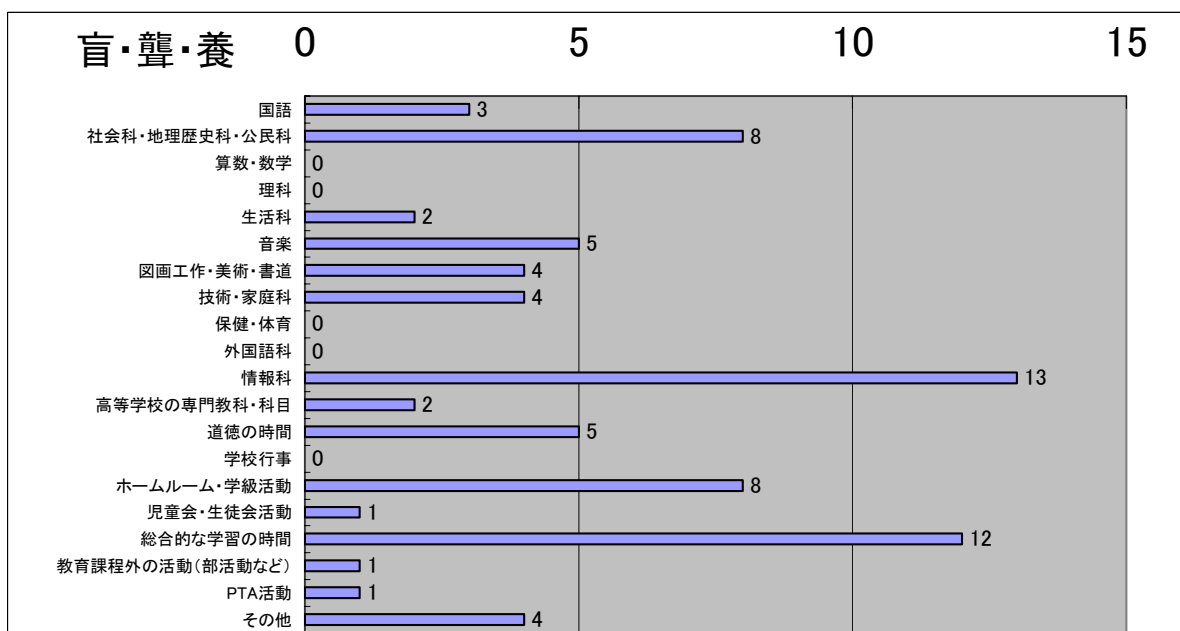
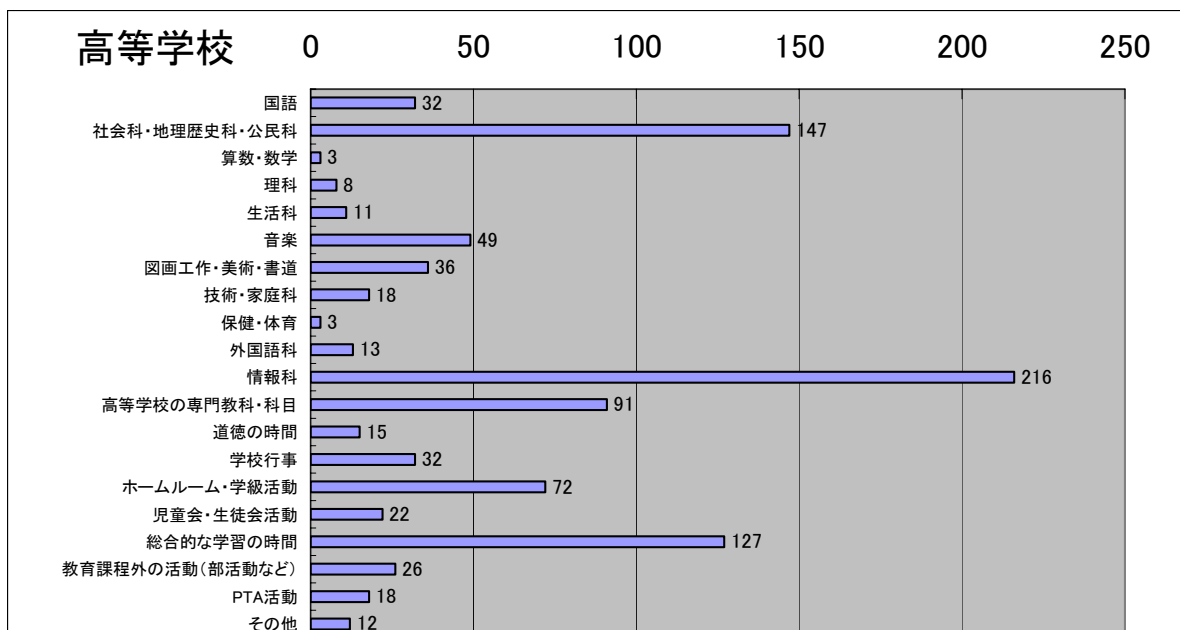
問7

児童・生徒に対する教育活動の中で、どのような機会に著作権について指導することが有効と考えられますか。  
あなたの学校の子どもたちの実態に照らして有効と思うものをいくつでも選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	国語	232	14.9%	131	16.5%	66	14.4%	32	11.5%	0	0.0%	3	12.0%
②	社会科・地理歴史科・公民科	751	48.4%	314	39.6%	282	61.7%	147	52.7%	0	0.0%	8	32.0%
③	算数・数学	22	1.4%	7	0.9%	12	2.6%	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
④	理科	55	3.5%	29	3.7%	18	3.9%	8	2.9%	0	0.0%	0	0.0%
⑤	生活科	46	3.0%	26	3.3%	7	1.5%	11	3.9%	0	0.0%	2	8.0%
⑥	音楽	260	16.7%	131	16.5%	75	16.4%	49	17.6%	0	0.0%	5	20.0%
⑦	図画工作・美術・書道	233	15.0%	120	15.2%	73	16.0%	36	12.9%	0	0.0%	4	16.0%
⑧	技術・家庭科	331	21.3%	25	3.2%	284	62.1%	18	6.5%	0	0.0%	4	16.0%
⑨	保健・体育	18	1.2%	7	0.9%	8	1.8%	3	1.1%	0	0.0%	0	0.0%
⑩	外国語科	33	2.1%	5	0.6%	15	3.3%	13	4.7%	0	0.0%	0	0.0%
⑪	情報科	591	38.1%	235	29.7%	127	27.8%	216	77.4%	0	0.0%	13	52.0%
⑫	高等学校の専門教科・科目	115	7.4%	11	1.4%	11	2.4%	91	32.6%	0	0.0%	2	8.0%
⑬	道徳の時間	302	19.4%	165	20.8%	117	25.6%	15	5.4%	0	0.0%	5	20.0%
⑭	学校行事	99	6.4%	26	3.3%	41	9.0%	32	11.5%	0	0.0%	0	0.0%
⑮	ホームルーム・学級活動	477	30.7%	242	30.6%	155	33.9%	72	25.8%	0	0.0%	8	32.0%
⑯	児童会・生徒会活動	102	6.6%	44	5.6%	35	7.7%	22	7.9%	0	0.0%	1	4.0%
⑰	総合的な学習の時間	1,090	70.2%	632	79.8%	319	69.8%	127	45.5%	0	0.0%	12	48.0%
⑱	教育課程外の活動(部活動など)	90	5.8%	31	3.9%	32	7.0%	26	9.3%	0	0.0%	1	4.0%
⑲	PTA活動	186	12.0%	113	14.3%	54	11.8%	18	6.5%	0	0.0%	1	4.0%
⑳	その他	64	4.1%	38	4.8%	10	2.2%	12	4.3%	0	0.0%	4	16.0%
	有効回答	5,097	328.2%	2,332	294.4%	1,741	381.0%	951	340.9%	0	0.0%	73	292.0%
	回答者数	1,553		792		457		279		0		25	







問7 児童・生徒に対する教育活動の中で、どのような機会に著作権について指導することが有効と考えられますか。

全体的には、「社会科・地理歴史科・公民科」、「情報科」、「総合的な学習の時間」、「ホームルーム・学級活動」が上位を占めている。

また、「音楽」や「図画工作・美術・書道」での指導が有効との解答が目立ち、直接、著作権にかかわる教科内で指導すべきとの考えが伺える。

## 問7と問6 - 2とのクロス集計

### クロス(問6-2×問7)

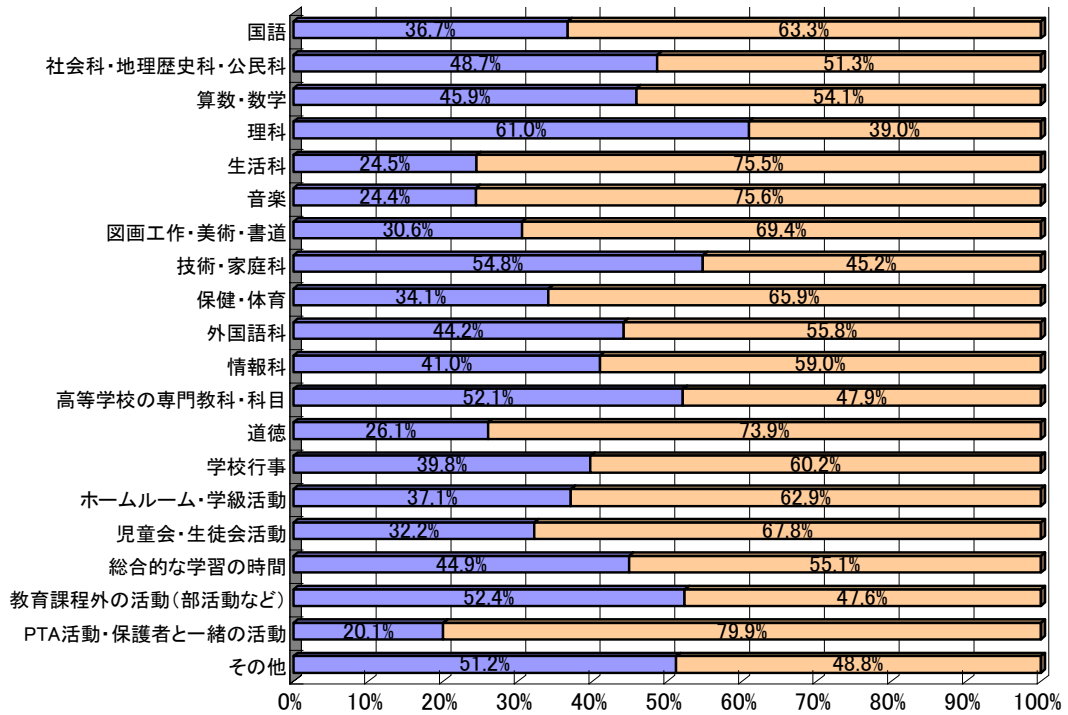
	全体			小学校			中学校			高等学校		
	実態(6-2)	有効(問7)	計	実態	有効	計	実態	有効	計	実態	有効	計
① 国語	36.7%	63.3%	23.6%	41.8%	58.2%	28.4%	35.4%	64.6%	22.4%	24.5%	75.5%	15.2%
② 社会科・地理歴史科・公民科	48.7%	51.3%	94.3%	50.2%	49.8%	79.6%	49.4%	50.6%	122.1%	40.0%	60.0%	87.8%
③ 算数・数学	45.9%	54.1%	2.6%	24.7%	75.3%	1.2%	47.9%	52.1%	5.0%	49.7%	50.3%	2.1%
④ 理科	61.0%	39.0%	9.1%	58.8%	41.2%	8.9%	56.8%	43.2%	9.1%	70.7%	29.3%	9.8%
⑤ 生活科	24.5%	75.5%	3.9%	30.6%	69.4%	4.7%	18.4%	81.6%	1.9%	21.2%	78.8%	5.0%
⑥ 音楽	24.4%	75.6%	22.2%	31.3%	68.7%	24.1%	17.4%	82.6%	19.9%	19.5%	80.5%	21.8%
⑦ 図画工作・美術・書道	30.6%	69.4%	21.6%	35.7%	64.3%	23.6%	29.1%	70.9%	22.5%	19.8%	80.2%	16.1%
⑧ 技術・家庭科	54.8%	45.2%	47.2%	42.4%	57.6%	5.5%	52.0%	48.0%	129.4%	42.6%	57.4%	11.2%
⑨ 保健・体育	34.1%	65.9%	1.8%	0.0%	100.0%	0.9%	44.1%	55.9%	3.1%	33.1%	66.9%	1.6%
⑩ 外国語科	44.2%	55.8%	3.8%	47.9%	52.1%	1.2%	42.4%	57.6%	5.7%	36.3%	63.7%	7.3%
⑪ 情報科	41.0%	59.0%	64.5%	31.0%	69.0%	43.0%	31.5%	68.5%	40.5%	47.4%	52.6%	147.1%
⑫ 高等学校の専門教科・科目	52.1%	47.9%	15.5%	0.0%	100.0%	1.4%	36.4%	63.6%	3.8%	50.7%	49.3%	66.1%
⑬ 道徳	26.1%	73.9%	26.3%	30.8%	69.2%	30.1%	25.2%	74.8%	34.2%	0.0%	100.0%	5.4%
⑭ 学校行事	39.8%	60.2%	10.6%	46.9%	53.1%	6.2%	33.3%	66.7%	13.5%	35.8%	64.2%	17.9%
⑮ ホームルーム・学級活動	37.1%	62.9%	48.9%	41.9%	58.1%	52.6%	32.8%	67.2%	50.5%	34.9%	65.1%	39.6%
⑯ 児童会・生徒会活動	32.2%	67.8%	9.7%	36.5%	63.5%	8.7%	33.1%	66.9%	11.5%	21.2%	78.8%	10.0%
⑰ 総合的な学習の時間	44.9%	55.1%	127.4%	50.4%	49.6%	161.0%	42.7%	57.3%	121.9%	34.0%	66.0%	68.9%
⑱ 教育課程外の活動(部活動など)	52.4%	47.6%	12.2%	52.6%	47.4%	8.3%	50.8%	49.2%	14.2%	46.1%	53.9%	17.3%
⑲ PTA活動・保護者と一緒に活動	20.1%	79.9%	15.0%	22.1%	77.9%	18.3%	17.0%	83.0%	14.2%	19.8%	80.2%	8.0%
⑳ その他	51.2%	48.8%	8.4%	52.1%	47.9%	10.0%	58.6%	41.4%	5.3%	46.4%	53.6%	8.0%

問7の全体では、「音楽」や「図画工作・美術・書道」等の著作権に関わる教材を扱う教科の指導が有効と考えられているが、現実には教科での指導があまり実施されておらず、チャンスを生かした指導の実践を目指していく必要がある。<次ページグラフ参照>

## 科目別実態・理想度比較(全体)

■ 実態(6-2)

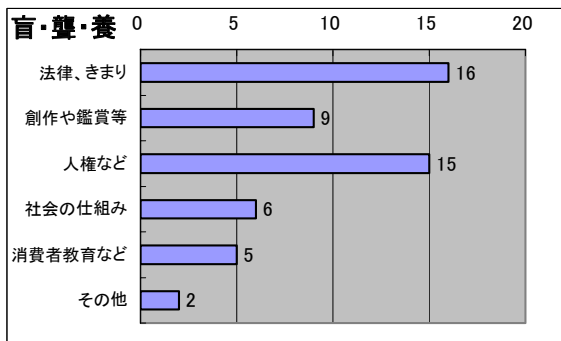
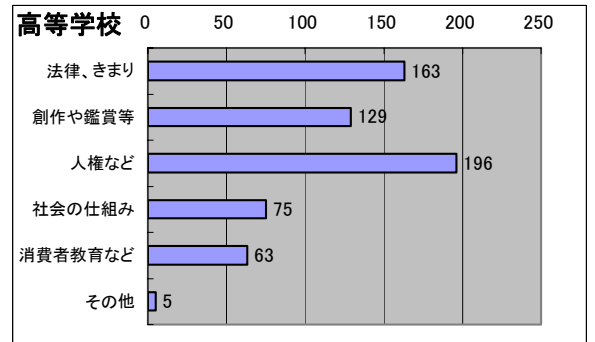
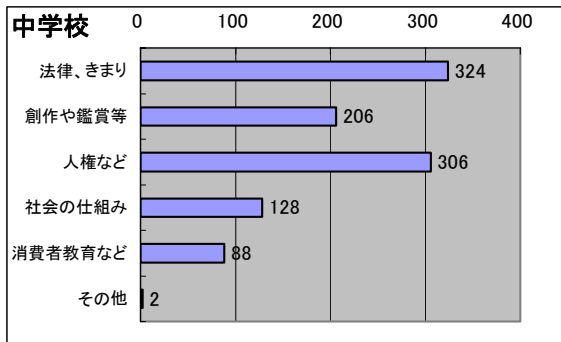
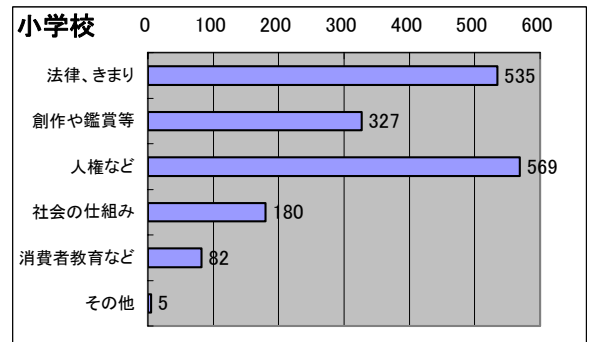
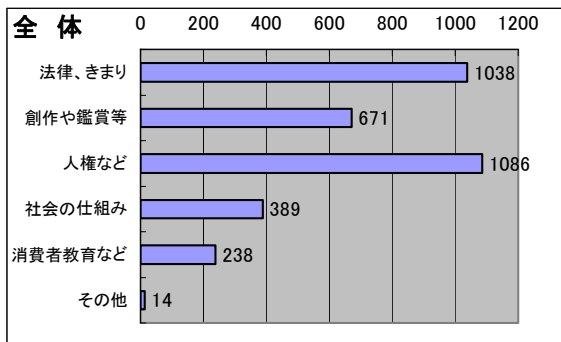
■ 有効(問7)



問8

児童・生徒に対して著作権について指導する場合、どのような観点から取り上げることが有効と考えられますか。  
あなたの学校の子もたちの実態に照らして有効と思うものをいくつでも選んでください。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	法律、きまり、ルールの大切さを学ぶ観点から	1,038	66.8%	535	67.6%	324	70.9%	163	58.4%	0	0.0%	16	64.0%
②	創作や鑑賞等を通じて文化的な作品を大切に する観点から	671	43.2%	327	41.3%	206	45.1%	129	46.2%	0	0.0%	9	36.0%
③	人権など他人の権利を尊重する観点から	1,086	69.9%	569	71.8%	306	67.0%	196	70.3%	0	0.0%	15	60.0%
④	社会の仕組みを理解させる観点から	389	25.0%	180	22.7%	128	28.0%	75	26.9%	0	0.0%	6	24.0%
⑤	消費者教育など生活上の課題を考えさせる 観点から	238	15.3%	82	10.4%	88	19.3%	63	22.6%	0	0.0%	5	20.0%
⑥	その他	14	0.9%	5	0.6%	2	0.4%	5	1.8%	0	0.0%	2	8.0%
有効回答		3,436	221.2%	1,698	214.4%	1,054	230.6%	631	226.2%	0	0.0%	53	212.0%
回答者数		1,553		792		457		279		0		25	



問8 児童・生徒に対して著作権について指導する場合、どのような観点から取り上げることが有効と考えられますか。

どの校種でも同様の傾向を示しており、特筆すべきことはない。

問7との関連で、「法律、きまり、ルールの大切さを学ぶ観点から」と「人権など他人の権利を尊重する観点から」の比率が大勢をしめているが、これは、社会科における指導内容でもあり、問7



において「社会科・地理歴史科・公民科」が高くなっていることと一致している。

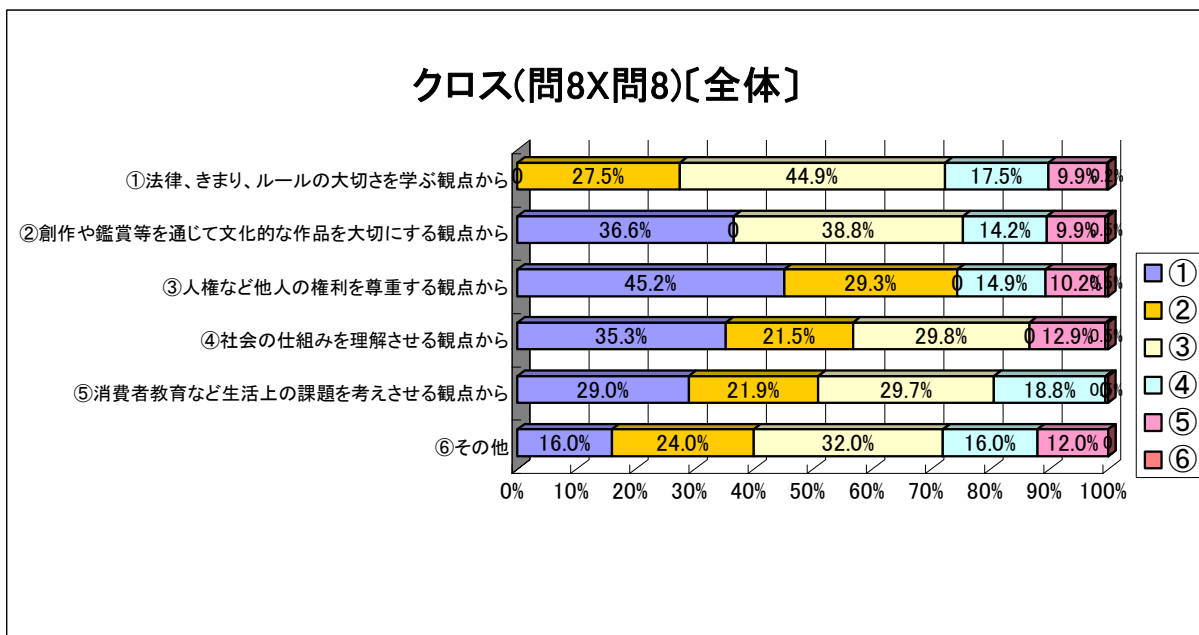
また、「創作や鑑賞等を通じて文化的な作品を大切にする観点から」についても、「音楽」や「図画工作・美術・書道」の比率が高く、同様の傾向が伺える。

このことから、これらの教科についての事例や資料等、周知・啓発を充実していくことが大切と考える。

### 問8と問8とのクロス集計

クロス(問8×問8)

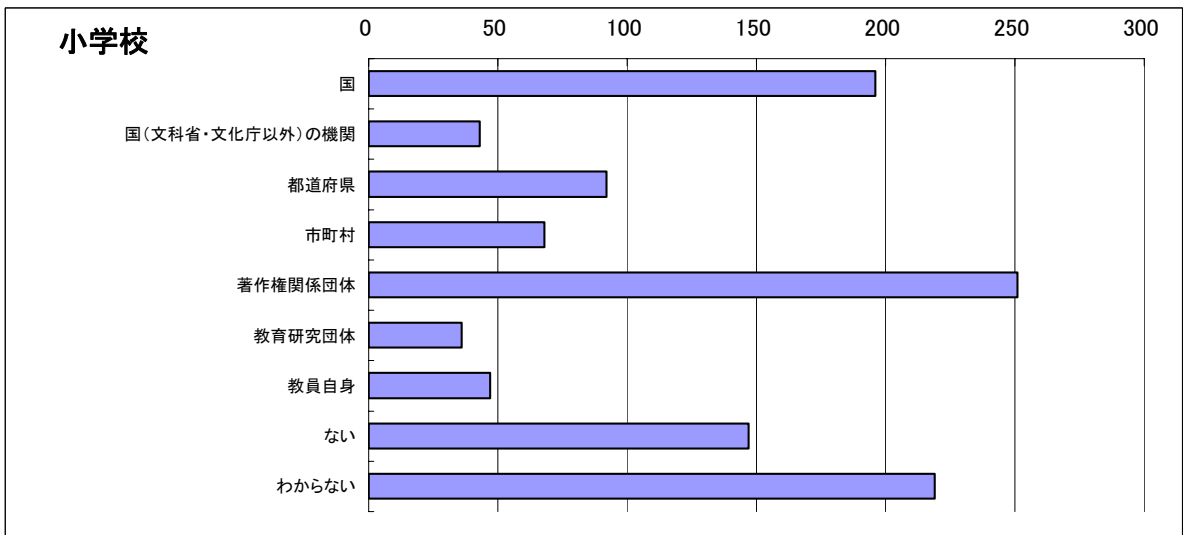
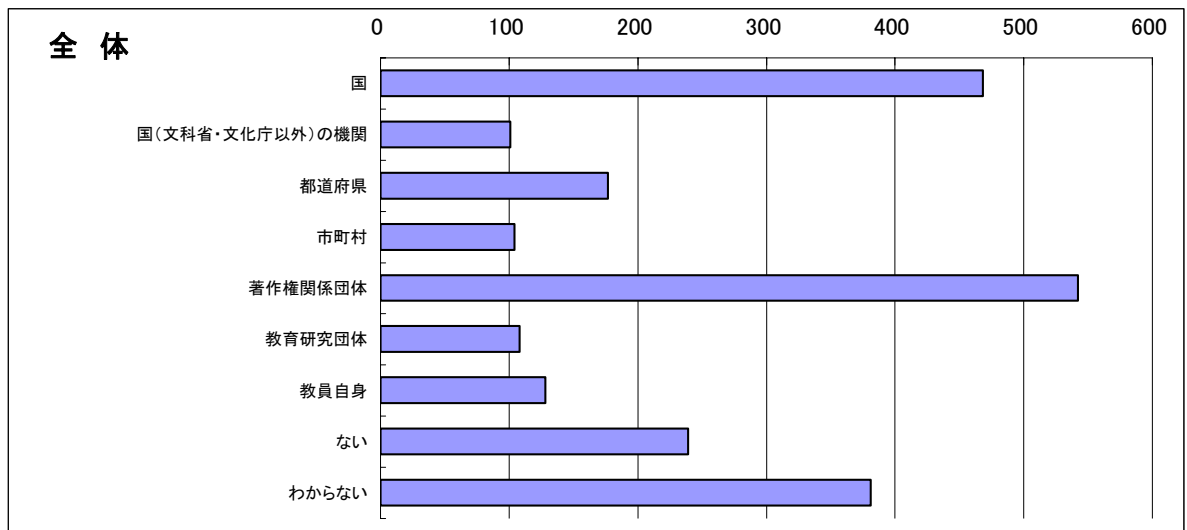
	①	②	③	④	⑤	⑥	
①法律、きまり、ルールの大切さを学ぶ観点から	—	469	764	298	168	4	1,703
	—	27.5%	44.9%	17.5%	9.9%	0.2%	100%
②創作や鑑賞等を通じて文化的な作品を大切に する観点から	469	—	496	182	127	6	1,280
	36.6%	—	38.8%	14.2%	9.9%	0.5%	100%
③人権など他人の権利を尊重する観点から	764	496	—	252	172	8	1,692
	45.2%	29.3%	—	14.9%	10.2%	0.5%	100%
④社会の仕組みを理解させる観点から	298	182	252	—	109	4	845
	35.3%	21.5%	29.8%	—	12.9%	0.5%	100%
⑤消費者教育など生活上の課題を考えさせる 観点から	168	127	172	109	—	3	579
	29.0%	21.9%	29.7%	18.8%	—	0.5%	100%
⑥その他	4	6	8	4	3	—	25
	16.0%	24.0%	32.0%	16.0%	12.0%	—	100%
	1,038	671	1,086	389	238	14	2,398

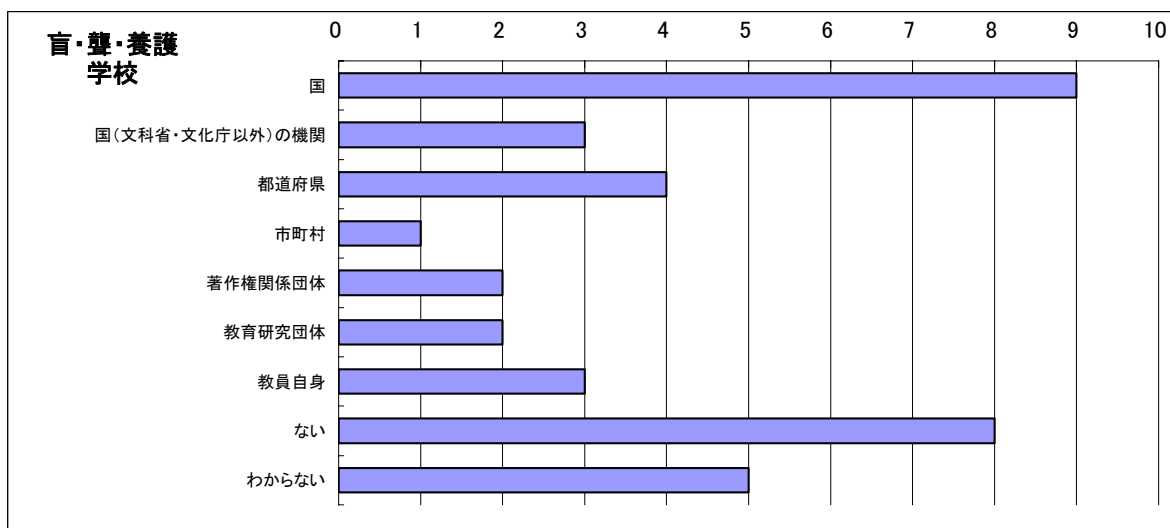
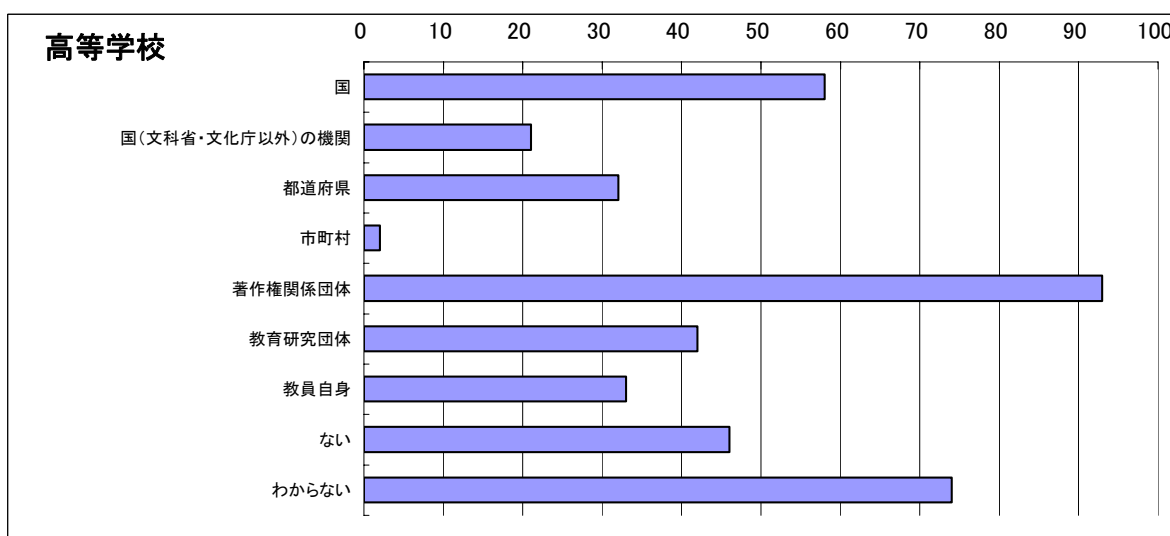
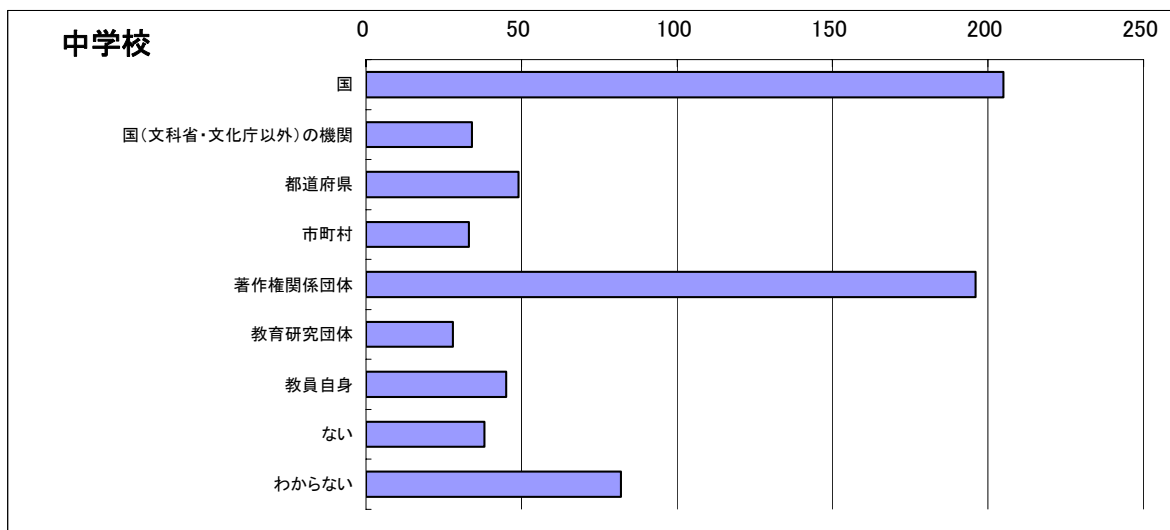


問9

あなたの学校には、児童・生徒が活用できる著作権に関する教材がありますか。  
 当てはまるものがあればいくつでも選んでください。

回答内容(選択肢)	全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
① 国(文部科学省・文化庁)が作成したものがある	468	28.2%	196	23.2%	205	41.6%	58	19.8%	0	0.0%	9	34.6%
② 国(文部科学省・文化庁以外の機関)が作成したものがある	101	6.1%	43	5.1%	34	6.9%	21	7.2%	0	0.0%	3	11.5%
③ 都道府県(教育委員会を含む。)が作成したものがある	177	10.7%	92	10.9%	49	9.9%	32	10.9%	0	0.0%	4	15.4%
④ 市町村(教育委員会を含む。)が作成したものがある	104	6.3%	68	8.1%	33	6.7%	2	0.7%	0	0.0%	1	3.8%
⑤ 著作権関係団体が作成したものがある	542	32.7%	251	29.7%	196	39.8%	93	31.7%	0	0.0%	2	7.7%
⑥ 教育研究団体が作成したものがある	108	6.5%	36	4.3%	28	5.7%	42	14.3%	0	0.0%	2	7.7%
⑦ 教員自身が作成したものがある	128	7.7%	47	5.6%	45	9.1%	33	11.3%	0	0.0%	3	11.5%
⑧ ない	239	14.4%	147	17.4%	38	7.7%	46	15.7%	0	0.0%	8	30.8%
⑨ わからない	381	23.0%	219	25.9%	82	16.6%	74	25.3%	1	100.0%	5	19.2%
有効回答	2,248	135.7%	1,099	130.2%	710	144.0%	401	136.9%	1	100.0%	37	142.3%
回答者数	1,657		844		493		293		1		26	





問9 あなたの学校には、児童・生徒が活用できる著作権に関する教材がありますか。

「国」や「都道府県」等の公的機関と、「著作権関係団体」等それ以外の機関等によって作成された教材の保有率はほぼ同率となっており、多様な教材が用意されていることが伺える。

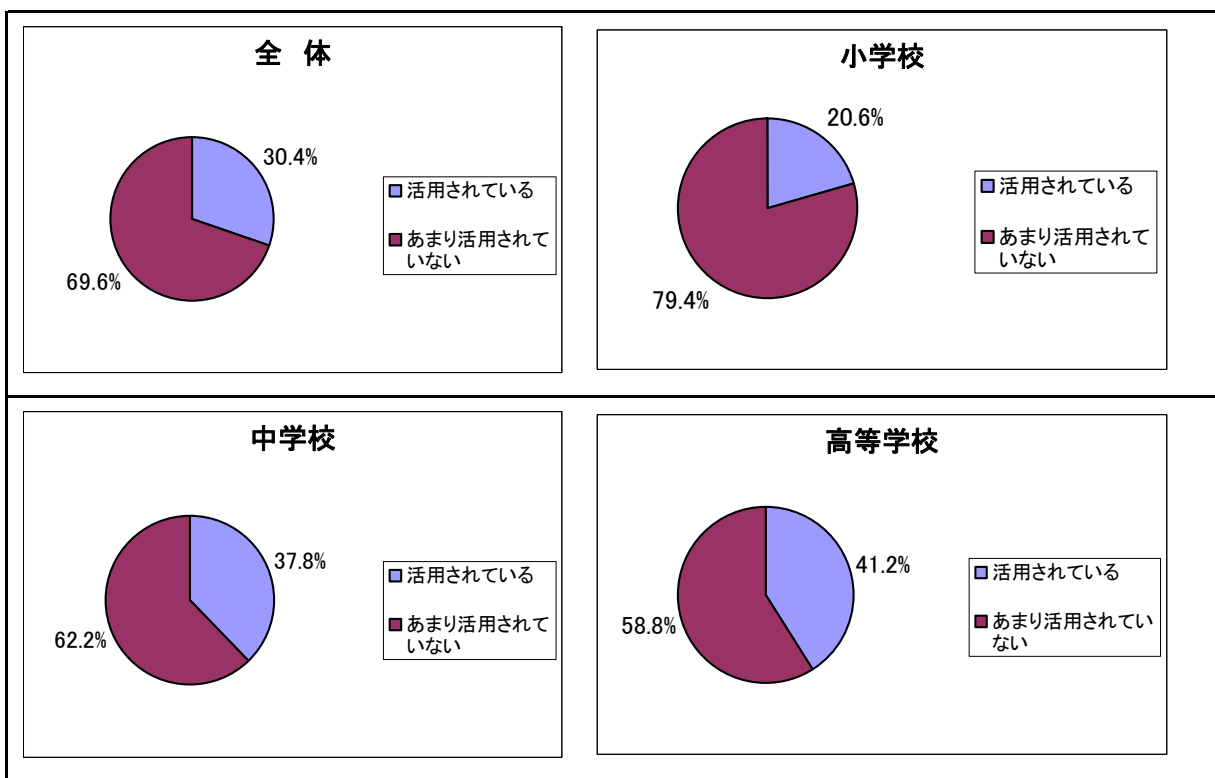
全体では、「ない」「わからない」が約38%と保有していない学校が比較的多い。「著作権を上げた授業」を実施しようとしても、教材がないために実施できない教員がいることが伺える。

中学校においては、「ない」「わからない」が24.3%と比率が低いですが、技術科の「学習指導要領」によって、著作権を扱うことが定められていることから、教科書に出ており、何らかの教材も保有していることが伺える。このことは、高等学校でも、同様であるといえる。

問9-2

問9で①～⑥を選んだ方に伺います。  
それらは校内で活用されていますか。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 活用されている	299 30.4%	93 20.6%	135 37.8%	68 41.2%	0 0.0%	3 27.3%
② あまり活用されていない	685 69.6%	358 79.4%	222 62.2%	97 58.8%	0 0.0%	8 72.7%
有効回答	984 100.0%	451 100.0%	357 100.0%	165 100.0%	0 0.0%	11 100.0%
未回答	3	1	1	1	0	0
合計	987	452	358	166	0	11



問9-2 問9で①～⑥を選んだ方に伺います。それらは校内で活用されていますか。

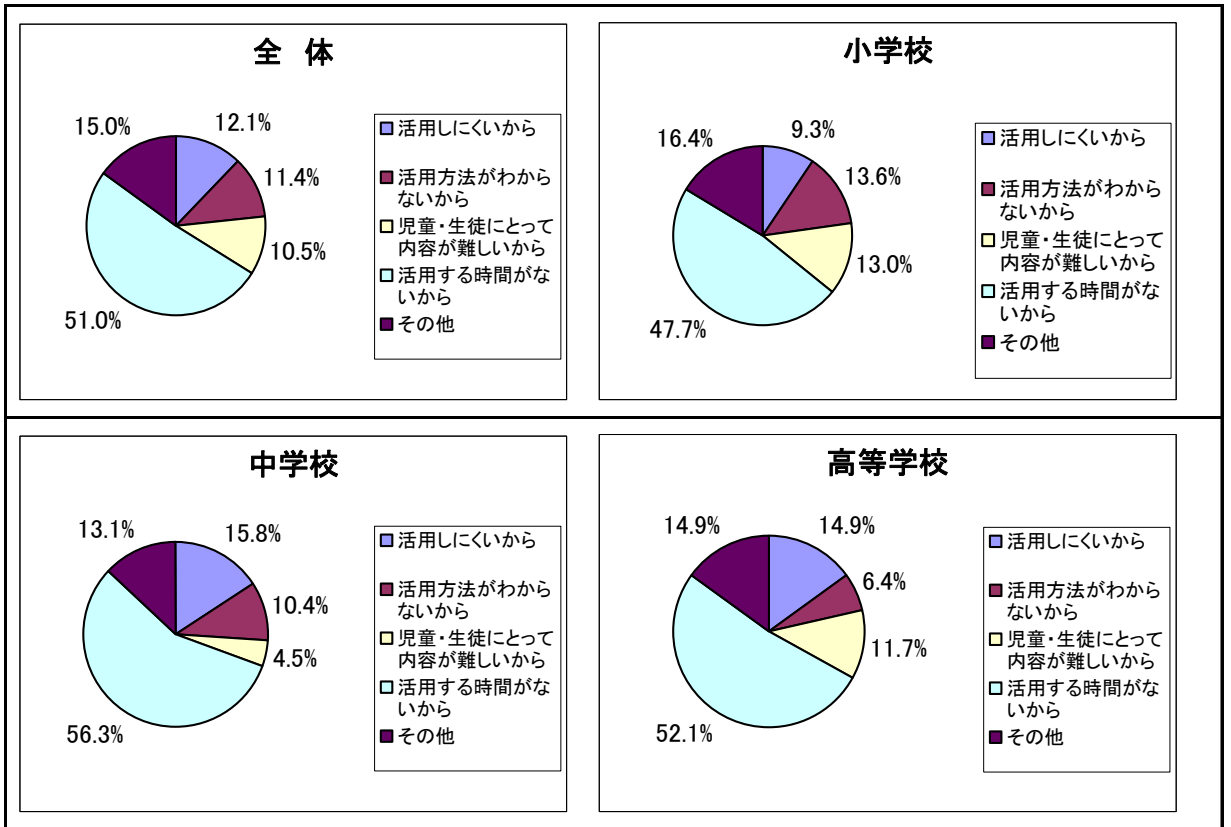
全体で約70%が、保有している教材を活用していない。特に小学校においては、その傾向が顕著である。

問6-2によれば、各校種において、「著作権を取り上げた授業」の実施率が特に高くなっている「総合的な学習の時間」、「技術家庭科」、「情報科」のそれぞれの教科の特質から、小学校で必須の領域が定められていないため、活用の比率が低いことは理解できる。

問9-3

問9-2で②を選んだ方に伺います。  
それはなぜだと思いますか。最も近いと思うものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	活用しにくいから	82	12.1%	33	9.3%	35	15.8%	14	14.9%	0	0.0%	0	0.0%
②	活用方法がわからないから	77	11.4%	48	13.6%	23	10.4%	6	6.4%	0	0.0%	0	0.0%
③	児童・生徒にとって内容が難しいから	71	10.5%	46	13.0%	10	4.5%	11	11.7%	0	0.0%	4	50.0%
④	活用する時間がないから	346	51.0%	169	47.7%	125	56.3%	49	52.1%	0	0.0%	3	37.5%
⑤	その他	102	15.0%	58	16.4%	29	13.1%	14	14.9%	0	0.0%	1	12.5%
有効回答		678	100.0%	354	100.0%	222	100.0%	94	100.0%	0	0.0%	8	100.0%
未回答		7		4		0		3		0		0	
合計		685		358		222		97		0		8	



問9-3 問9-2で②を選んだ方に伺います。それはなぜだと思いますか。

どの校種においても、「活用する時間がない」と回答しており、折角保有している教材を利用することができない現状がある。

小学校・中学校においては、「活用しにくいから」と「児童・生徒にとって内容が難しいから」等の理由が約20%～24%を占めており、流通している教材がそれぞれの学齢に対応していないことが考えられるため、今後の教材の精選化・再検討をすることが望まれる。

特に、著作権に関係する教科において「著作権を取り上げた授業」が必要であるという結果から、必須となっている教科等及び音楽や美術等著作権との結びつきが強い教科のカリキュラム化や教材・指導事例の収集、周知を目指すことが重要である。

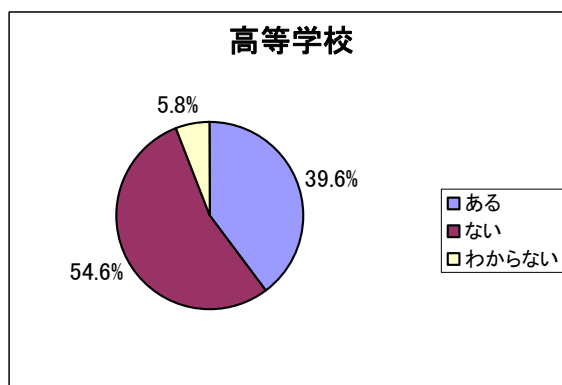
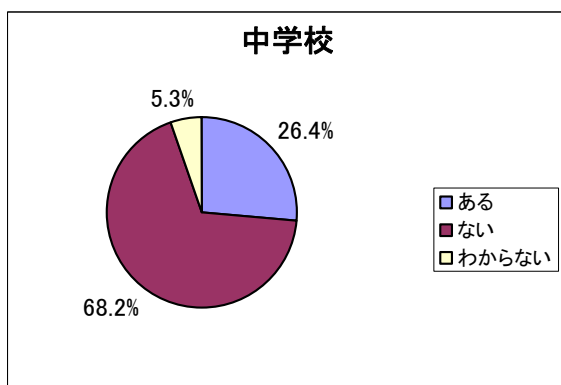
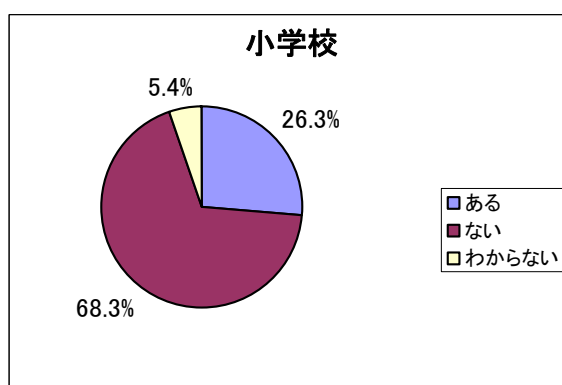
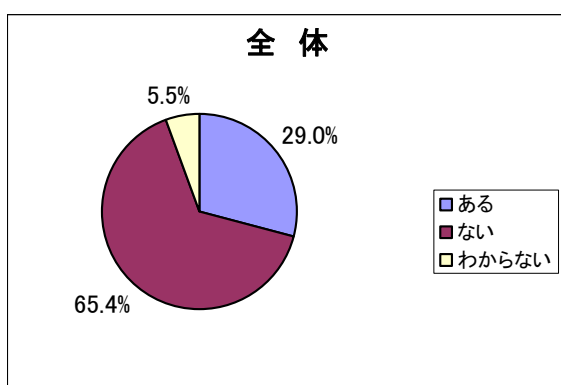
## 【学校運営】

問10

学校においては、例えば次のような場合で他人の著作物（文章、写真、イラストなど）を利用する場合には、原則として著作権者の了解（無料で利用させてもらうことを含みます。）を得なければなりません。あなたの学校では、学校運営上又は学習指導上、著作権に関して具体的な課題が生じたことがありますか。

例：学校ホームページを作成するとき  
 学校だよりなど紙媒体の広報を行うとき  
 コンピュータ・ソフトを利用するとき  
 ドリルやワークブックを利用するとき  
 職員会議等の資料を作成するとき

回答内容（選択肢）		全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	ある	477 29.0%	219 26.3%	129 26.4%	116 39.6%	1 100.0%	12 46.2%
②	ない	1,074 65.4%	570 68.3%	333 68.2%	160 54.6%	0 0.0%	11 42.3%
③	わからない	91 5.5%	45 5.4%	26 5.3%	17 5.8%	0 0.0%	3 11.5%
	有効回答	1,642 100.0%	834 100.0%	488 100.0%	293 100.0%	1 100.0%	26 100.0%
	未回答	4	4	0	0	0	0
	合計	1,646	838	488	293	1	26



## 【学校運営】

問 10 学校においては、例えば次のような場合で他人の著作物（文章、写真、イラストなど）を利用する場合には、原則として著作権者の了解（無料で利用させてもらうことを含みます。）を得なければなりません。あなたの学校では、学校運営上又は学習指導上、著作権に関して具体的な課題が生じたことがありますか。

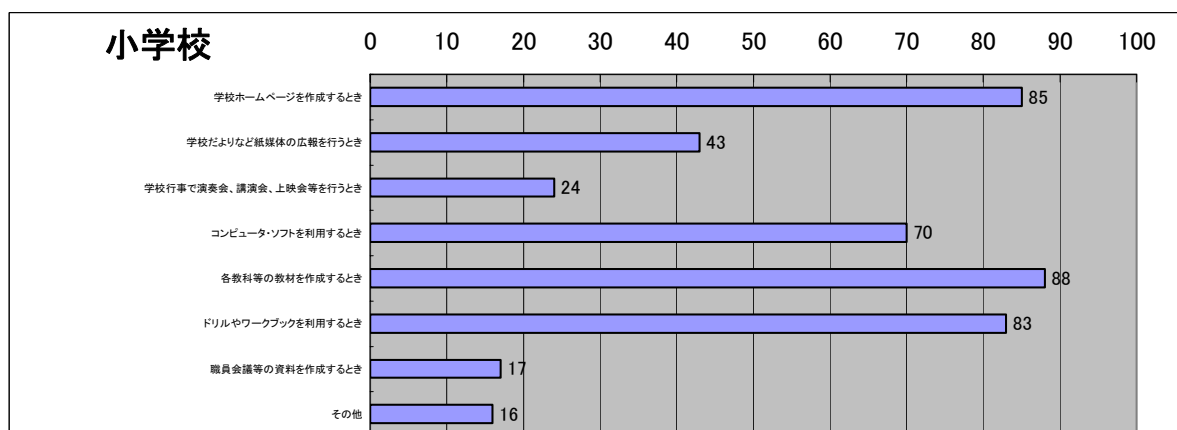
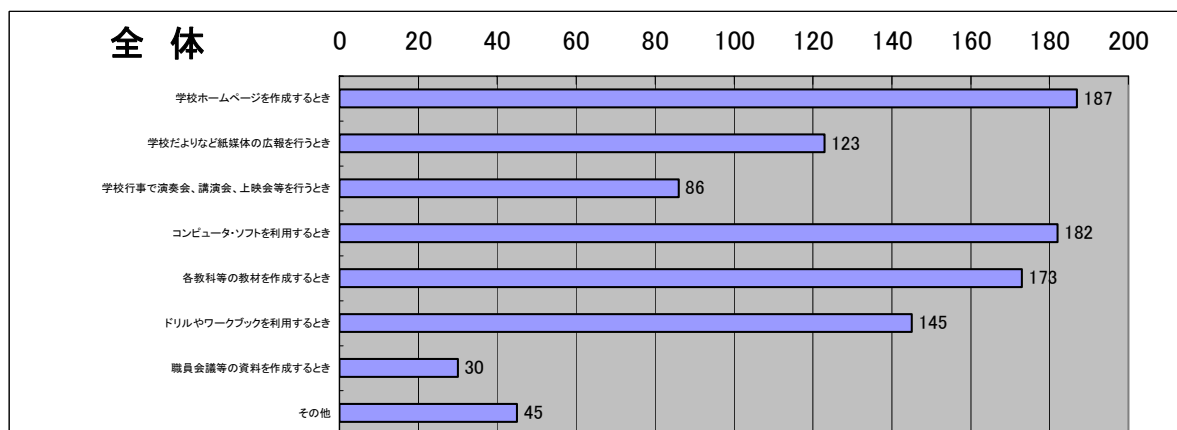
著作権に関して具体的な課題が生じたことがあると答えたのは、小・中学校のいわゆる義務教育段階ではともに26%強、高等学校では40%弱であり、校種による差異がある。

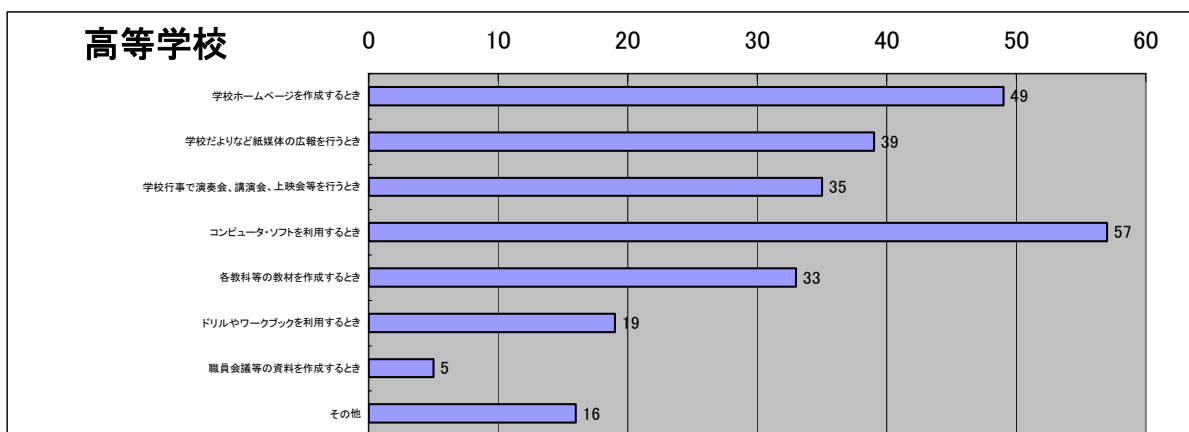
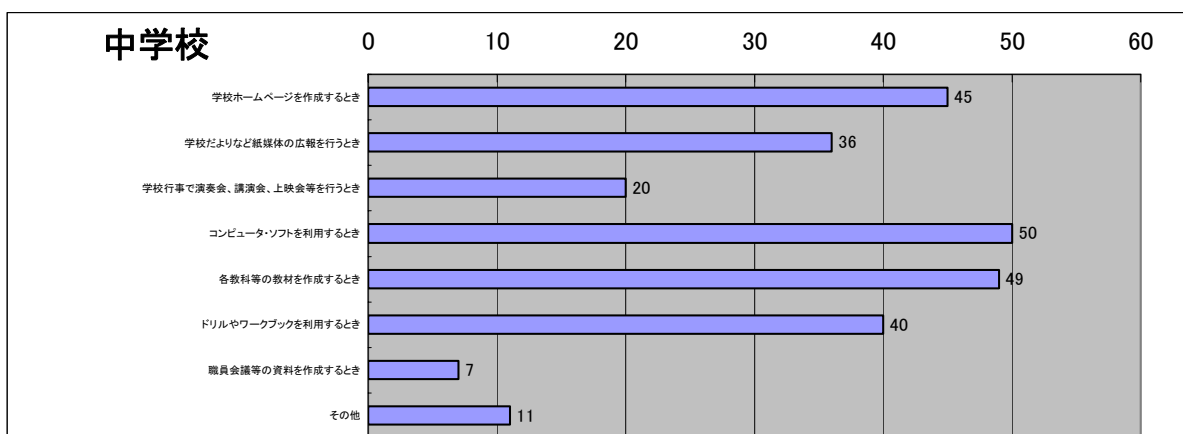
問10-2

問10で①を選んだ方に伺います。

それはどのような場面ですか。当てはまるものをいくつでも選んでください。

回答内容(選択肢)	全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
① 学校ホームページを作成するとき	187	39.2%	85	38.8%	45	34.9%	49	42.2%	1	100.0%	7	58.3%
② 学校だよりなど紙媒体の広報を行うとき	123	25.8%	43	19.6%	36	27.9%	39	33.6%	0	0.0%	5	41.7%
③ 学校行事で演奏会、講演会、上映会等を行うとき	86	18.0%	24	11.0%	20	15.5%	35	30.2%	1	100.0%	6	50.0%
④ コンピュータ・ソフトを利用するとき	182	38.2%	70	32.0%	50	38.8%	57	49.1%	0	0.0%	5	41.7%
⑤ 各教科等の教材を作成するとき	173	36.3%	88	40.2%	49	38.0%	33	28.4%	0	0.0%	3	25.0%
⑥ ドリルやワークブックを利用するとき	145	30.4%	83	37.9%	40	31.0%	19	16.4%	1	100.0%	2	16.7%
⑦ 職員会議等の資料を作成するとき	30	6.3%	17	7.8%	7	5.4%	5	4.3%	0	0.0%	1	8.3%
⑧ その他	45	9.4%	16	7.3%	11	8.5%	16	13.8%	0	0.0%	2	16.7%
有効回答	971	203.6%	426	194.5%	258	200.0%	253	218.1%	3	300.0%	31	258.3%
回答者数	477		219		129		116		1		12	





問 10 - 2 問 10 で①を選んだ方に伺います。  
それはどのような場面ですか。

小学校・中学校・高等学校でほぼ同様の傾向がみられる。ただし、「コンピュータ・ソフトを利用するとき」の割合は小学校では少なく、中学校で増え、高校で最も多い。これに対し「ドリルやワークブックを利用するとき」の割合は小学校が最多で、中学校で減少し、高等学校で激減する。これは校種によって学習の形態が異なることを反映していると考えられる。

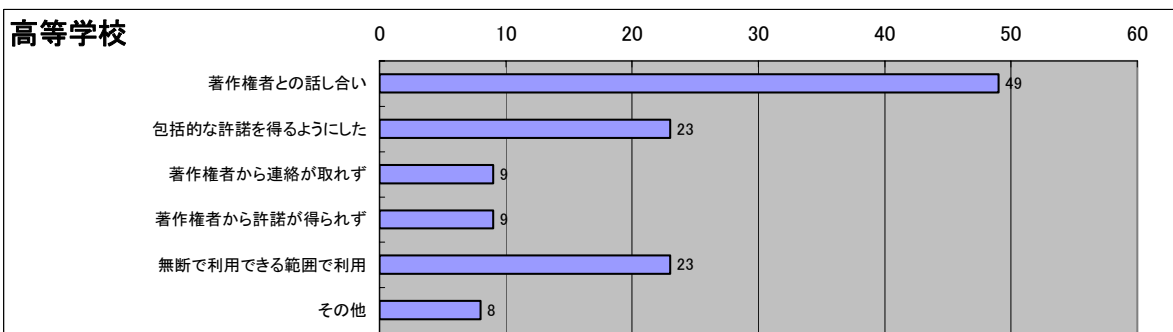
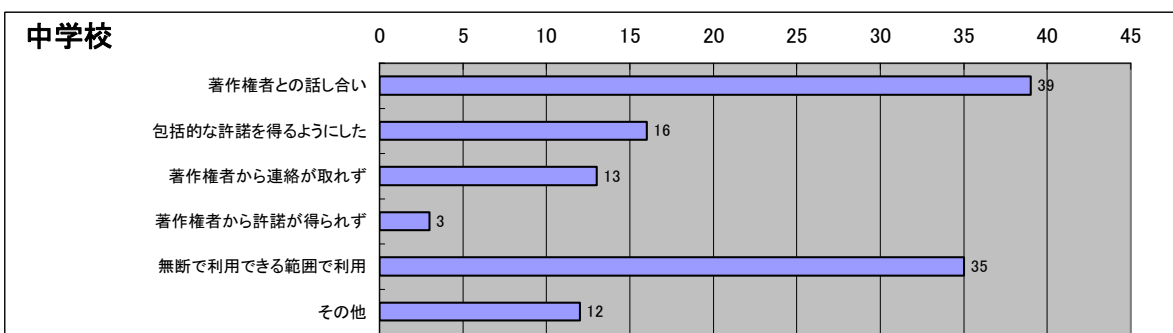
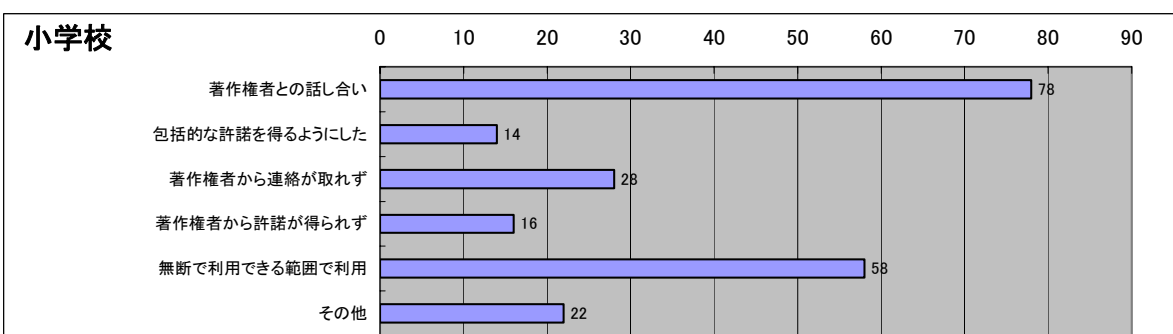
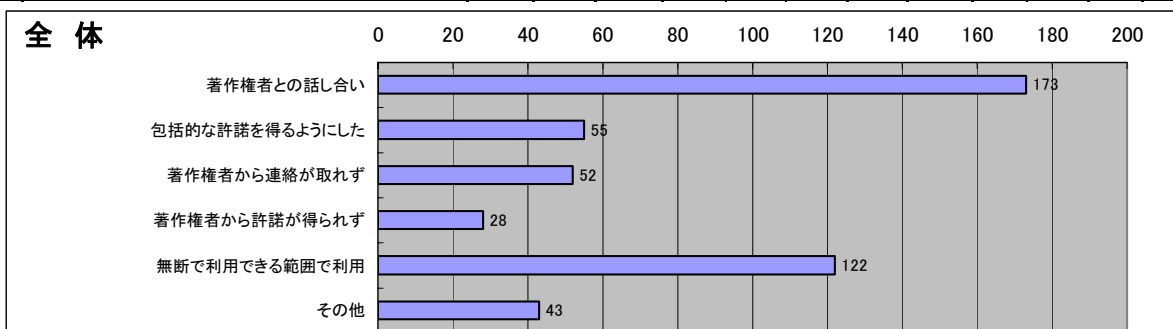


問10-3

問10で①を選んだ方に伺います。

その課題にはどのように対応しましたか。当てはまるものをいくつでも選んでください。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	著作権者との話し合いにより許諾が得られた	173	51.3%	78	50.6%	39	44.8%	49	58.3%	0	0.0%	7	63.6%
②	ソフトなどの購入の際に、一定範囲の利用について設置者(市など)が全校分をまとめて著作権者から包括的な許諾を得るようにした	55	16.3%	14	9.1%	16	18.4%	23	27.4%	0	0.0%	2	18.2%
③	著作権者と連絡がとれず、利用をあきらめた	52	15.4%	28	18.2%	13	14.9%	9	10.7%	0	0.0%	2	18.2%
④	著作権者から許諾が得られず、利用をあきらめた	28	8.3%	16	10.4%	3	3.4%	9	10.7%	0	0.0%	0	0.0%
⑤	著作権者に無断で利用できる範囲で利用することにした	122	36.2%	58	37.7%	35	40.2%	23	27.4%	1	100.0%	5	45.5%
⑥	その他	43	12.8%	22	14.3%	12	13.8%	8	9.5%	0	0.0%	1	9.1%
有効回答		473	140.4%	216	140.3%	118	135.6%	121	144.0%	1		17	154.5%
未回答者数		140		65		42		32		0		1	
回答者数		337		154		87		84		1		11	
合計		477		219		129		116		1		12	



問 10-3 問 10 で①を選んだ方に伺います。

その課題にはどのように対応しましたか。

どの校種でもほぼ同様の傾向がみられるが、「著作権者に無断で利用できる範囲での利用」は小・中学校で 40%前後であるのに対し、高等学校では 27%と減少する。「包括的な許諾を得た」の割合は小学校で 9%、中学校で 18%、高等学校で 27%であるが、これはスクールアグリーメントなどの商品名で呼ばれるサイトライセンス型ソフトウェア製品の導入が中・高等学校で多いことと対応していると考えられる。

全体に、無許諾で利用できる範囲での利用は 36%である。また、許諾を得て利用しようという試みが(～を通算)91%あり、そのうち許諾が得られた成功率は 74%( )許諾が得られなかった失敗率は 26%(連絡不能 17%、許諾拒否 9%)であった。～に限ると、学校において著作物を利用したい場合に、許諾を得たり無許諾範囲で利用するなどして利用できた割合は約 80%であり、5回に 1回程度は利用したいのに利用できなかったと推測される。

注 問 10-3 について未回答が多い理由として、問 10-2 の選択肢 回答前提の設問であると誤解した可能性が疑われる。また、選択肢において、例えば単に「許諾手続きが面倒なので利用をあきらめた」のような場合が抜けていたことも影響している可能性がある。(仮に、その他・未回答を「利用できなかった」場合として加算すると、40%の割合で利用したいのに利用できなかったということになる。)

問 10 および問 10-2 から、義務教育段階よりも高等学校で課題が生じた割合が多いのは、校種による学習形態の差異を反映していると推察され、具体的にはコンピュータ・ソフトの利用が高等学校において多いことと、著作権上の課題の発生が多いことに対応関係があることが推測される。また、問 6-2 から、高等学校の情報科では著作物の利用について具体的に扱う場面が多いことも関係していると思われる。

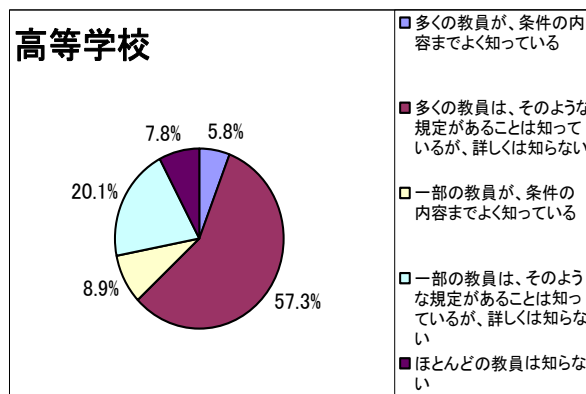
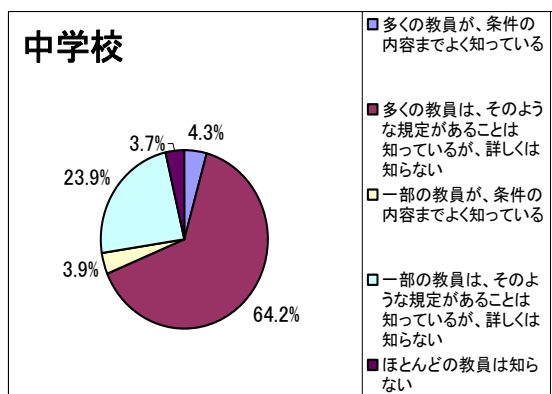
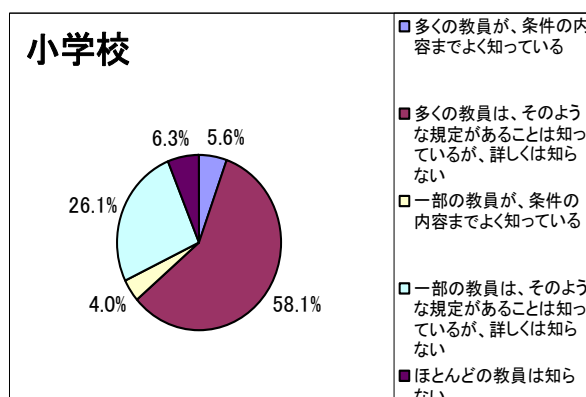
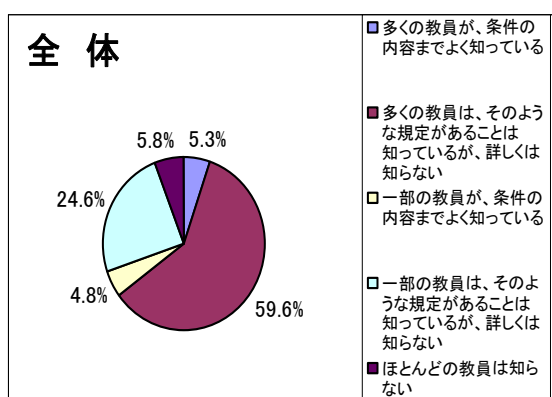
問 3(教員の意識)とのクロス集計[クロス 04]では、学校の教員が著作権についてある程度認識がある場合は、著作権教育を重視している/いないに関わらず、課題発生があると回答した割合は約 30%と一定である。これに対し、ほとんどの教員が意識や関心を持っていない場合には、課題発生があると回答した割合は 25%に減少する。前者の傾向からみて、教員の意識と課題の発生状況は独立であり、約 30%の学校において課題が発生しているとすれば、後者の結果は、意識や関心を持っていないために「課題の発生に気づかない」割合が 5%程度あることを意味していると解釈できる。同様の傾向は既存教材の利用と比較した[クロス 05]においても認められる。

学校や教員に著作権に関する知識がないために課題の発生に気づかない場合があるという仮説のもとで、問 10 の校種別の差異を検討すると、高等学校においては平成 15 年度から情報モラル教育を内容の一部として扱う情報科が必修科目として導入されたため、著作権に関する知識が豊富な教員が各学校に 1人以上おり、そのために課題の発生に気づく率が高い、と解釈することもできる。実際、問 13 において 1人以上が著作権に関する研修を経験した率は高等学校で 59%であるのに対し、小学校では 46%、中学校では 35%に過ぎないため、学校に著作権に関する知識がある教員がいるかいないかが、課題発生が「ある」と回答する上である程度影響した可能性が推測できる。

問11

授業の過程で他人の著作物を利用する場合など、学校教育においては一定の条件を満たした場合に著作権者の了解を得ずに著作物が利用できることが定められています。このことについて、あなたの学校の教員は知っていますか。最も近いと思うものをひとつ選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	多くの教員が、条件の内容までよく知っている	86 5.3%	47 5.6%	21 4.3%	17 5.8%	0 0.0%	1 4.0%
②	多くの教員は、そのような規定があることは知っているが、詳しくは知らない	975 59.6%	483 58.1%	312 64.2%	168 57.3%	0 0.0%	12 48.0%
③	一部の教員が、条件の内容までよく知っている	79 4.8%	33 4.0%	19 3.9%	26 8.9%	0 0.0%	1 4.0%
④	一部の教員は、そのような規定があることは知っているが、詳しくは知らない	402 24.6%	217 26.1%	116 23.9%	59 20.1%	0 0.0%	10 40.0%
⑤	ほとんどの教員は知らない	95 5.8%	52 6.3%	18 3.7%	23 7.8%	1 100.0%	1 4.0%
	有効回答	1637 100.0%	832 100.0%	486 100.0%	293 100.0%	1 100.0%	25 100.0%
	未回答	9	6	2	0	0	1
	合計	1646	838	488	293	1	26



問11 授業の過程で他人の著作物を利用する場合など、学校教育においては一定の条件を満たした場合に著作権者の了解を得ずに著作物が利用できることが定められています。

このことについて、あなたの学校の教員は知っていますか。

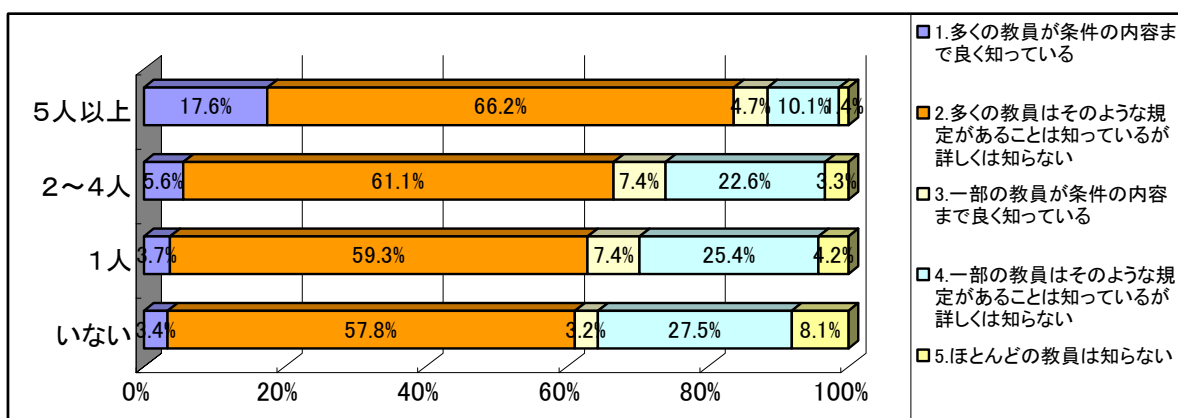
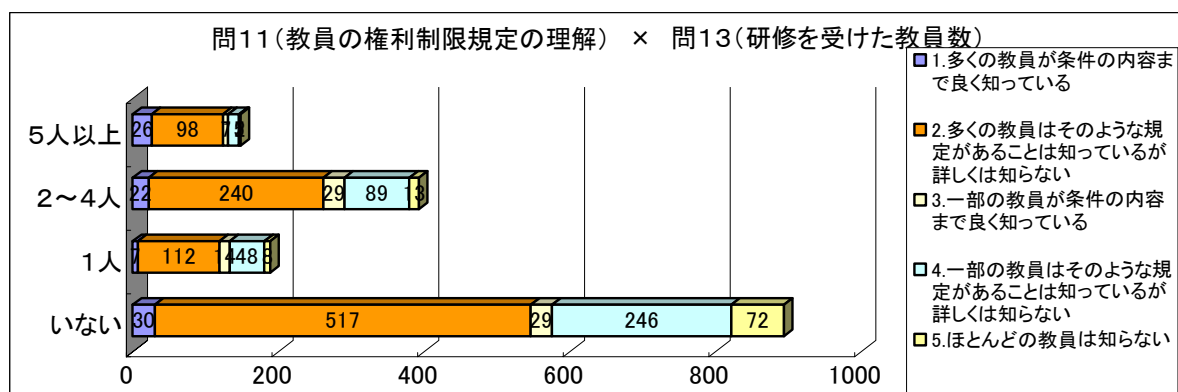
著作権法第35条の教育目的での例外規定の存在については、ほぼ95%の学校で認知されている。ただし、その中で認知が一部の教員に留まる場合が35%である。もちろん、すべての教員が著作権法上の規定を理解する必要があると考えられ、情報提供や研修の一層の充実が望まれる。また、法で規定された利用条件の内容まで詳しく知っている教員がいる学校は10%程度と少なく、各学校で1名以上の、著作権に関して詳しく助言できる教員が存在するよう、資質を持った教員の養成が必要と考えられる。

校種による差異が若干あり、小学校・高等学校に比べて、中学校において認知の度合いがやや低い。小学校では各教員が担任するクラスの指導に直接あたるため、著作権教育の担当者を兼ねる場合が多いこと、中学校・高等学校では専門の教科担当者による指導に分かれるために著作権教育の担当が一部の教員に限られること、ただし高等学校では、情報科の導入により、著作権に関する研修を含む情報科専門教員がすでに養成され各学校に配置されていることが、校種別比較の中で中学校での認知度が相対的に低い理由であると考えられる。

なお、問13とのクロス分析[クロス13]では、研修を受けた教員数が多いほど、著作権制度に関する理解が高い傾向がみられた。

### ○クロス(問11×問13)

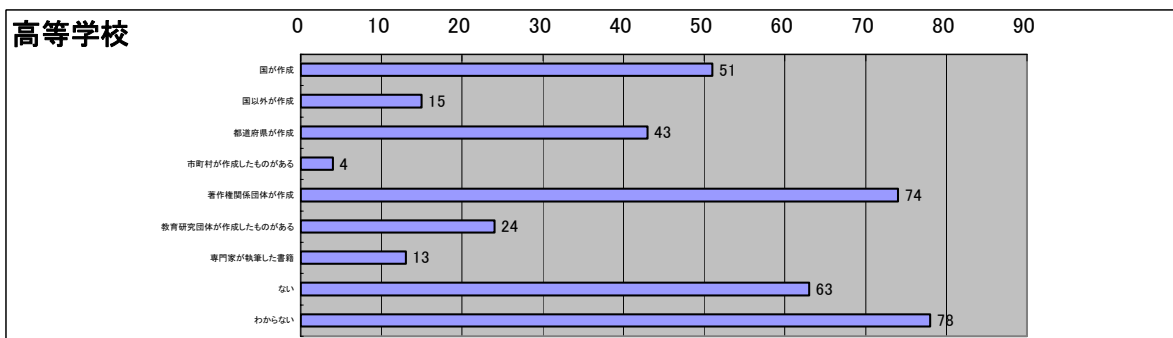
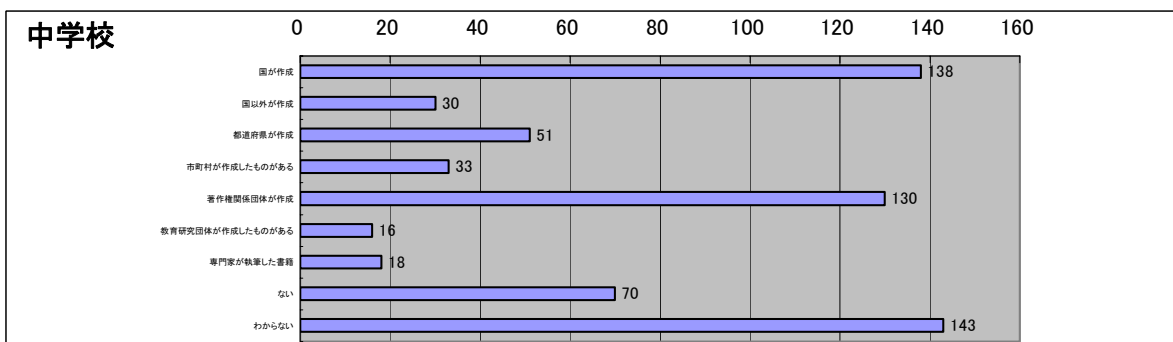
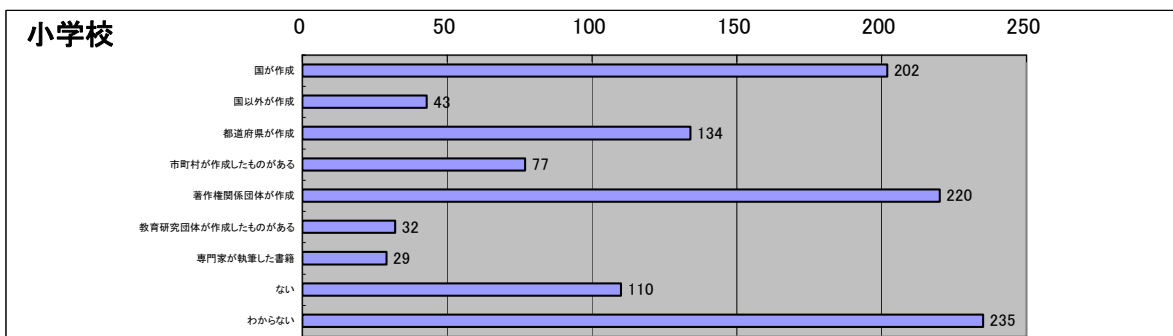
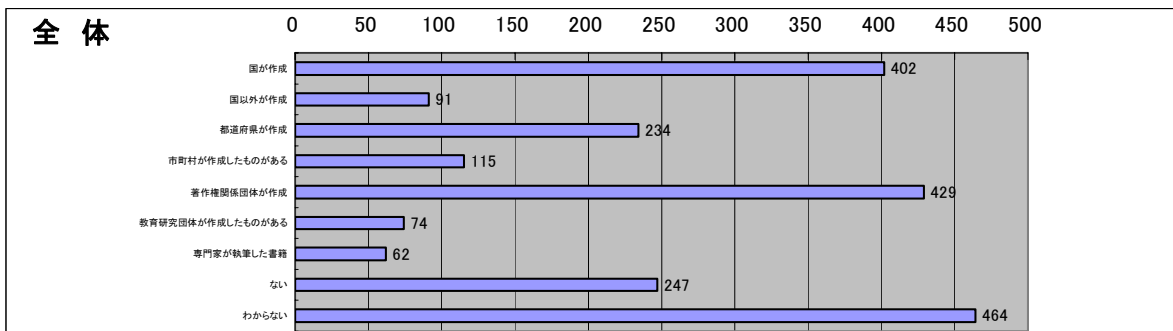
	5人以上		2～4人		1人		いない	
1.多くの教員が条件の内容まで良く知っている	26	17.6%	22	5.6%	7	3.7%	30	3.4%
2.多くの教員はそのような規定があることは知っているが詳しくは知らない	98	66.2%	240	61.1%	112	59.3%	517	57.8%
3.一部の教員が条件の内容まで良く知っている	7	4.7%	29	7.4%	14	7.4%	29	3.2%
4.一部の教員はそのような規定があることは知っているが詳しくは知らない	15	10.1%	89	22.6%	48	25.4%	246	27.5%
5.ほとんどの教員は知らない	2	1.4%	13	3.3%	8	4.2%	72	8.1%



問12

あなたの学校には、著作権に関する教員向けの資料がありますか。  
 当てはまるものがあればいくつでも選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	国(文部科学省・文化庁)が作成したものがあ	402 24.4%	202 24.1%	138 28.3%	51 17.4%	1 100.0%	10 38.5%
②	国(文部科学省・文化庁以外の機関)が作成したものがあ	91 5.5%	43 5.1%	30 6.1%	15 5.1%	0 0.0%	3 11.5%
③	都道府県(教育委員会を含む。)が作成したものがあ	234 14.2%	134 16.0%	51 10.5%	43 14.7%	0 0.0%	6 23.1%
④	市町村(教育委員会を含む。)が作成したものがあ	115 7.0%	77 9.2%	33 6.8%	4 1.4%	0 0.0%	1 3.8%
⑤	著作権関係団体が作成したものがあ	429 26.1%	220 26.3%	130 26.6%	74 25.3%	1 100.0%	4 15.4%
⑥	教育研究団体が作成したものがあ	74 4.5%	32 3.8%	16 3.3%	24 8.2%	0 0.0%	2 7.7%
⑦	専門家が執筆した書籍があ	62 3.8%	29 3.5%	18 3.7%	13 4.4%	0 0.0%	2 7.7%
⑧	ない	247 15.0%	110 13.1%	70 14.3%	63 21.5%	0 0.0%	4 15.4%
⑨	わからない	464 28.2%	235 28.0%	143 29.3%	78 26.6%	0 0.0%	8 30.8%
	有効回答	2,118 128.7%	1,082 129.1%	629 128.9%	365 124.6%	2 200.0%	40 153.8%
	回答者数	1,646	838	488	293	1	26



問 12 あなたの学校には、著作権に関する教員向けの資料がありますか。

国が作成したものが 30%、都道府県作成資料が 14%、市町村作成資料が 7%で、合わせて行政が機関作成したものが 53%と半数を占める。次いで、著作権関係団体や教育研究団体が作成したものが 30%、専門家による書籍が 4%である。国や地方公共団体による、いわゆる公的な資料の認知度が高く、学校において活用されやすいことがうかがわれる。

「ない」という回答が全体の 15%あるが、実際には存在していても認知されていない場合も含まれるだろう。しかし、手元に資料がないとしても、インターネット等で入手可能であれば実用上は問題ないと考えられる。

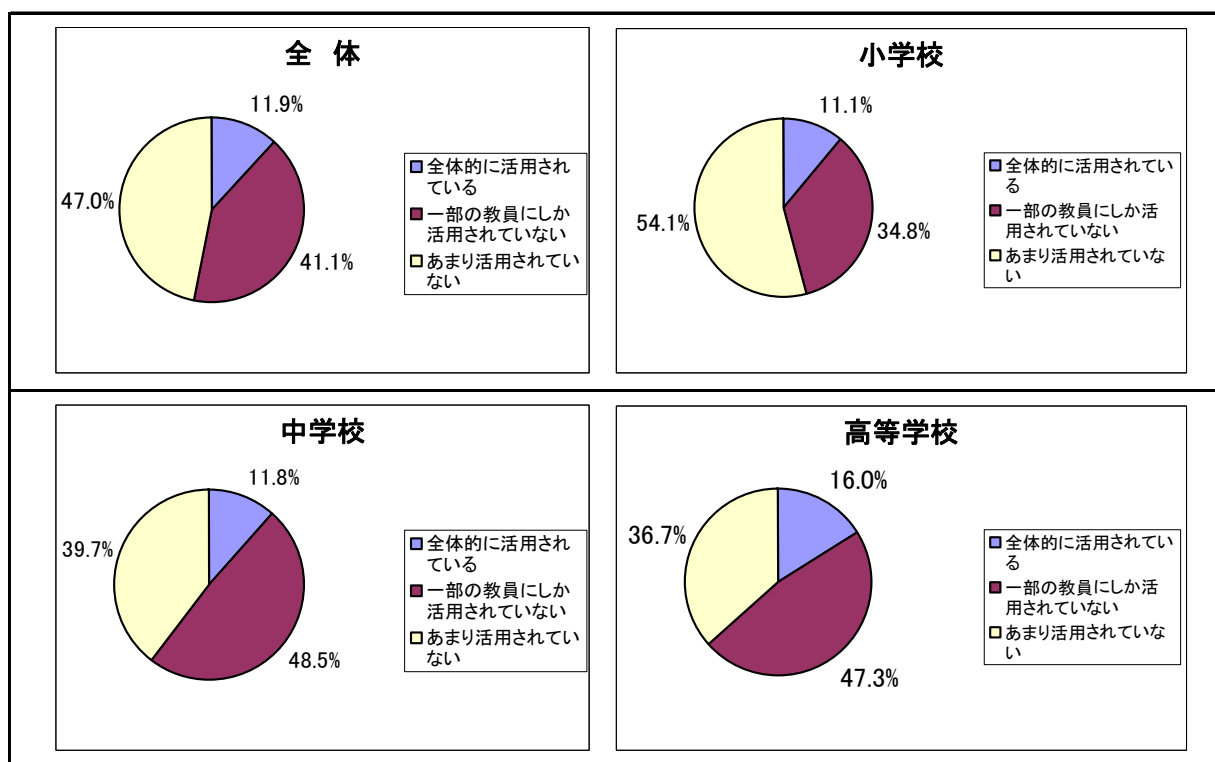
問12-2

問12で①～⑦を選んだ方に伺います。

それらは校内で活用されていますか。

次の中から当てはまるものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	全体的に活用されている	110	11.9%	54	11.1%	32	11.8%	24	16.0%	0	0.0%	0	0.0%
②	一部の教員にしか活用されていない	381	41.1%	170	34.8%	132	48.5%	71	47.3%	1	100.0%	7	46.7%
③	あまり活用されていない	435	47.0%	264	54.1%	108	39.7%	55	36.7%	0	0.0%	8	53.3%
	有効回答	926	100.0%	488	100.0%	272	100.0%	150	100.0%	1	100.0%	15	100.0%
	未回答	7		6		0		1		0		0	
	合計	933		494		272		151		1		15	



問 12-2 問 12 で①～⑦を選んだ方に伺います。

それらは校内で活用されていますか。

あまり活用されていない学校が 47%ある。特に小学校では 54%と半数を超える。また、活用していても一部の教員に留まることが多く、全体的に活用されている学校は 8 校に 1 校程度である。ただし、高等学校では、6 校に 1 校の割合で、全校的に活用されている。

問 10 において、著作権上の課題の認知数が高等学校において多いこととの関連も推測される。

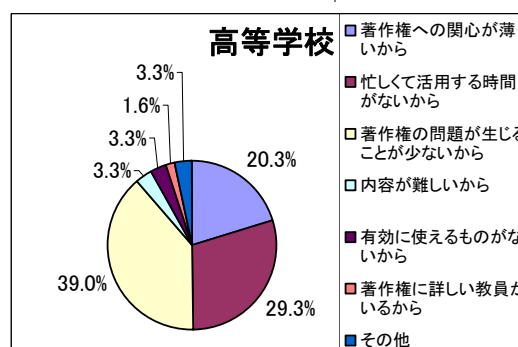
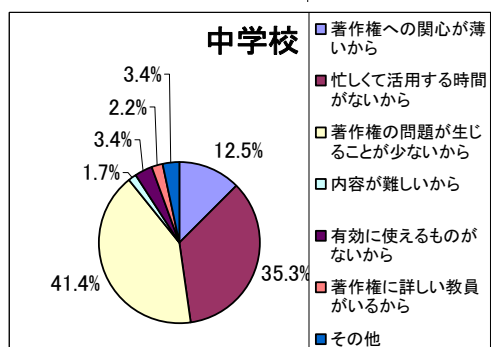
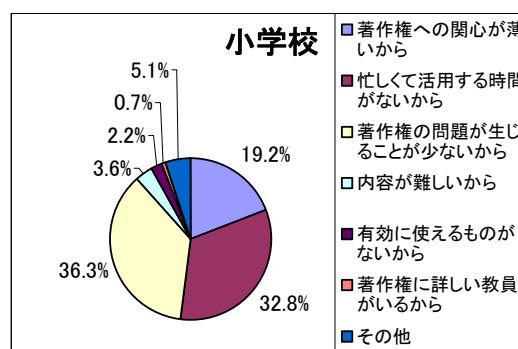
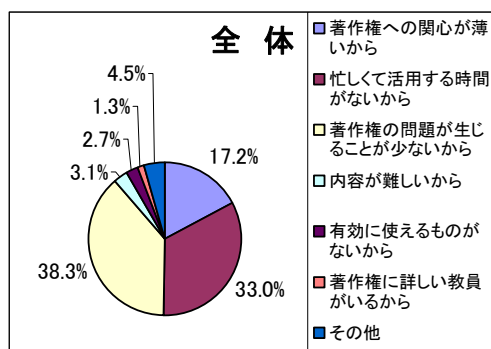
問12-3

問12-2で②又は③を選んだ方に伺います。

それはなぜだと思いますか。

全体的な傾向として最も近いと思うものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 著作権への関心が薄いから	134 17.2%	79 19.2%	29 12.5%	25 20.3%	0 0.0%	1 7.1%
② 忙しくて活用する時間がないから	258 33.0%	135 32.8%	82 35.3%	36 29.3%	0 0.0%	5 35.7%
③ 著作権の問題が生じることが少ないから	299 38.3%	149 36.3%	96 41.4%	48 39.0%	1 100.0%	5 35.7%
④ 内容が難しいから	24 3.1%	15 3.6%	4 1.7%	4 3.3%	0 0.0%	1 7.1%
⑤ 有効に使えるものがないから	21 2.7%	9 2.2%	8 3.4%	4 3.3%	0 0.0%	0 0.0%
⑥ 著作権に詳しい教員がいるから	10 1.3%	3 0.7%	5 2.2%	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%
⑦ その他	35 4.5%	21 5.1%	8 3.4%	4 3.3%	0 0.0%	2 14.3%
有効回答	781 100.0%	411 100.0%	232 100.0%	123 100.0%	1 100.0%	14 100.0%
未回答	35	23	8	3	0	1
	816	434	240	126	1	15



問 12-3 問 12-2 で②又は③を選んだ方に伺います。

それはなぜだと思いますか。

著作権に関する教員向けの資料が活用されていない理由として、「著作権の問題の発生が少ない」が 38%、「忙しくて活用する時間がない」が 33%である。教員が著作権について学ぶということについて、学校現場においてプライオリティが低いことを意味している。「著作権に関する関心が薄い」とする 17%の意見も同じことを指していると考えられる。

「内容が難しい・有効に使えるものがない」とする意見が 6%あった。活用したいが適当な資料がない、というものであり、学校において全校的に活用できる資料、たとえば教員全員に配布して研修を行う教材などが認知されていないことを示すと考えられる。

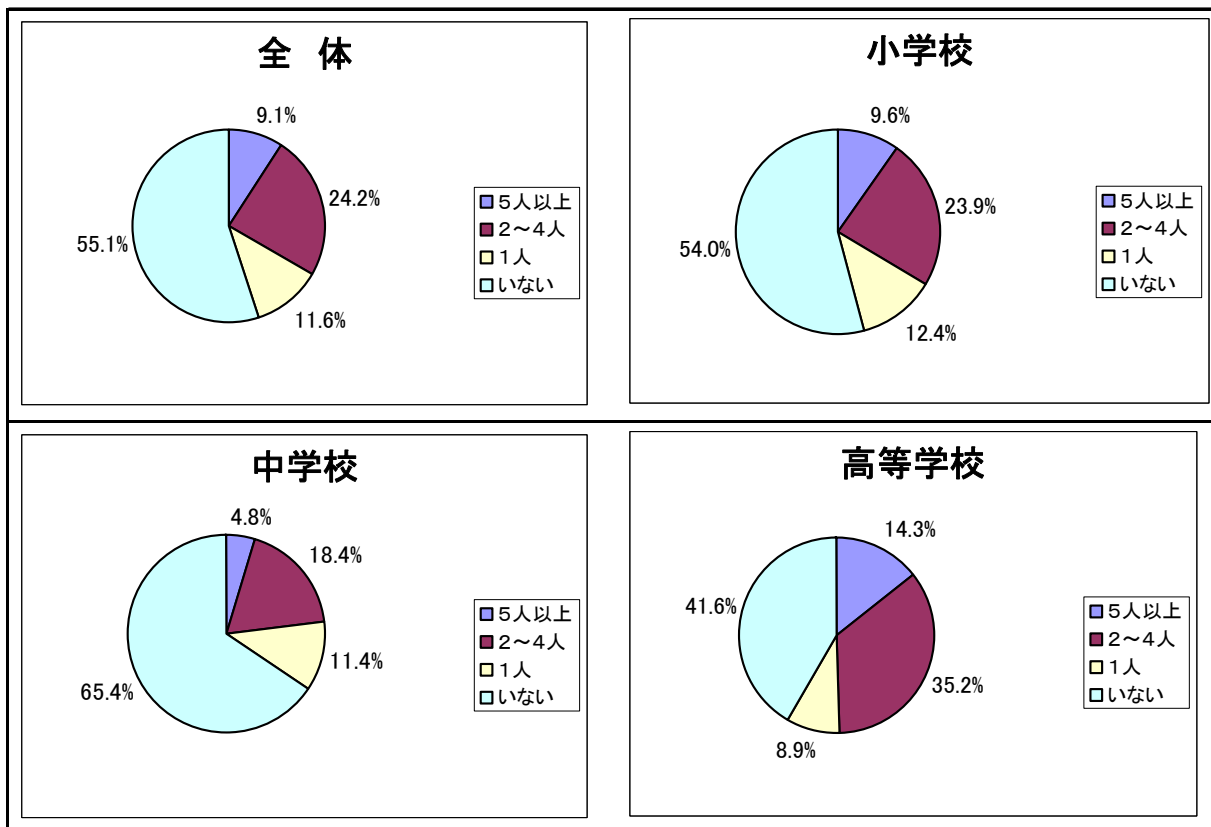
著作権に詳しい教員がいるということ、教師向け資料に活用されない理由にあげたのは 1.3%と微弱であり、詳しい教員がいるからといって、学校全体で教師向け資料を活用しない理由にはならないと考えている学校が圧倒的に多いといえる。

## 【教員研修】

問13

あなたの学校には、あなたが把握している範囲(自主研修についても把握していればそれを含みます。)で、過去3年間で著作権に関する研修(実施主体は問いません。)を受けたことがある教員は何人くらいいますか。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	5人以上	148	9.1%	80	9.6%	23	4.8%	42	14.3%	0	0.0%	3	12.0%
②	2～4人	396	24.2%	199	23.9%	89	18.4%	103	35.2%	0	0.0%	5	20.0%
③	1人	189	11.6%	103	12.4%	55	11.4%	26	8.9%	1	100.0%	4	16.0%
④	いない	900	55.1%	449	54.0%	316	65.4%	122	41.6%	0	0.0%	13	52.0%
有効回答		1,633	100.0%	831	100.0%	483	100.0%	293	100.0%	1	100.0%	25	100.0%
未回答		10		6		3		0		0		1	
合計		2,732		1,389		857		441		2		43	



## 【教員研修】

問13 あなたの学校には、あなたが把握している範囲(自主研修についても把握していればそれを含みます。)で、過去3年間で著作権に関する研修(実施主体は問いません。)を受けたことがある教員は何人くらいいますか。

研修を受けた教員が1人以上いる学校は45%で、55%の学校ではゼロである。例えば100%の教員が生活指導(生徒指導)に関する研修を受けていることと対比すると、著作権に関する教員研修の優先度が低いことが推測される。5人以上という回答は高等学校が14%で最も多く、次いで小学校が約10%である。各学校への配置を想定して養成が進められている情報化推進リーダーの研修内容に著作権が含まれること、高等学校では情報科教員が著作権に関する研修を受けていることが反映されていると考えられる。また、小学校では、学級担任が著作権教育を担当するため、研修の受講対象となる人数が多いことが反映されていると考えられる。

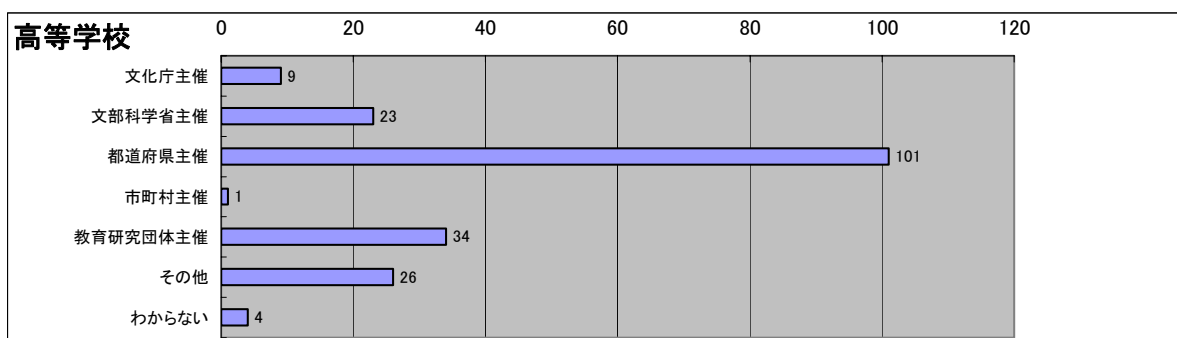
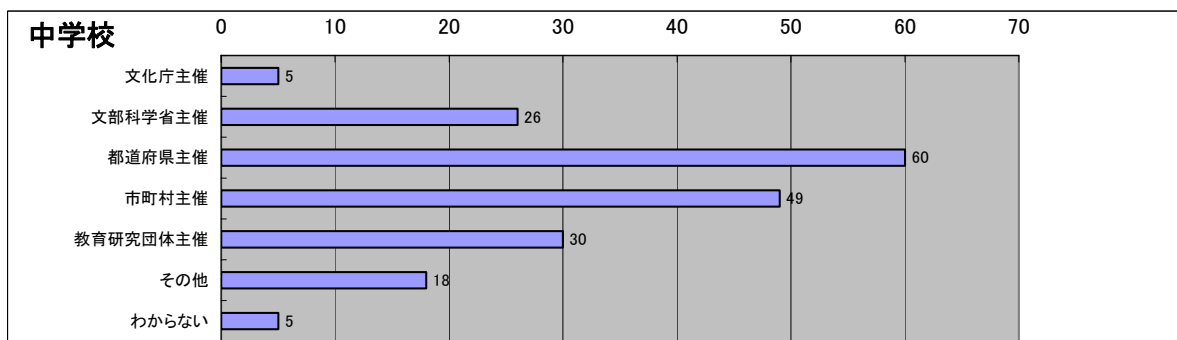
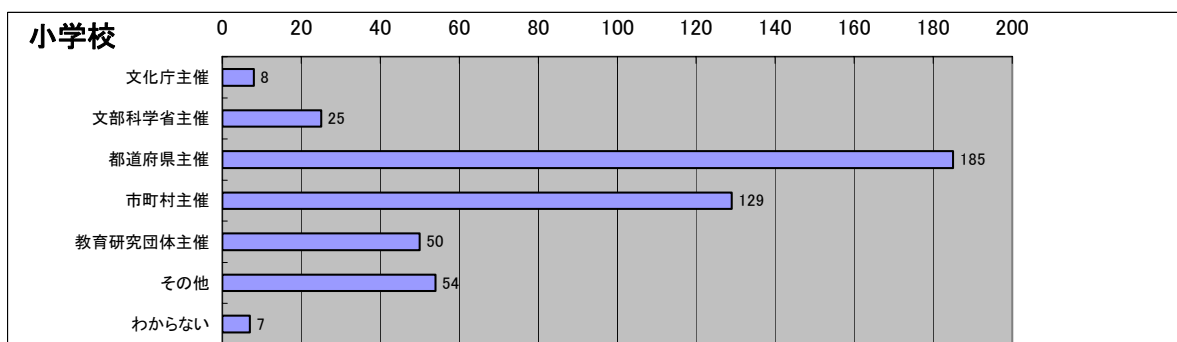
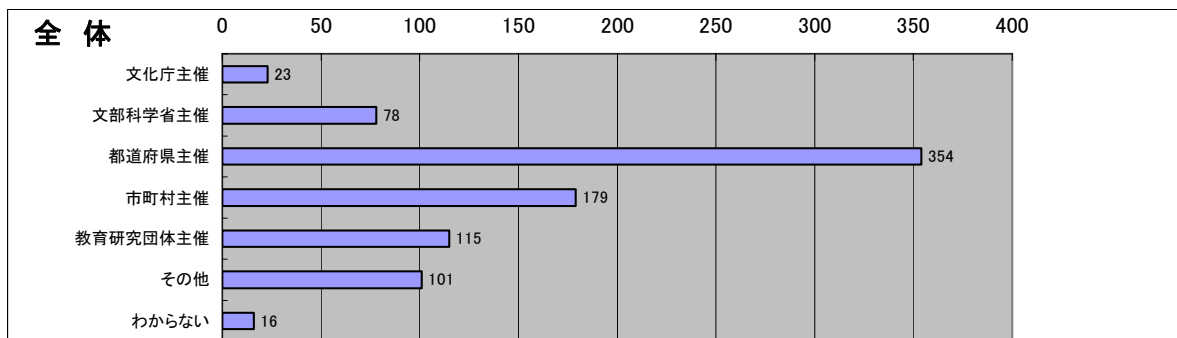
いずれにしても、著作権に関する研修の受講経験のある教員が各学校に配置されることは、著作権教育の普及の上で不可欠である。平成15年度から12学級規模以上の学校に配置が義務付けられた



司書教諭の養成や、教頭・校長の管理職研修と関連付けるなど、著作権に関する知識を持ち、校内で一般教員に助言できる立場の教員の養成が図られるべきである。

問13-2  
 問13で①～③を選んだ方に伺います。  
 それらの教員はどんな研修を受けましたか。  
 あなたが把握している範囲内でいくつでも選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	文化庁主催の著作権研修会	23 3.5%	8 2.3%	5 3.4%	9 5.9%	0 0.0%	1 9.1%
②	文部科学省(又は教員研修センター)主催の研修会	78 11.8%	25 7.2%	26 17.4%	23 15.0%	0 0.0%	4 36.4%
③	都道府県(教育委員会を含む。)主催の研修会	354 53.6%	185 53.3%	60 40.3%	101 66.0%	0 0.0%	8 72.7%
④	市町村(教育委員会を含む。)の研修会	179 27.1%	129 37.2%	49 32.9%	1 0.7%	0 0.0%	0 0.0%
⑤	教育研究団体の研修会	115 17.4%	50 14.4%	30 20.1%	34 22.2%	0 0.0%	1 9.1%
⑥	その他	101 15.3%	54 15.6%	18 12.1%	26 17.0%	1 100.0%	2 18.2%
⑦	わからない	16 2.4%	7 2.0%	5 3.4%	4 2.6%	0 0.0%	0 0.0%
	有効回答	866 131.0%	458 132.0%	193 129.5%	198 129.4%	1 100.0%	16 145.5%
	回答者数	661	347	149	153	1	11



問 13-2 問 13 で①～③を選んだ方に伺います。  
それらの教員はどんな研修を受けましたか。

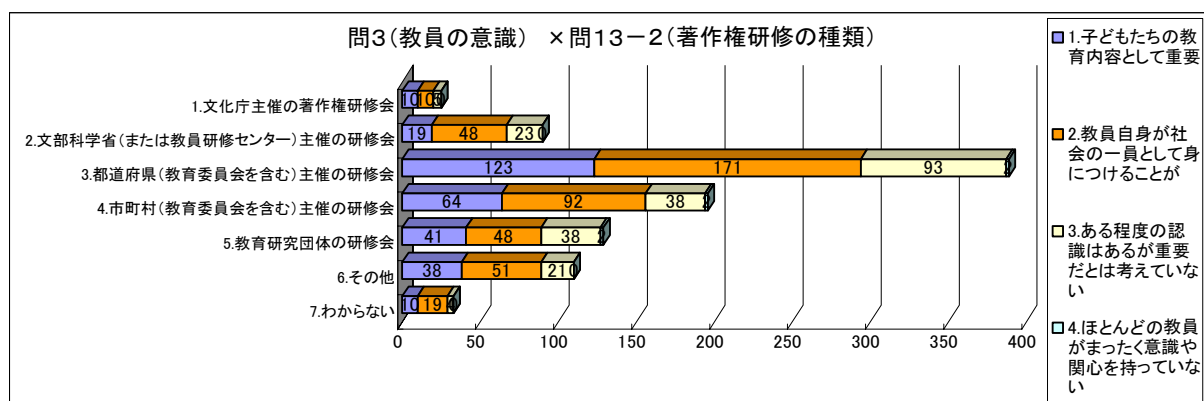
文化庁が毎年実施している著作権研修会への参加経験者がいる学校は、3.5%（小学校 2.3%、中学校 3.4%、高等学校 5.9%）であった。1 学校あたり 1 名として全国 4 万校の 3.5%が受講しているものとして推計すると 1400 人となるが、実施実績に比して少ないようである。これには、研修参加者が「主催者」についてあまり意識していない場合に、文化庁主催のものと文部科学省主催のもの(12%)と混同している可能性があるほか、都道府県庁所在地を開催地としている場合に都道府県主催のもの(53.6%)と混同されている可能性も考えられる。ただし、たとえ 1 万人が研修済みとしても、全国 92.5 万人の教員数に対して 1%程度の比率であり多しとはいえない。

都道府県の研修会への参加は半数以上と多数を占め、次いで市町村(高等学校の多くは都道府県立であるため、市町村主催の研修に参加するのは市立高校等に限られるため少ない)による 27%である。これらは、教育センター等における、総合的な学習や、情報化推進リーダー養成等の研修の過程で著作権の内容が扱われていることが反映されていると考えられる。また、教育研究団体の研修会への参加も 2 割程度あり、多様な研修機会が生かされていることが推測できる。

なお、問 3 とのクロス分析において、文化庁の研修に参加した教員がいる場合には、児童生徒に対する著作権教育を重要と考える割合が相対的に高い傾向がみられるが、サンプル件数が少ないため、今回の結果からは確かだと結論付けることはできない。

クロス(問13-2×問3)

	1.文化庁主催の著作権研修会	2.文部科学省(または教員研修センター)主催の研修会	3.都道府県(教育委員会を含む)主催の研修会	4.市町村(教育委員会を含む)主催の研修会	5.教育研究団体の研修会	6.その他	7.わからない
1.子どもたちの教育内容として重要	10	19	123	64	41	38	10
2.教員自身が社会の一員として身につけることが学校運営面で重要	10	48	171	92	48	51	19
3.ある程度の認識はあるが重要だとは考えていない	5	23	93	38	38	21	4
4.ほとんどの教員がまったく意識や関心を持っていない	0	0	2	2	2	0	0

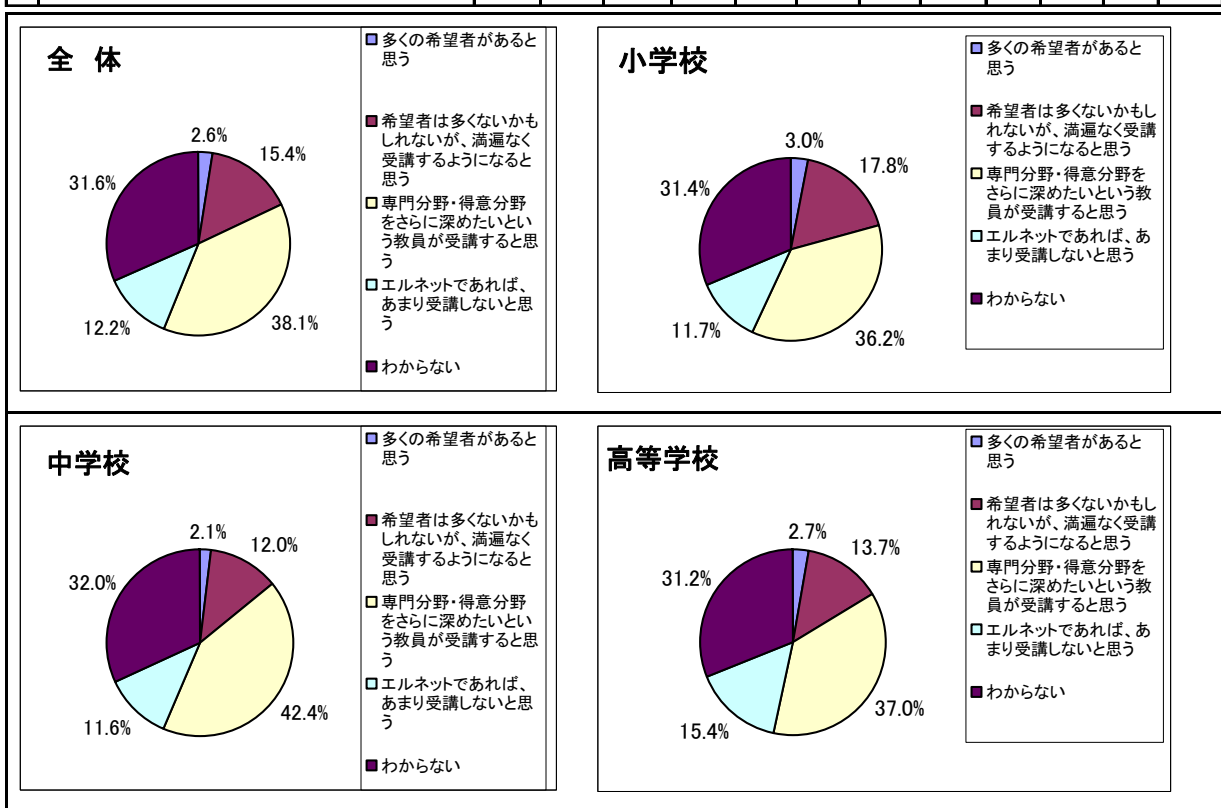


問14

今後、エルネットを活用した著作権に関する研修が開催されれば、あなたの学校では多くの教員が受講するようになると思いますか。  
 当てはまるものをひとつ選んでください。

(エルネットとは、衛星通信を活用して、教育・文化・スポーツ・科学技術に関する情報を直接全国に発信する文部科学省の教育情報衛星通信ネットワークで、送信局は、文部科学省、国立科学博物館、全国の教育センター等36か所に整備されており、全国の社会教育施設、学校等約2,000か所が受信局として整備されています。平成11年7月より稼働しており、「子ども放送局」、「文部科学省ニュース」、「研修プログラム」などの番組が放送されています。)

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 多くの希望者があると思う	43 2.6%	25 3.0%	10 2.1%	8 2.7%	0 0.0%	0 0.0%
② 希望者は多くないかもしれないが、満遍なく受講するようになると思う	251 15.4%	148 17.8%	58 12.0%	40 13.7%	0 0.0%	5 20.0%
③ 専門分野・得意分野をさらに深めたいという教員が受講すると思う	623 38.1%	301 36.2%	205 42.4%	108 37.0%	0 0.0%	9 36.0%
④ エルネットであれば、あまり受講しないと思う	200 12.2%	97 11.7%	56 11.6%	45 15.4%	0 0.0%	2 8.0%
⑤ わからない	517 31.6%	261 31.4%	155 32.0%	91 31.2%	1 100.0%	9 36.0%
有効回答	1634 100.0%	832 100.0%	484 100.0%	292 100.0%	1 100.0%	25 100.0%
未回答	9	5	2	1	0	1
合計	1643	837	486	293	1	26



問 14 今後、エルネットを活用した著作権に関する研修が開催されれば、あなたの学校では多くの教員が受講するようになると思いますか。

エルネットによる衛星通信を用いた研修が、効果があると回答した割合が 56.1%であった。わからないとする回答が 31%、エルネットではあまり受講しないと思うという回答が 12%程度あるが、エルネット受信設備が学校にないなどの場合も含むと思われる。

効果があると考えるグループの回答のうち、多くの希望者があると思うとしたのは2.6%に留まり、ここでも教員一般の著作権教育に関する優先度が低いことが伺われる。ただし、情報科などの専門分野をもつ教員、すなわち児童生徒に対する著作権教育を直接担当すると考えられる教員が受講するだろうとする回答が 38%にのぼり、各学校で著作権教育の指導的役割をする教員養成において、エルネットが効果的であると考えられていることがわかる。ただし、エルネット受信局は全国 2000 箇所

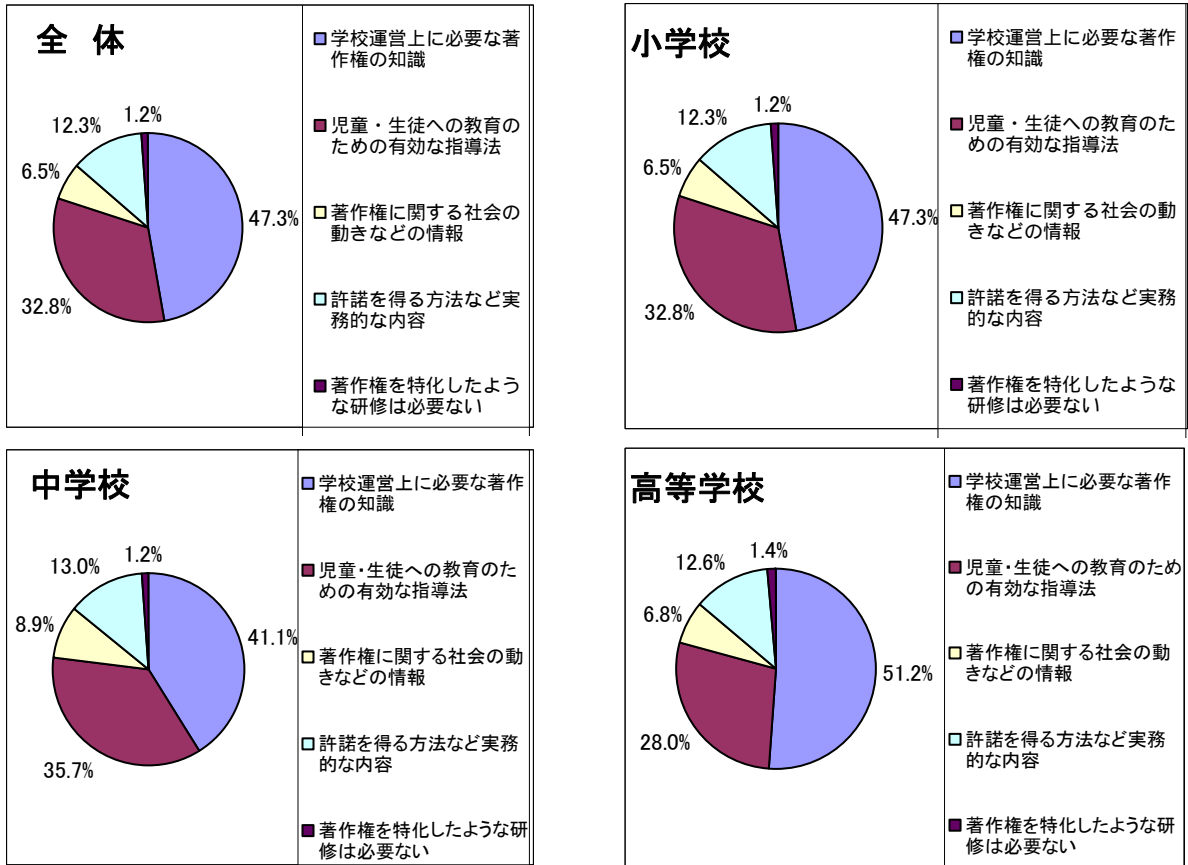
であり、小・中・高4万校に対して5%に過ぎない。

NHK 学校放送などで著作権講座が設けられると、より効果的であると考えられそうである。

問15

教員を対象とした著作権に関する研修について、あなたはどのようなものが望ましいと思いますか。  
次の中から最も近いと思うものをひとつ選んでください。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 学校運営上に必要な著作権の知識	775 47.3%	407 48.7%	199 41.1%	150 51.2%	1 100.0%	18 69.2%
② 児童・生徒への教育のための有効な指導法	537 32.8%	277 33.2%	173 35.7%	82 28.0%	0 0.0%	5 19.2%
③ 著作権に関する社会の動きなどの情報	106 6.5%	43 5.1%	43 8.9%	20 6.8%	0 0.0%	0 0.0%
④ 許諾を得る方法など実務的な内容	201 12.3%	98 11.7%	63 13.0%	37 12.6%	0 0.0%	3 11.5%
⑤ 著作権を特化したような研修は必要ない	20 1.2%	10 1.2%	6 1.2%	4 1.4%	0 0.0%	0 0.0%
有効回答	1639 100.0%	835 100.0%	484 100.0%	293 100.0%	1 100.0%	26 100.0%
未回答	4	2	2	0	0	0
合計	1643	837	486	293	1	26



問 15 教員を対象とした著作権に関する研修について、あなたはどのようなものが望ましいと思いますか。

研修の内容について、学校運営上必要な知識へのニーズが最も高く半数近くにのぼる。次いで、児童生徒への著作権教育の際の指導法などが1/3、許諾取得方法など実務的内容の研修が12%で、教師としての職務に関わる研修内容が期待されていることがわかる。

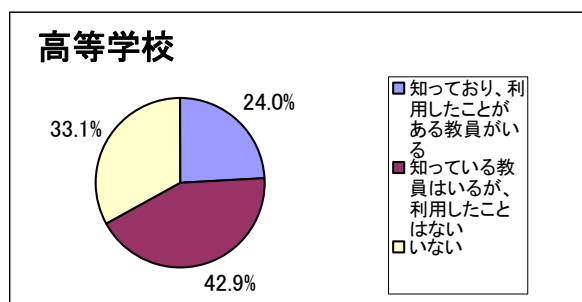
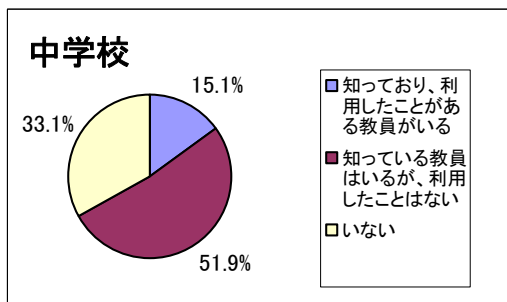
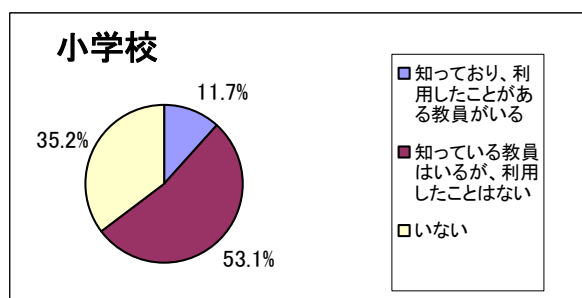
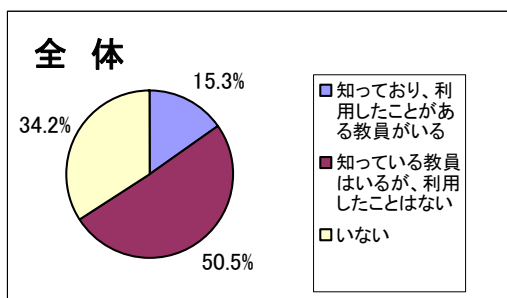
著作権に特化した研修は必要ではないとする意見は1.2%に過ぎず、多くの学校で著作権に関する教員研修の必要性は認知されているといえる。

## 【文化庁の情報】

問16

あなたの学校には、著作権教育に関連する資料や情報が、文化庁のホームページから入手できることを知っている教員がいますか。

回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	知っており、利用したことがある教員がいる	250	15.3%	98	11.7%	73	15.1%	69	24.0%	1	100.0%	9	34.6%
②	知っている教員はいるが、利用したことはない	824	50.5%	443	53.1%	251	51.9%	123	42.9%	0	0.0%	7	26.9%
③	いない	559	34.2%	294	35.2%	160	33.1%	95	33.1%	0	0.0%	10	38.5%
有効回答		1,633	100.0%	835	100.0%	484	100.0%	287	100.0%	1	100.0%	26	100.0%
未回答		7		2		2		3		0		0	
合計		1,640		837		486		290		1		26	



## 【文化庁の情報】

問16 あなたの学校には、著作権教育に関連する資料や情報が、文化庁のホームページから入手できることを知っている教員がいますか。

認知度は66%(+)である。ただし、認知していても、実際に利用している割合はまだ低く、全体の15%程度に留まる。

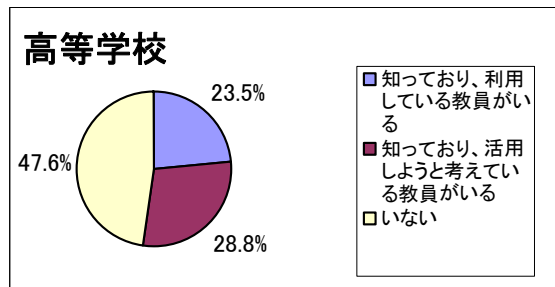
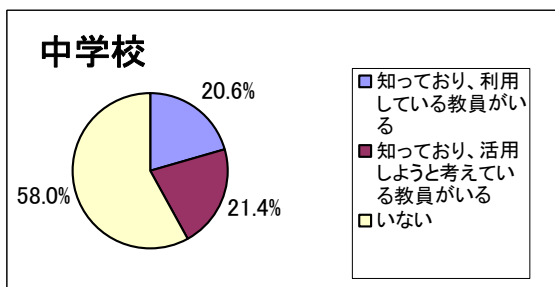
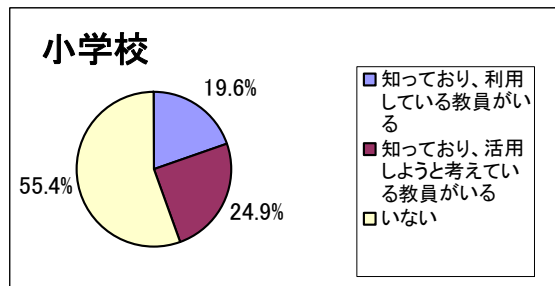
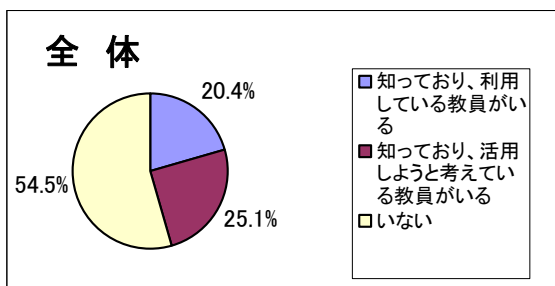
各学校に文化庁のホームページの存在を伝える公文書が送達されているのに認知していない回答が34%あるのは、本アンケートの回答者が公文書の取り扱いに関与しない者を含んでいるためであろう。文書や資料が、各教員レベルにまで届くような仕組みを工夫することで、認知度および活用度が高まることが想像できる。

問16-2

問16で①又は②を選んだ方に伺います。

文化庁のホームページにおいて、平成16年1月から、「場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方」が入手できることを知っている教員がいますか。

回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
① 知っており、利用している教員がいる	191 20.4%	92 19.6%	58 20.6%	40 23.5%	0	1 7.1%
② 知っており、活用しようと考えている教員がいる	234 25.1%	117 24.9%	60 21.4%	49 28.8%	0	8 57.1%
③ いない	509 54.5%	260 55.4%	163 58.0%	81 47.6%	0	5 35.7%
有効回答	934 100.0%	469 100.0%	281 100.0%	170 100.0%	0	14 100.0%
未回答	12	8	3	1	0	0
合計	946	477	284	171	0	14



問16-2 問16で①又は②を選んだ方に伺います。

文化庁のホームページにおいて、平成16年1月から、「場面对応型指導事例集 著作権教育5分間の使い方」が入手できることを知っている教員がいますか。

認知度は45%( + )である。しかし、認知している学校のうち、45%が実際に利用している。

( / + )

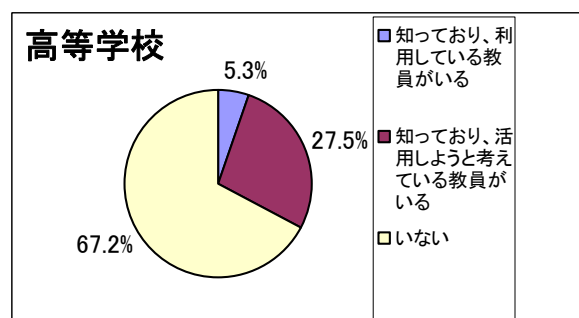
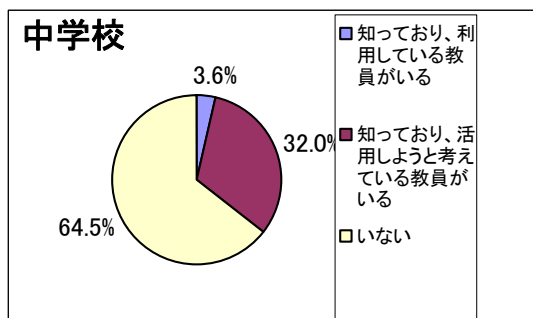
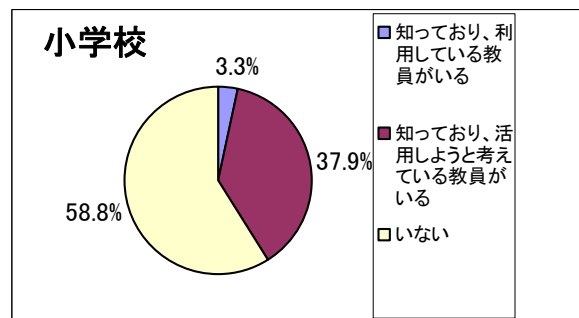
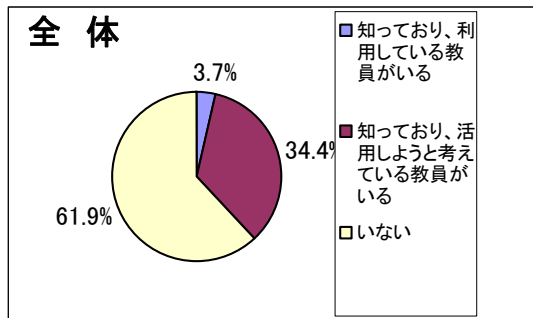
問16と問16-2から、問16の場合において文化庁のホームページを認知し利用している割合(15%)と、事例集の存在を認知し利用している割合(66%×45%×45%=13%)がほぼ等しく、文化庁ホームページ利用のほとんどを事例集の利用が占めていると推測される。すなわち、事例集が教育現場で利用しやすい資料であることが伺われる結果である。

問16-3

問16で①又は②を選んだ方に伺います。

文化庁のホームページにおいて、平成16年から、著作権教育のための学習ソフト(小学校用及び中学校用)が入手できることを知っている教員がいますか(小学校及び中学校以外の方もお答えください。)

	回答内容(選択肢)		全体		小学校		中学校		高等学校		中等教育		盲・聾・養	
①	知っており、利用している教員がいる		25	3.7%	11	3.3%	7	3.6%	7	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
②	知っており、活用しようと考えている教員がいる		233	34.4%	127	37.9%	63	32.0%	36	27.5%	0	0.0%	7	50.0%
③	いない		419	61.9%	197	58.8%	127	64.5%	88	67.2%	0	0.0%	7	50.0%
	有効回答(①~③)		677	100.0%	335	100.0%	197	100.0%	131	100.0%	0	0.0%	14	100.0%
	未回答		269		142		87		40		0		0	
	合計		946		477		284		171		0		14	



問16-3 問16で①又は②を選んだ方に伺います。

文化庁のホームページにおいて、平成16年から、著作権教育のための学習ソフト(小学校用及び中学校用)が入手できることを知っている教員がいますか(小学校及び中学校以外の方もお答えください。)

認知度は38%である。認知している学校のうち、利用しているのは9.7%( / + )である。ここで、小・中学校用教材として開発されたにも関わらず、高等学校において33%が認知しており、そのうち16%( / + )で利用されていることは特筆に価する。高等学校情報科で活用されていることが推測され、高等学校生徒用の学習教材が教育現場において待望されていると思われる。

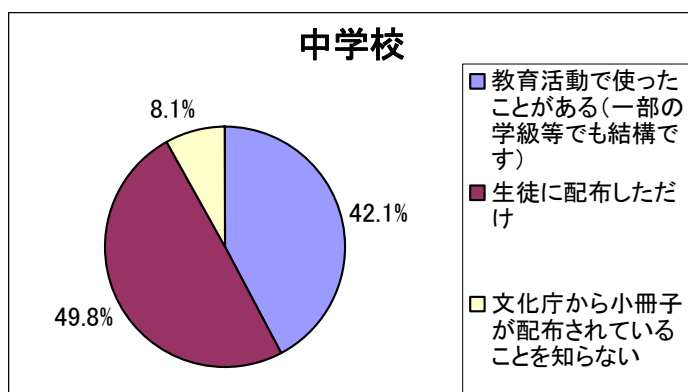


問17

(この設問については、中学校の方のみお答えください。)

文化庁が監修し、毎年度、全国の中学校3年生に配布している著作権教育のための小冊子「インターネット時代のまんが著作権教室」をどのように活用していますか。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	教育活動で使ったことがある(一部の学級等でも結構です)			202	42.1%		
②	生徒に配布しただけ			239	49.8%		
③	文化庁から小冊子が配布されていることを知らない			39	8.1%		
	有効回答			480	100.0%		
	未回答			6			
				486			



問17 (この設問については、中学校の方のみお答えください。)

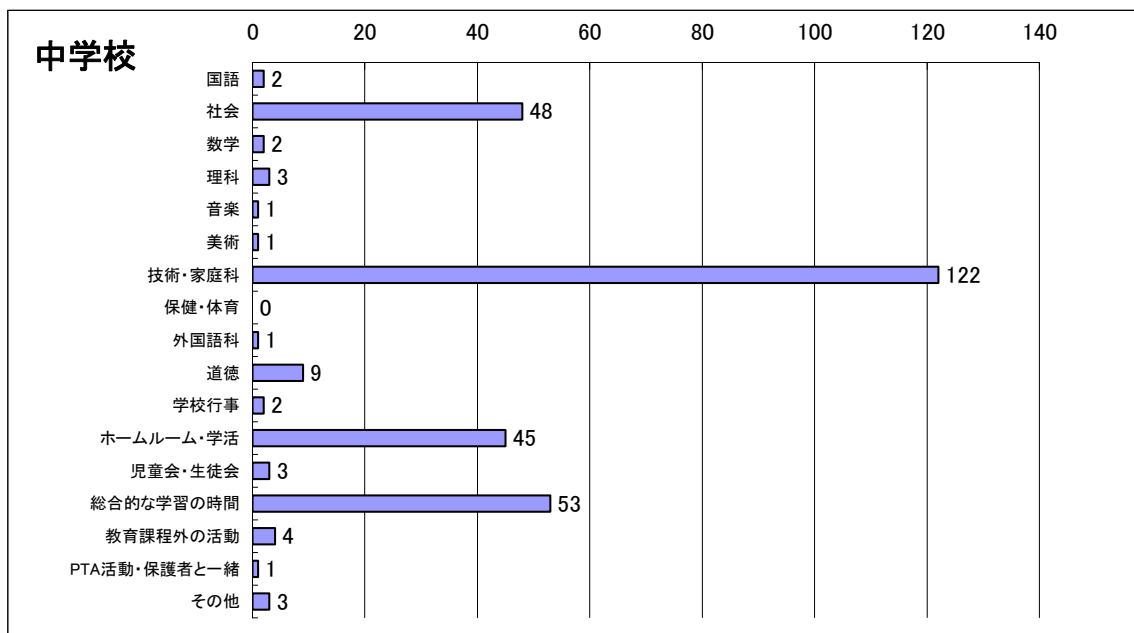
文化庁が監修し、毎年度、全国の中学校3年生に配布している著作権教育のための小冊子「インターネット時代のまんが著作権教室」をどのように活用していますか。認知度は92%にのぼり、そのうち46%では生徒に配布するだけでなく教材として活用もしている。

問17-2

問17で①を選んだ方に伺います。

それはどのような教育活動ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

	回答内容(選択肢)	全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	国語の授業で			2	1.0%		
②	社会の授業で			48	23.8%		
③	数学の授業で			2	1.0%		
④	理科の授業で			3	1.5%		
⑤	音楽の授業で			1	0.5%		
⑥	美術の授業で			1	0.5%		
⑦	技術・家庭科の授業で			122	60.4%		
⑧	保健・体育の授業で			0	0.0%		
⑨	外国語科の授業で			1	0.5%		
⑩	道德の授業で			9	4.5%		
⑪	学校行事で			2	1.0%		
⑫	ホームルーム・学級活動で			45	22.3%		
⑬	児童会・生徒会活動で			3	1.5%		
⑭	総合的な学習の時間で			53	26.2%		
⑮	教育課程外の活動(部活動など)で			4	2.0%		
⑯	PTA活動として保護者と一緒にする活動などで			1	0.5%		
⑰	その他			3	1.5%		
	有効回答			300	148.5%		
	回答者数			202			



問17-2 問17で①を選んだ方に伺います。

それはどのような教育活動ですか。

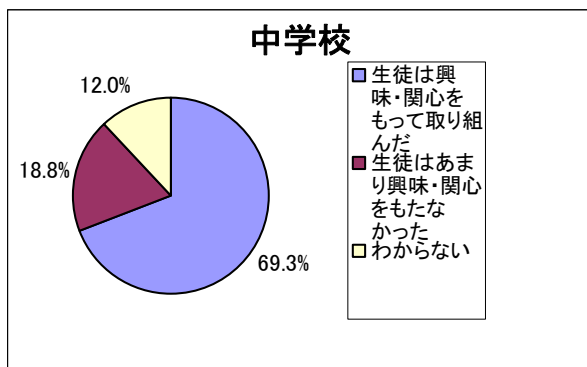
情報教育を専門的に扱う技術・家庭科が60%を占め、次いで総合的な学習の時間の26%、社会科の24%、学級活動の22%が続き、道德での4.5%までギャップがある。その他の一般教科での利用もゼロではないが、1%程度とまだ少ないようである。

問6-2における著作権教育を扱った教育活動の傾向と類似しているが、特に技術・家庭科において冊子の活用が目立っていることから、中学校において著作権教育を主として担う教育活動としては、情報とコンピュータ分野を必修として情報教育を扱う技術・家庭科がふさわしいと考えられていると推測される。

問17-3

問17で①を選んだ方に伺います。  
使った結果、生徒の様子はどうでしたか。

回答内容(選択肢)		全体	小学校	中学校	高等学校	中等教育	盲・聾・養
①	生徒は興味・関心をもって取り組んだ			133	69.3%		
②	生徒はあまり興味・関心をもたなかった			36	18.8%		
③	わからない			23	12.0%		
	有効回答			192	100.0%		
	未回答			10			
	合計			202			



問 17 - 3 問 17 で①を選んだ方に伺います。

使った結果、生徒の様子はどうでしたか。

7割の学校で、生徒が関心を持って取り組んでおり、まんが教材が一定の効果を果たしていることが伺われる。

他方、わからない・関心を持たなかったの割合が3割ある。これは、教材冊子の効果的な活用方法や具体的な授業指導案など、著作権教育の指導方法について、教師向けの情報提供を拡充することで、楽しく著作権について理解を深める授業展開が広がることが期待される。

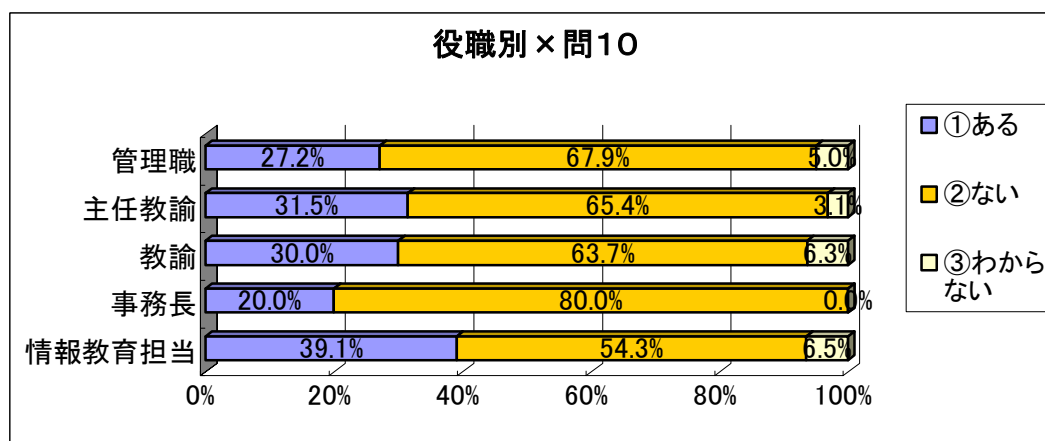
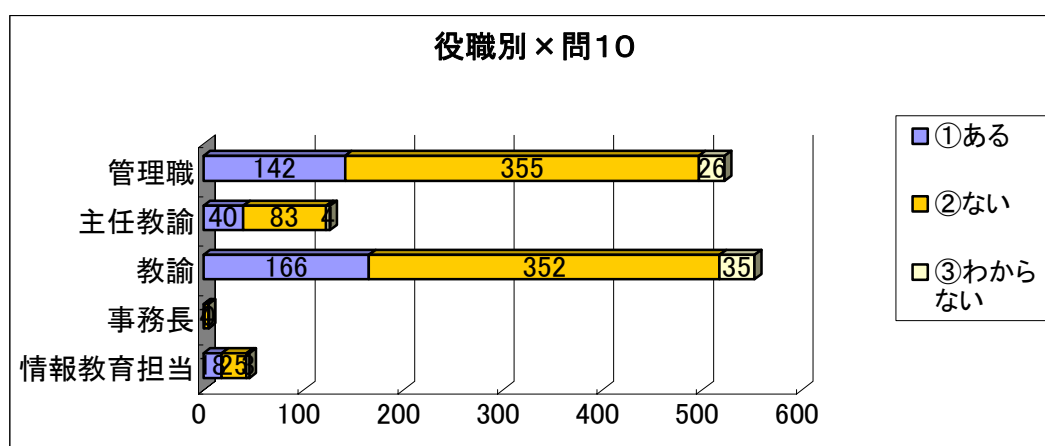
## 【その他のクロス集計】

### 1. 役職別クロス集計

#### 1.1 役職別×問10（役職と具体的な課題認識の関連性）

問10 あなたの学校では学校運営上または学習指導上、著作権に関して具体的な課題が生じたことがありますか？

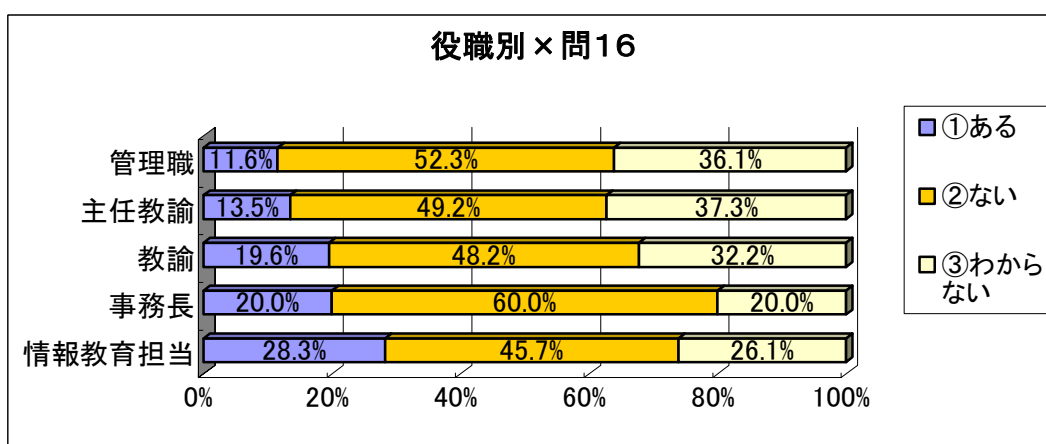
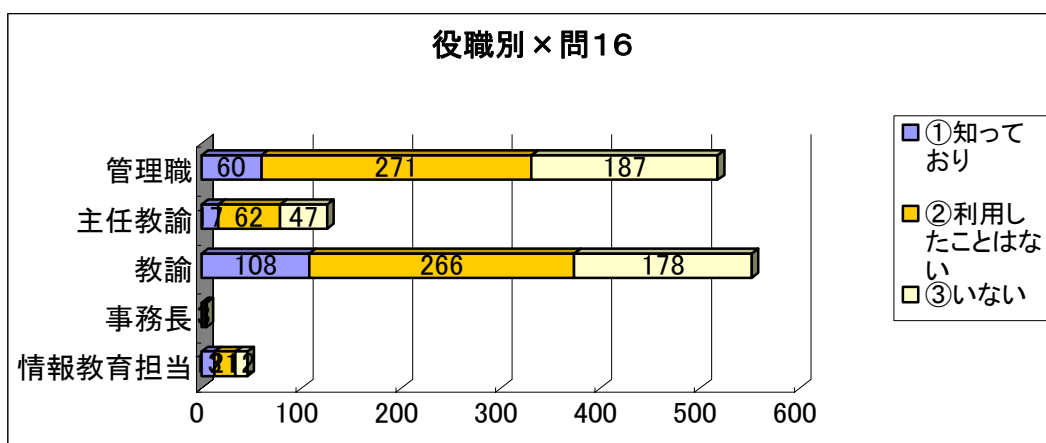
	①ある		②ない		③わからない		合計	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
管理職	142	27.2%	355	67.9%	26	5.0%	523	41.7%
主任教諭	40	31.5%	83	65.4%	4	3.1%	127	10.1%
教諭	166	30.0%	352	63.7%	35	6.3%	553	44.1%
事務長	1	20.0%	4	80.0%	0	0.0%	5	0.4%
情報教育担当	18	39.1%	25	54.3%	3	6.5%	46	3.7%
	367	100.0%	819	100.0%	68	100.0%	1,254	100.0%



## 1. 2 役職別×問16（役職と文化庁ホームページ活用度の関連性）

問16 あなたの学校では著作権教育に関連する資料や情報が、文化庁のホームページから入手できることを知ってる教員がいますか？

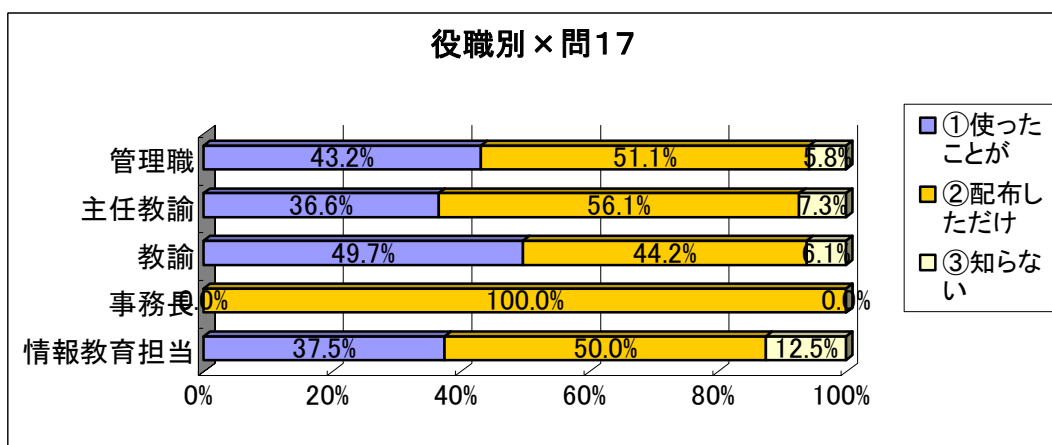
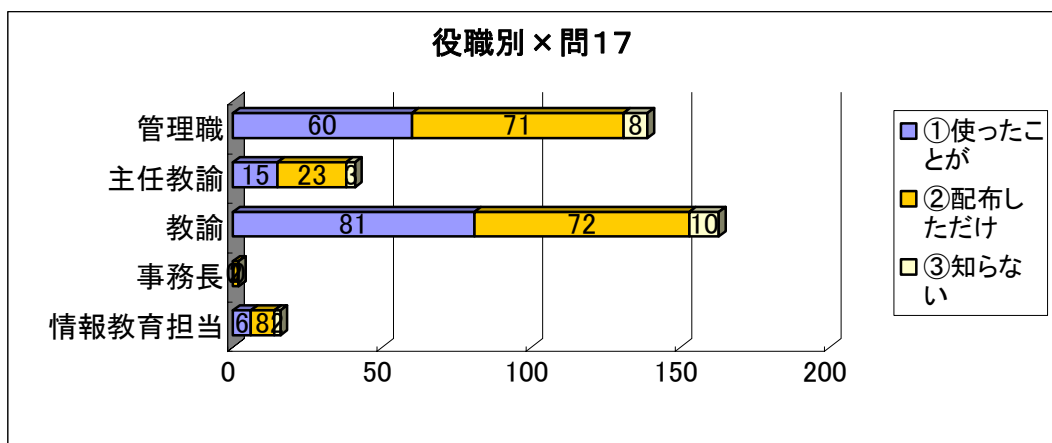
	①知っており利用したことがある教員がいる		②知っている教員はいるが、利用したことはない		③いない		合計	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
管理職	60	11.6%	271	52.3%	187	36.1%	518	100.0%
主任教諭	17	13.5%	62	49.2%	47	37.3%	126	100.0%
教諭	108	19.6%	266	48.2%	178	32.2%	552	100.0%
事務長	1	20.0%	3	60.0%	1	20.0%	5	100.0%
情報教育担当	13	28.3%	21	45.7%	12	26.1%	46	100.0%
	199	54.2%	623	76.1%	425	625.0%	1,247	99.4%



1. 2 役職別×問16（役職とまんの配布状況の関連性）

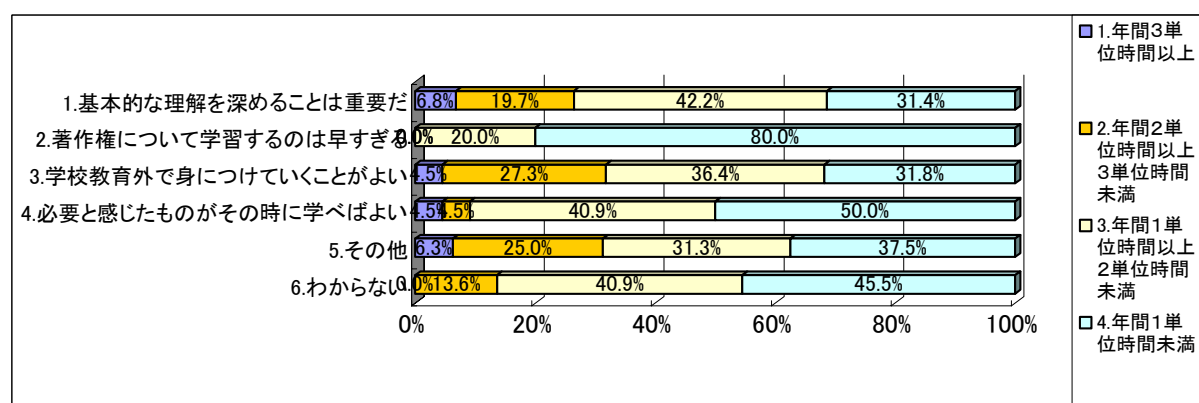
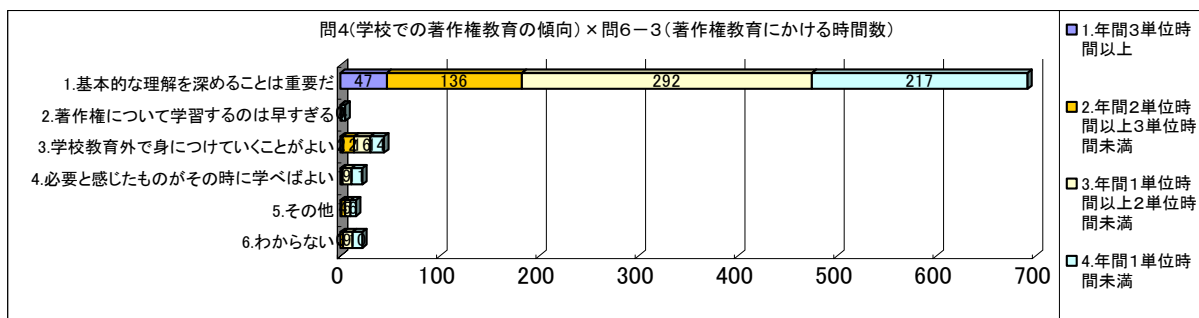
問17 文化庁が監修し、毎年度、全国の中学校3年生に配布している著作権教育のための小冊子「インターネット時代の著作権教室」をどのように活用していますか？

	①教育活動で使ったことがある（一部の学級含む）		②生徒に配布しただけ		③文化庁から小冊子が配布されてることを知らない		合計	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
管理職	60	43.2%	71	51.1%	8	5.8%	139	26.8%
主任教諭	15	36.6%	23	56.1%	3	7.3%	41	32.5%
教諭	81	49.7%	72	44.2%	10	6.1%	163	29.5%
事務長	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%	2	40.0%
情報教育担当	6	37.5%	8	50.0%	2	12.5%	16	34.8%
	162	44.1%	176	21.5%	23	33.8%	361	28.8%



## 2. 問4 × 問6 - 3 (著作権教育の必要性和授業時間数の関連性)

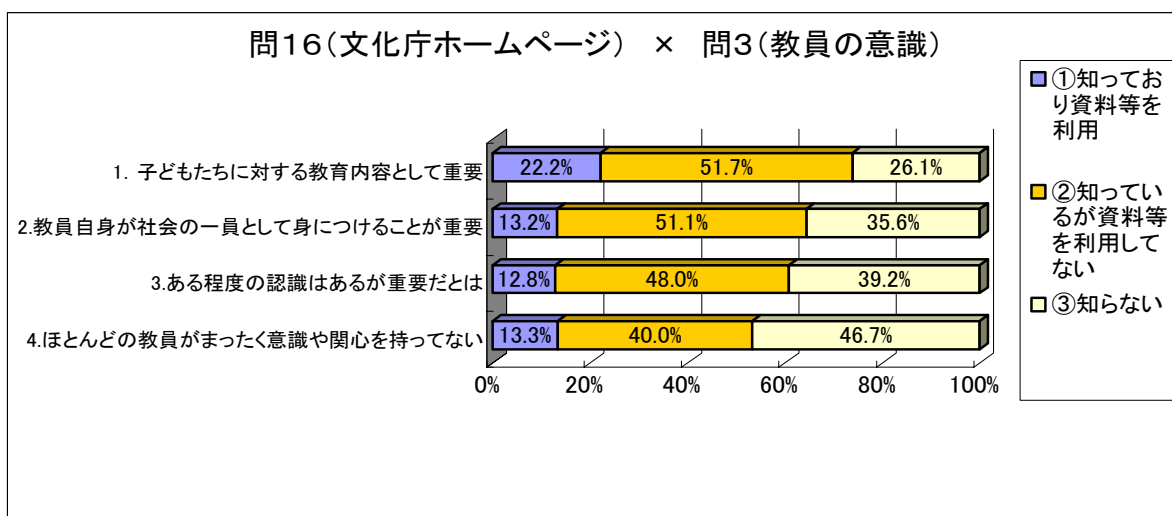
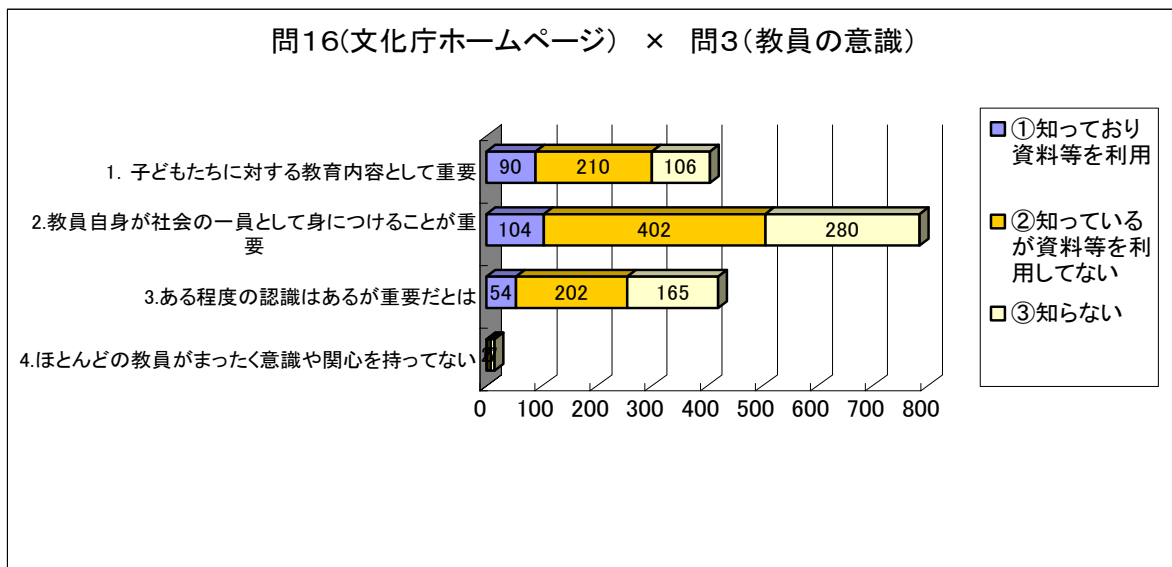
	1.基本的な理解を深めることは重要だ		2.著作権について学習するのは早すぎる		3.学校教育外で身につけていくことがよい		4.必要と感じたものがその時に学べばよい		5.その他		6.わからない	
1.年間3単位時間以上	47	6.8%	0	0.0%	2	4.5%	1	4.5%	1	6.3%	0	0.0%
2.年間2単位時間以上3単位時間未満	136	19.7%	0	0.0%	12	27.3%	1	4.5%	4	25.0%	3	13.6%
3.年間1単位時間以上2単位時間未満	292	42.2%	1	20.0%	16	36.4%	9	40.9%	5	31.3%	9	40.9%
4.年間1単位時間未満	217	31.4%	4	80.0%	14	31.8%	11	50.0%	6	37.5%	10	45.5%



顕著な特徴が見当たらない。

## 2. 問16 × 問3 (教員の意識の高低と文化庁ホームページの活用度の関連性)

	1. 子どもたちに対する教育内容として重要		2. 教員自身が社会の一員として身につけることが重要		3. ある程度の認識はあるが重要だとは		4. ほとんどの教員がまったく意識や関心を持ってない	
① 知っており資料等を利用	90	22.2%	104	13.2%	54	12.8%	2	13.3%
② 知っているが資料等を利用していない	210	51.7%	402	51.1%	202	48.0%	6	40.0%
③ 知らない	106	26.1%	280	35.6%	165	39.2%	7	46.7%



### 問16と問3[クロス07]

児童生徒への著作権教育に取り組む意識の高い学校では、文化庁のホームページへの認知度も高く、提供される著作権教育の資料を利用している割合が高くなっている。

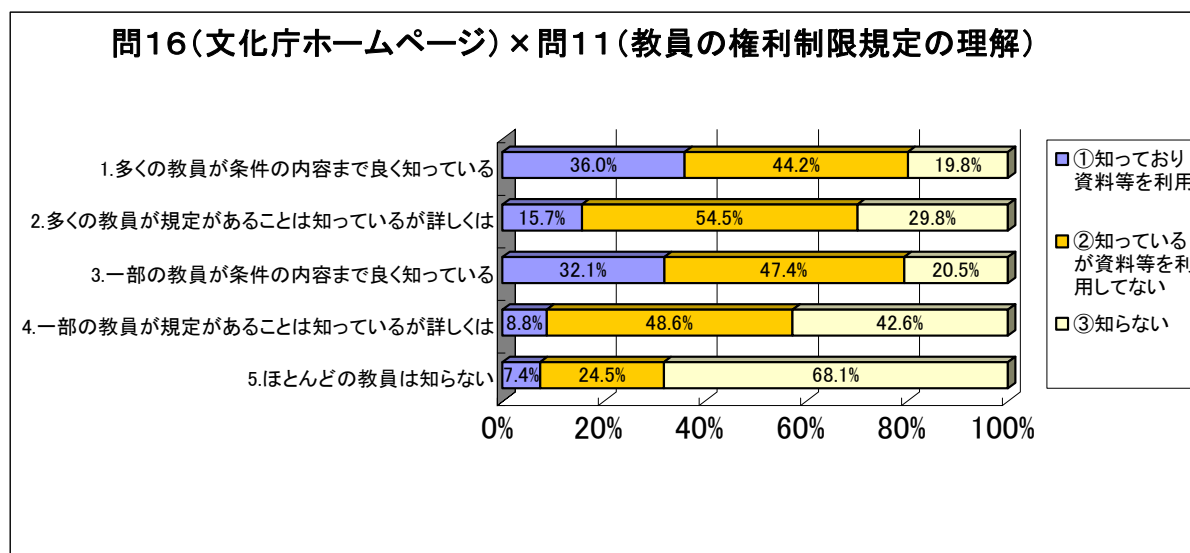
しかし、意識の高い学校でも、文化庁の資料の存在を認知していない割合が26%あり、また認知していても資料を利用していない割合が52%ある。各教員レベルへの周知を徹底することなど、資料の利用度を高める工夫が望まれる。

ただし、インターネット上の資料の認知および利用にあたっては、当然、教員自身の情報活用能力およびインターネット接続環境が十分であるかどうかという要素がからむことに留意する必要がある。



## 2. 問16×問11(教員の著作権の理解度と文化庁ホームページの活用度の関連性)

	1.多くの教員が条件の内容まで良く知っている	2.多くの教員が規定があることは知っているが詳しくは	3.一部の教員が条件の内容まで良く知っている	4.一部の教員が規定があることは知っているが詳しくは	5.ほとんどの教員は知らない
①知っており資料等を利用	36.0%	15.7%	32.1%	8.8%	7.4%
②知っているが資料等を利用していない	44.2%	54.5%	47.4%	48.6%	24.5%
③知らない	19.8%	29.8%	20.5%	42.6%	68.1%



問16と問11[クロス08]

文化庁のホームページを知っており利用している学校ほど、著作権法35条の適用条件まで知っている教員がいる割合が高く、文化庁ホームページの情報提供が、各学校で教員が著作権制度を詳しく理解する上で役に立っていることがわかる。

## 8.著作権教育アンケート調査自由記述内容

### 【意見】

- 著作権教育の情報をたくさん知っておきたいと感じた。
- 先日の長崎県佐世保市の小6児童の事件があつてから、「情報モラル教育」が注目されており、本校でもそれに関する資料を、インターネット等を通じて収集しました。その際に、文化庁や著作権情報センターの充実振りを再認識していた矢先のアンケートでしたので、タイムリーでした。
- 文化庁の資料を現職研修などで話題にし、少しでも理解を深めたい。2学期に、情報教育主任が「インターネット活用時のモラル」に関する研究授業を行う予定である。小学生向けの資料か、授業案などを紹介していただくと有難いです。著作権が教育上どこまで許容されるのか知りたい。
- アンケートは、時間がかかるのでやりたくなかったのですが、請求にあわせてやることになりました。しかし、やった結果、知らない分野の情報が得られることになり、最初から積極的に取り組めばよかったと思いました。何事もそうであると反省しました。
- 著作権に関しては、情報教育担当が16年の改正時の資料やトピックス的に校内研修等の会で周知しています。また、使い方の相談にもものっていますが、必ずしも著作権に関して熟知しているかというところではありません。もっと実践例に則して著作権について知らせていきたいと考えているところです。
- 昨年資料をもらっていたので、有効的に子どもたちに指導して行けるよう、少し勉強しなければならぬと感じた。アンケートの記入で刺激を受けました。
- 子どもたちにコンピューターを教えていけばいくほど、情報モラルの必要性、著作権の指導の必要性が大切になってくると思われまます。今、こどもたちに、情報モラルに関するWebページ(クイズ)を製作させています。その後、わかったことをポスターで呼びかけようといった授業を行っています。効果的な指導法等について今後も自主研修をしていきたいと思ひます。
- 今後いろいろな冊子がほしい1学期末に3年生総合の時間で著作権について学習をした。冊子「目指そう著作権なんでも博士」とビデオ「悟空の著作権入門」を使用。生徒の反応はすごく良く楽しく授業ができた。2学期には、特許についての学習を3～4時間やりたいと思っている。配布された「特許から見た産業発展史」とプロジェクトX「魔法のラーメン・82億食分の奇跡」を使ってやる予定。これからは、学校のカキユラムの中で、系統的に学習したいと考えている。
- 著作権に関する学習の必要性が感じられた。なかなか時間がとれないが、少しずつでも取り入れて行きたいと感じた。

- 官庁主導で作成されたWebページ(教材ページ)の『画像データの利用に関するルール』が今ひとつ理解しにくい感じがします。利用した画像データ等が、その授業課題においてWeb上に公開可能かなどが分かりにくいです。『学校教育OK』のマークが普及するとよいと考えています。
- 一般的に私たちが考える著作権という事で思い浮かぶのはコンピューターのソフトがありますがこの事については非常にシビアに考えておりますが改めてこのようなアンケート等があると他の著作物に関してもその取扱には十分注意しなければならないと感じました。
- このアンケートが、映像による著作権教育の教材(廉価な、できれば無料)の製作に役立ちますように…
- 著作権については全ての教員が、知識を持たなければならないと思うが、実際は関心を持たない教員が多いし、ある意味閉鎖的な世界です。個人レベルでの研修には限界があるので、もっと重要性について、様々な場面で扱われれば、皆、気付くのではないのでしょうか。
- 「まんが著作権教室」の具体例を充実させて、高校生向きのものが有るとよい。
- パソコンクラブで著作権について指導している学校は多いのではないかと思われるのに、教育活動にクラブ活動がない。そのように、その他にチェックを入れる設問が多過ぎる。
- アンケートへの回答を強要さるのなら、協力依頼とは言えない。また、個人レベルでは回答不可能な設問が多過ぎる。本校で利用しているブラウザに対応していなかった。特定の機種に依存したソフトのみで動くようなアンケート回答方式は問題。
- 著作権、肖像権等の権利義務については、自分自身が被害者になった時に初めてその権利主張をする傾向が強い。従って、人の権利の侵害を無意識に、活動の利便性のみを考えて、怠ってしまうことが、多すぎるほどの例を持っている。またこの指摘をすると指摘した者に対する恨みがましさが伴う(利便性を遮断されたという思い)事が多いのも指導しにくいことの1つであろう。
- 小学校での著作権教育は、社会科の権利についての学習や音楽・図工などの美術品についての学習などに関連した学習が主で著作権そのものをメインの主題として取り上げることは、かなり難しいように思います。今後の課題だと思います。
- 著作権について深く考えていないで生活している事を反省しています。
- アンケート内容について教員が詳しく知らない実態がある。著作権教育については、個性を大切にす、創造性をはぐくむという観点からもきちんととらえ対応していくことが大切だと切に思う。教員をふくめ、学校現場が無関心、無知であることは大変悲しいことである。

- 著作権の問題は難しく、自分自身が何かを使用するときに必要な知識と、子供たちに教えるための知識が必要ですが、前者の方がおろそかになっているような気がします。

### **【学校での取り組み報告】**

- 本校は特に、総合研究機構知的財産研究プロジェクトが中心となり、各付属校(幼稚園～高校)には「知的財産教育推進委員会」が設置され、「代表者会議・研修会」を年間3回以上(内1回は2泊3日の合宿研修)実施している。本学は特許庁請負研究指定校であり、中等部は特に特許庁研究指定校に指名されており、特許権を中心とした知財教育を展開しているが、当然知的財産権全般についてもまんべんなく扱っている。
- 高等学校では教科や学年の枠を超えて著作権や情報モラルなどを指導していく体制にすること自体が現状では大変難しいと捕らえています。必修の情報科の授業では指導していますが、本校は単位制のため情報の授業を必ず1年生が履修するとも決まっていません。また生徒指導に到る前の職員の意識もまだ社会の水準には至っていないと思います。前身の学校の時には著作権に関する職員研修会など行っていました。
- 著作権に関して、教職員にはまだ浸透していないように思う。
- 本校では、3年生以上がパソコンでプレゼンできるリテラシーを推進しています。その中で写真や資料を添付する場合があります、その際に著作権について児童に意識させると共に問題がないかを判断させています。著作権法の一部改正に伴い、授業で利用できる範囲が広がっていることで教員は適切な認識をもつ必要があり、そのための校内研修を企画しているところでもあります。
- 個人事だが、以前、県の教育センターで長期の研修を受けた際、著作権に関する問題が生じ、出版元に連絡を取り、申請を出して許諾を受けたことがあった。また、情報教育担当ということで、前任校勤務した際に、文部科学省の研修を受けたことがある。学校 web ページの普及という面での必要性で触れられたようだが、実際には他の教育活動における著作権の事に関しても学び、有益であった。現場での著作権に関する研修は、どっちかという視聴覚・情報担当対象のことが多く、同じ人ばかり受けているケースが多い。
- 過去30年間著作権違反で訴えられたことがないので、学校ではあまり切実な問題とならないのが実態です。
- 著作権のことよりも、授業や教材研究のためのパソコンのスキルアップに重点があり、著作権の問題まで教員のレベルが追いついていないというのが現状です。
- 学校現場は児童・生徒と関わる時間以外に、煩雑な公務が大変多く、著作権について取り立てて深く考える時間的余裕が無いように感じます。特に生徒指導上の困難を抱えている学校では、毎夜12時過ぎまで職員室に煌々と電気がついている状態です。研修を行うとすれば、夏休み・冬休み期間中の、生徒が

登校しない日しか参加できないかもしれません。

- ほとんどの教員は、言葉は知っているがくわしい事までは分かっていないのが現状です。これからの時代には欠かせない分野だとは思いますが、どこから取りかかってよいものか分かりません。
- 「インターネット時代のまんが著作権教室」は今日も技術の授業で扱い、2 学期中間テストの範囲の中とっています。
- 情報教育担当をしているが、他の教員の意識について何の予備調査もせずに担当者の主観だけで回答することは不可能。担当者の意識として回答した。同様に情報教育担当がPC室を利用する時、即ち主担当の家庭科のほか、技術科、美術B、放送部活動、総合学習のPC利用時など個人の実践を軸に回答した。
- 本校では、情報処理教育の内容に著作権が含まれているため、簡単ですが学習しています。今後は商標登録等に関連付けながら、より詳しい指導をする予定です。
- 学校現場での教員の著作権意識は「ない」という状態が多いようです。職場で著作権について他の教員に注意をすると白い目で見られるというのが実態です。このような状況を打開していくためには、教育委員会などの行政が先頭に立って指導して、管理職がリーダーシップを発揮する必要があるように思います。ともかくも職員室では「著作権」という言葉はほとんど無視された状況です。

### **【要望】**

- 著作権については、以前学校以外で仕事をしているときにマンガ形式の冊子になっているテキストを見たような気がします。小学校にも中学年ぐらいから使用できるマンガ形式のテキストが最低一学年分あるといいと思います。
- 学校対象への国の広報活動が全く不足、教員の著作権侵害意識の低さを調査されてはいかがでしょうか。
- 文部科学省と連携して、学級指導との指導事項として明確に著作権教育を低学年から指導するにしてほしい。
- 著作権教育のための学習ソフトが、文化庁のホームページのどこにあるかわからない。わかりやすいリンクにしてほしい。
- アンケート内容は、学校名等を登録する前に、紙ベースかパソコン上で予め提示したほうが良い。

- 毎年、まんが著作権の小冊子を生徒に配布して、指導しています。今後、著作権に関する情報提供をよろしくをお願いします。
- 著作権の研修は開催場所・日時に課題があると感じる。大都市での開催には交通手段、夏休み中の開催には学校行事・部活動を担当する教員にとっては受講するのが厳しい。全員が受講する機会を与えられないと、参加したくてもできない一部の現場教員の声をもう少し繁栄させて欲しい。
- 全国の学校で著作権研修及び教育が徹底して行われることを希望します。

### **【その他】**

- 回答項目の表現が「重要だ」「必要ない」のような両極端な場合、基本的概念ととらえている時、回答できません。
- 中学生用の「インターネット時代のまんが著作権教室」は配布されていますが、点字テキストや音訳テキストは作られないのでしょうか。
- 本校ではパソコンの設置・整備があまりすすんでおらず、授業での活用や教材の作成等にあまり使用されていない。従って、このアンケートへの回答はこのようになってしまっていることを考慮願います。
- 簡単な内容で、回答しやすかったです。
- 教職員によって意識の差が大きく、一概には答えられない質問があった。
- 設問の立て方と解答種の関係がわかりにくい。意図は理解できますが。ご苦労様です。集計楽しみにしております。
- 職員に同じようなアンケートをして回答しているわけではないので、不明な部分が多い。
- II. 教育指導の問2で「単位時間」の意味が分かりませんでした。

※ アンケートの自由記述に関しては、基本的に記述内容をそのまま掲載しましたが、学校名等の固有の情報は除いて掲載しております。

アンケート分析に関してご協力頂いた先生方  
千葉学芸高等学校 校長 高橋邦夫 先生  
野田市立東部中学校 教頭 中村 司 先生

---

平成16年12月

企 画 社団法人 著作権情報センター  
〒163 - 1411  
東京都新宿区西新宿3丁目20番2号 東京オペラシティタワー11F  
TEL 03 - 5353 - 6921 FAX 03 - 5353 - 6920  
URL <http://www.cric.or.jp/>

実 施 社団法人 日本教育工学振興会  
〒105 - 0001  
東京都港区虎の門1 - 17 - 1 虎の門5森ビル  
TEL 03 - 5251 - 0751 FAX 03 - 5251 - 0752  
URL <http://www.japet.or.jp/>

協 力 文化庁長官官房著作権課  
URL <http://www.bunka.go.jp/>

今回のアンケート調査並びに報告書は、(社)著作権情報センターの著作権法百年記念基金事業  
で実施・作成しました。